

大阪の支援教育

令和7年度版

大阪府教育庁

もくじ

I 大阪府における支援教育について	1
II 幼児児童生徒数の推移	23
III 支援学校（特別支援学校）の状況	
1 学級数及び幼児児童生徒数の推移	26
2 学校分布図	28
3 学校別概要	29
IV 支援学級等の状況	
1 支援学級数・児童生徒数	41
2 年度別支援学級設置状況一覧表	43
3 市町村別支援学級設置状況	44
4 病院内学級・病弱支援学校（本校・分教室）設置一覧	46
5 令和7年度通級による指導担当教員配置校	47
V 令和6年度支援学校・中学校及び義務教育学校支援学級卒業生の進路状況	50
VI 施策等の状況	
1 主な取組み	52
2 特別支援教育就学奨励費負担金等の支給費目一覧	54
VII 講習・研究・研修	
1 特別支援学校教育職員免許法認定講習会の概要	55
2 研究指定校等一覧	57
3 大阪府教育センターにおける支援教育関係の事業	66
VIII その他の関連事項	
1 障がいのある生徒に対する高等学校入学者選抜における受験上の配慮	69
2 大阪府の小・中学校及び高等学校における障がい理解教育への取組み	70
3 教職員による幼児・児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメント防止の取組み	71
4 児童・生徒に対するいじめ防止の取組み	81
5 支援教育関係主要事項年表	83

I 大阪府における支援教育について

障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況の変化に伴い、幼児児童生徒や保護者の意識やニーズが多様化している。また、国においてはインクルーシブ教育システム構築のため、これまで法改正等が進められてきた。

大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っている。

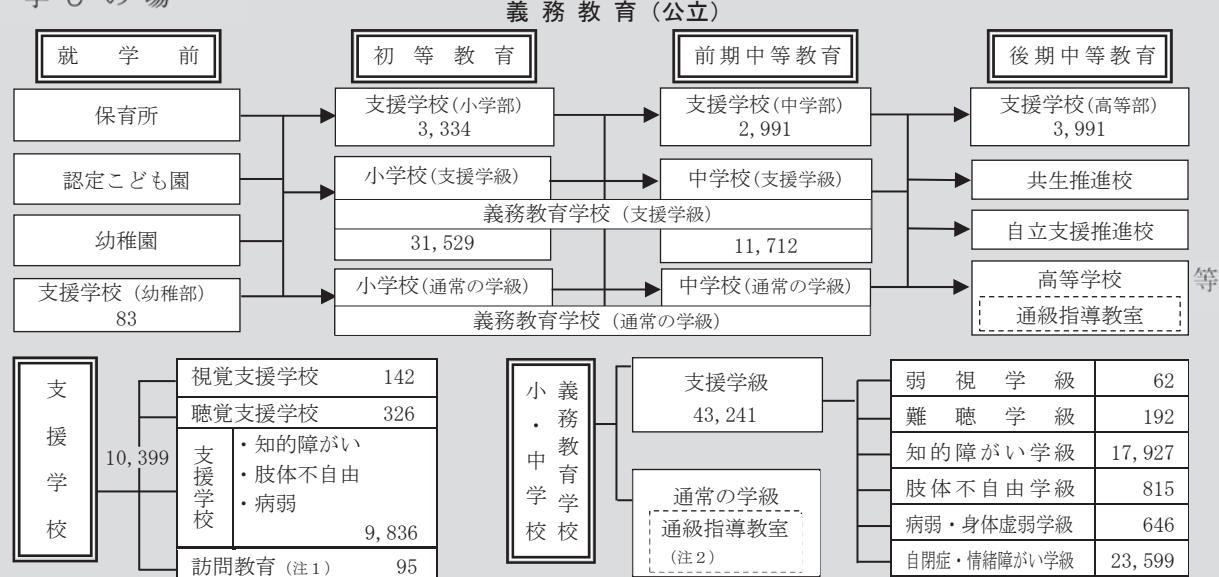
障がいのある幼児児童生徒が生き生きと笑顔で過ごせるために、一人ひとりの生活自立や社会的自立をめざした教育の充実に取り組んでいる。

【支援教育の現状】

* 大阪府における障がいのある児童生徒の教育の特徴

- ・府内の支援学校在籍者数は5年連続増加した。(前年度比+239人)
- ・小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は99.5%と、他府県と比較して高い。
(全国平均84.8%、R6.5.1)
- ・支援学級在籍児童生徒数は、令和5年度より2年連続で減少していたが、令和7年度は増加した。
- ・学齢期の子どもが減少しているが、支援を必要とする児童生徒数は増加している。

一 学びの場 一



(枠内の数字はR7.5.1現在の在籍者数(政令市を含む)。支援学校は幼稚部、高等部、専攻科も含む。)

注1：支援学校の小・中学校部、高等部に設置。

注2：通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、他の教室に通級して学習する制度。この他、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校、中央聴覚支援学校においても実施。

一 今後取り組むべき課題 一

- 知的障がい支援学校等の教育環境の充実
- 府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実
- 小・中・義務教育学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
- 府立支援学校のセンター的機能の発揮
- 一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実（医療的ケアの体制整備含む）
- 高等学校に在籍する障がいのある生徒への指導・支援
 - ・令和6年度、府立高校に在籍する障がいにより配慮を要する生徒は3,974人。一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育が必要
- 発達障がいのある幼児児童生徒への指導・支援
- 障がいのある児童生徒の状況に応じた学びの場のさらなる充実

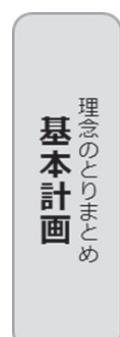
第2次大阪府教育振興基本計画における支援教育の概括

このページは、大阪の支援教育に関する施策を体系的に整理し、課題及び重点的に取り組む事業等を明確化することで、今後の支援教育の推進の端緒となるよう、令和5年3月策定の「第2次大阪府教育振興基本計画」及び、令和9年度までの5年間を計画期間とする「第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画（令和5年4月策定）」のうち、支援教育に係る具体的事業（下表下線の重点取組に基づくもの）をまとめたものです。

基本方針	重点取組	具体的事業 掲載ページ
1.確かな学力の定着と学びの深化	<p>①個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 ②社会や地域とつながる探究的な学習の実践 <u>③グローバル社会を見据えた英語教育・ICT活用の推進</u> <u>④障がいのある子どもたちの教育の充実</u> ⑤配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実 ⑥特色・魅力ある府立高校づくりの推進 ⑦活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進</p>	③P.4~5 ④P.5~11
2.豊かな心と健やかな体の育成	<p><u>⑧豊かな心のはぐくみ</u> ⑨セーフティネットとなる居場所づくりの推進 ⑩運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 ⑪健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進</p>	⑧P.12~17
3.将来をみすえた自主性・自立性の育成	<p>⑫人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 <u>⑬夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成</u></p>	⑬P.18
4.多様な主体との協働	<p>⑭地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携 ⑮教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進 ⑯子ども・保護者・府民への魅力・情報発信の推進</p>	—
5.力と熱意を備えた教員と学校組織づくり	<p>⑰子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に 向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成 ⑯経営感覚を持った学校組織づくりの推進 ⑯教員の働き方改革の推進</p>	—
6.学びを支える環境整備	<p><u>⑳施設等の計画的な整備の推進</u> ㉑災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保</p>	㉑P.19~21
7.私立学校の振興	<p>㉒さらなる特色・魅力づくりへの支援 ㉓公私を問わない自由な学校選択の機会の保障</p>	—

～基本計画及び事業計画の内容～

大阪の支援教育では★を抜粋



1.基本方針★

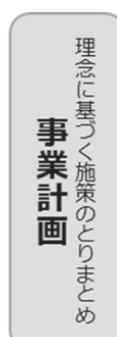
基本計画に基づく施策の大綱としての取組の方針

2.重点取組★

基本計画に基づく取組のうち、計画期間中に重点的に進めるもの

3.重点取組を達成するための手法

重点取組を進めるにあたり、その目的・対象・内容を示すもの



1.到達目標

施策等のめざす具体的な到達点を明示するもの

2.具体的事業等★

事業計画に基づき、取り組む事業等について具体的に示すもの

3.成果指標

具体的事業等ごとに設定し、施策などが適切に展開されているかを把握するもの

「基本方針」ごとの具体的事業

「具体的事業等」の達成状況の記載について（凡例）

項目	目標	目：事業計画に掲げる目標を記載。 標：上段は令和6年度目標を記載。 下段（）は前期事業計画の最終年度である令和9年度の目標を記載。 ただし、「引き続き100%を維持する」等、令和6年度と令和9年度で目標が同じ場合は、下段（）の記載は省略。
計画策定期	実績	事業計画を策定した令和4年度実績を記載。
R5実績	実績	令和5年度実績を記載。
R6実績	実績	令和6年度実績を記載。 「※前年度」と記載しているものについて、「計画策定期」欄では令和3年度実績を記載、「R5実績」欄では令和4年度実績を記載、「R6実績」欄では令和5年度実績を記載。
R6達成状況	実績	令和6年度実績の達成状況を示す記号（◎、○、△、×）を記載。 各記号の示す状況は、以下のとおり。
◎	目標達成	令和6年度実績が令和6年度目標値を大きく上回る（120%以上）
○		令和6年度実績が令和6年度目標値に到達（100～119%）
△	目標未達成	令和6年度実績が令和6年度目標値に未達（計画策定期実績同程度）
×		令和6年度実績が計画策定期実績を下回る（計画策定期実績未満）
定性的な目標を設定している「具体的事業等」の場合は、客観的評価ができないため、「—」を記載。		
進捗等	実績	実施すること自体が成果となる「具体的事業等」の場合は、事業計画に記載する「今後のスケジュール」の進捗等を記載。

基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化

重点取組③ グローバル社会を見据えた英語教育・ICT活用の推進

▶具体的事業等

■府立学校における1人1台端末を活用した授業の推進

これまでの教育実践に1人1台端末をはじめとするICTを効果的に取り入れ、授業改善を推進する。

【現状（R4）】

- 令和3（2021）年度に、すべての府立学校で1人1台端末の配備が完了。
- 「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合は、府立高校で72.4%※、府立支援学校で79.8%※。

※は令和3（2021）年度実績のもの。以下同様。

【目標(R9)】

- ・「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合をすべての府立学校において100%にする。

【進め方】

- ・教員研修や教員が情報を共有するポータルサイトなどを通じ、好事例を発信することで、各学校において、これまでの教育実践とICTを効果的に組み合わせた授業が実施されるようにする。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合(%)	府立高校	83.4 (100)	72.4※前年度	73.3※前年度	75.9※前年度	△
	府立支援	87.9 (100)	79.8※前年度	81.1※前年度	81.3※前年度	△

重点取組④ 障がいのある子どもたちの教育の充実

▶具体的事業等

■小・中学校における支援学級や通級による指導の充実

支援学級に在籍する子どもたちや通級による指導を受ける子どもたちに、一人ひとりの障がいの状況等に応じたきめ細かな指導を行う。

◆支援学級

【現状(R4)】

- ・支援学級に在籍する子どもたちに編成される特別の教育課程が、機械的・画一的とならないよう、市町村教育委員会へ指導・助言を実施。

【目標(R9)】

- ・小・中学校において、支援学級の子どもたち一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現する。

【進め方】

- ・府が地域の小・中学校への訪問を通じて、市町村教育委員会へ指導・助言を引き続き実施する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R5達成状況
小・中学校において、支援学級の子どもたち一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現する。	小・中学校	・府が、地域の小・中学校訪問（政令市を除く41市町村63校を訪問）を実施し、一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施について、市町村教育委員会や当該校へ指導・助言を行った。	◎

◆通級による指導

【現状(R4)】

- ・通級による指導のニーズが年々高まっている一方で、通級による指導（巡回指導含む）を自校で受けることができる学校は小学校で56.4%、中学校で51.9%。

【目標(R9)】

- ・通級による指導を自校で受けることができる小・中学校の割合を100%にする。

【進め方】

- ・府が市町村支援教育担当指導主事会や市町村教育委員会へのヒアリングなどの機会を通じ、通級指導の実施体制、巡回体制に関する好事例や先進事例を発信する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
通級による指導を自校で受けることができる小・中学校の割合(%)	小学校	73.8 (100)	56.4	95.6	98.4	◎
	中学校	71.1 (100)	51.9	97.4	99.0	◎

■ 小・中学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築

障がいのある子どもたちに、一人ひとりの教育ニーズに対する一貫した指導・支援を行う。

◆個別の教育支援計画

【現状(R4)】

- 保護者参画のもと作成した「個別の教育支援計画」を活用し、医療・福祉機関との連携を行う学校の割合は、小学校で74.7%、中学校で70.9%。

【目標(R9)】

- 個別の教育支援計画を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合を第2次計画終了時点で100%にすることをめざし、90%以上にする。

【進め方】

- 府が、市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、個別の教育支援計画の活用好事例を発信する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
個別の教育支援計画を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合 (%)	小学校	80.8 (90.0以上)	74.7	86.7	92.6	◎
	中学校	78.5 (90.0以上)	70.9	84.8	88.7	◎

◆個別の指導計画

【現状(R4)】

- 小・中学校においては、「個別の指導計画」を活用し、子どもたちへの指導の目標・内容・評価を学校全体で共有する指導体制を構築。

【目標(R9)】

- 校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合を100%にする。

【進め方】

- 府が市町村教育委員会へのヒアリングなどを行い、活用状況の確認や指導・助言を実施する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合（%）	小学校	100	－	100	100	◎
	中学校	100	－	100	100	◎

■府立高校における通級による指導の充実

府立高校で学ぶ、発達障がいやその特性のある子どもたちへの指導・支援を充実し、子どもたちが学習上、生活上で困っていることを解消・改善し、子どもたちの学習意欲や自己肯定感の向上を図る。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
国加配を活用した通級指導教室設置校の充実（令和5（2023）年度時点で11校）				
→				通級指導教室の設置の拡充の検討
→				研修等を通じた教員の専門性の充実

【「具体的事業等」の達成状況】

進捗等

- ・発達障がいや、その特性のある生徒を対象とした通級による指導を、府立高校11校において実施。また、教育庁内に外部有識者等からなる「大阪府立高等学校通級指導運営委員会」を設置し、学識経験者から子どもたちへの指導内容等に関する指導助言の機会を設けた。また、通級指導担当における担当者連絡会を実施。

■医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、府立学校の教職員の理解を深めるとともに、小・中学校での受け入れ体制の整備を促進する。

◆小・中学校

【現状(R4)】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学したことのある市町村は36市町村。

【目標(R9)】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村の数を計画策定時（36市町村）よりも増加させる。

【進め方】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが安心して小・中学校へ就学することができるよう、府が市町村教育委員会の取組みへの補助や看護師配置への支援を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村の数	市町村	36よりも増加させる	36	38	38	○

◆府立学校

【現状(R4)】

- ・府立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもたちへの配慮事項等を教職員が共有。
- ・医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会を設置し、すべての教職員に対して、医療的ケアに係る制度の理解を促し、校内の実施体制等を共有。

【目標(R9)】

- ・府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。

【進め方】

- ・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校に対し、看護師の配置等を行う。とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年2回以上実施し、すべての教職員の理解を深める。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R6達成状況
府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。	府立学校	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校35校に看護師を配置。・とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校31校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年に2回実施。	○

■府立支援学校のセンター的機能の強化

府立支援学校で培った支援教育のノウハウなどを踏まえ、地域の学校園で障がいのある子どもたちを指導する教員等に対する支援を行う。

【現状(R4)】

- ・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフが、市町村教育委員会の支援教育担当者や小・中学校の支援学級担任、通級指導教室担当者等からなる「市町村リーディングチーム」または「支援教育サポート校」と連携、協力し、地域の小・中学校、高校等に対し、多面的な助言を実施。

【目標(R9)】

- ・地域の小・中学校、高校等からの要請に応じ、引き続き、府立支援学校と市町村リーディングチームなどが連携した助言等を実施する。

【進め方】

- ・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心に、地域の小・中学校、高校等の教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内体制づくりへの助言を実施する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R6達成状況
地域の小・中学校、高校等からの要請に応じ、引き続き、府立支援学校と市町村リーディングチームなどが連携した助言等を実施する。	—	・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心に、地域の小・中学校、高校等1,160の学校園に対し、教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内体制づくりへの助言を実施した。	○

■自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及

自立支援推進校や共生推進校で培った支援教育に関するノウハウを共有し、障がいのある子どもたちへの教科指導等の充実を図るとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育をより一層推進する。

【現状(R4)】

- ・知的障がい生徒自立支援コースを11校、高等支援学校の共生推進教室を10校設置。
- ・府立高校からの要請に基づき、自立支援推進校や共生推進校が、障がいのある子どもたちへの教科指導等について、指導・助言を実施。

【目標(R9)】

- ・自立支援推進校・共生推進校での教育成果を普及し、引き続き府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

【進め方】

- ・府立高校からの要請に基づき、自立支援推進校や共生推進校が、子どもたちへの教科指導等について助言を行う。
- ・フォーラムなどの開催により、支援教育に関する取組みを府立高校全体で共有する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R6達成状況
自立支援推進校・共生推進校での教育成果を普及し、引き続き府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。	府立高校	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度は、自立支援推進校11校、共生推進校10校を設置。・自立支援推進校から4校を支援教育サポート校と位置づけ、支援教育サポート校による府内高等学校への訪問・来校相談（36校68件）や、支援教育コーディネーター連絡会（11回）を実施。また、教育庁内に専門家チームを設置し、必要に応じて府立高校に専門家を派遣（10校16件）し、教育支援体制等について教育・医療等の専門的見地から指導助言等を実施。	○

■小・中学校における校内支援体制の充実

小・中学校において、障がいのある子どもたちへの系統的・継続的な指導・支援が行われるよう、校内で常に情報共有が図られる体制の構築を促す。

【現状(R4)】

- ・支援教育コーディネーターを中心に、子どもたちの実態把握や支援方策の検討、関係機関との連携等を行う校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合は78.1%。

【目標(R9)】

- ・校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合を、第2次計画終了時点で100%にすることをめざし、90%以上にする。

【進め方】

- ・府が市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、校内支援委員会の必要性の説明や、先進事例の情報提供を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定期	R5実績	R6実績	R6達成状況
校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合 (%)	小・中学校	82.9 (90.0以上)	78.1	77.0	82.6	△

基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成

重点取組⑧ 豊かな心のはぐくみ

▶具体的事業等

■人権教育の推進

子どもたちの人権を尊重する意識・態度を育成する。

【現状(R4)】

- ・「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権課題に係る研究授業を実施している学校は小学校で86.1%※、中学校で82.5%※。
- ・すべての府立学校において、人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施。

【目標(R9)】

- ・人権教育のための教材集や資料を活用した指導が行われるよう、人権課題に係る研究授業を実施している小・中学校を100%にする。
- ・人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施している府立学校の割合について、引き続き100%を維持する。

【進め方】

- ・教職員向け研修会やフォーラム等を通じ、指導方法や指導例、実践の成果を発信する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
人権教育のための教材集や資料を活用した指導が行われるよう、人権課題に係る研究授業を実施している小・中学校の割合 (%)	小学校	91.7 (100)	86.1 ※前年度	87.5 R4:86.6	89.7	△
	中学校	89.5 (100)	82.5 ※前年度	87.0 R4:80.7	89.8	◎
人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施している府立学校の割合 (%)	府立学校	100	100	100	100	◎

■障がい理解教育の推進

子どもたちが、障がいについて正しく理解・認識するための指導の充実と取組みの推進を学校に促す。

◆子どもたちへの教育

【現状(R4)】

- ・障がいのある人との出会いやふれあいなどを通じて、障がいのある人について理解を深める障がい理解教育を実施している小・中学校、府立高校の割合は100%。

【目標(R9)】

- ・障がい理解教育を実施する小・中学校、府立高校を引き続き100%にする。

【進め方】

- ・小・中学校において、日常的な関わりの中で、お互いの理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う集団づくりを進める。
- ・府立高校においては、家庭科や保健体育科等の授業で、障がい理解をテーマに、アイマスク体験や車椅子体験等を取り入れる。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
障がい理解教育を実施する 小・中学校、府立高校の割合 (%)	小・中学校	100	100	100	100	◎
	府立高校	100	100	100	100	◎

◆教員の指導力

【現状(R4)】

- ・小・中学校及び府立学校の教員を対象に、毎年度、教員のニーズを踏まえたテーマ設定を行い、実施する障がい理解教育研修会の受講者の肯定的評価は99.6%。

【目標(R9)】

- ・参加者が研修内容を自校で共有できるよう、毎回、研修受講者の肯定的評価を100%にする。

【進め方】

- ・府が引き続き障がい理解教育研修会を毎年度実施するとともに、研修内容を充実させる。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
研修受講者の肯定的評価の割合 (%)	小・中・高	100	99.6	96.4	98.1	×

■いじめが起こらない人間関係づくり

子どもたちのいじめは絶対に許されないという人権感覚や、いじめに向かわない態度や力を育成する。

◆子どもたちへの教育

【現状(R4)】

- ・小・中学校において、道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導を行った学校は1,421校※、児童・生徒会活動等で、子どもたち一人ひとりがいじめの問題に向き合い、主体的な人間関係や仲間づくりを行った学校は1,314校※。
- ・府立高校において、いじめの未然防止教育等、いじめをテーマとした人権教育を行った学校は149校中94校※、人間関係や仲間づくりをテーマとした人権教育を行った学校は149校中90校※。
- ・府立支援学校において、いじめ未然防止教育等、いじめをテーマとした人権教育を行った学校は46校中43校、人間関係や仲間づくりをテーマとした人権教育を行った学校は46校中46校。

【目標(R9)】

- ・より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校、府立学校で実施する。
- ・子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校、府立支援学校の割合を100%にする。

【進め方】

- ・子どもたち自らがいじめをなくすことについて考え、行動する取組みとして、府内全市町村の中学校生徒会の代表者が集まる生徒会サミットの実施や、児童会生徒会担当教員等連絡会において好事例を発信する。
- ・府立学校においては、毎年人間関係や仲間づくりに関する指導方法や指導例、実践の成果を、教職員向け研修会等を通じて発信する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校、府立学校で実施する。(%)	小・中学校	99.2 (100)	98.7※前年度	98.9※前年度	99.4※前年度	◎
	府立高校	82.9 (100)	71.5	76.3	78.4	△
	府立支援	96.1 (100)	93.5	100	100	◎
子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校、府立支援学校の割合 (%)	小・中学校	94.8 (100)	91.3※前年度	91.9※前年度	89.5※前年度	×
	府立支援	62.1 (100)	36.9※前年度	50.0※前年度	56.5※前年度	△

◆教員の指導力

【現状(R4)】

- ・小・中学校、府立学校の初任者、小・中学校の10年経験者及び府立学校の2年から4年の経験者に対して研修を実施。
- ・小・中学校、府立学校の生徒指導担当者に対して悉皆で研修を実施。
- ・上記研修の受講者数は2,030人。

【目標(R9)】

- ・いじめの防止に関する研修について、引き続き悉皆で実施するとともに、多くの教員が研修を受講し、指導力、対応力を高められるようにする。

【進め方】

- ・いじめの防止に関する研修の対象者をすべての小・中学校、府立学校の教員に拡大する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R6達成状況
いじめの防止に関する研修について、引き続き悉皆で実施するとともに、多くの教員が研修を受講し、指導力、対応力を高められるようにする。	小・中学校	・府域すべての中学校（285校）、小学校（591校）において教職員を対象としたいじめへの対応と未然防止にかかる研修を悉皆で実施した。	◎
	府立学校	・府立学校生徒指導課題研修（悉皆研修）において実施 ・「生徒指導上の今日的課題について」 ・「いじめの問題について」 (各校、各課程1名以上の参加)	◎

■情報モラルの育成

子どもたちの、インターネット上での情報発信をはじめ、自他の人権を尊重した節度ある情報発信を行う意識・態度を育成する。

【現状(R4)】

- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処のための啓発活動を実施している学校は小・中学校で78.9%※、府立高校で63.5%※、府立支援学校で52.2%※。

【目標(R9)】

- ・さまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットやSNSなどの有用性・危険性を理解し、インターネット上でのいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する小・中学校、府立学校の割合を100%にする。

【進め方】

- ・府立支援学校において、子どもたちの障がいの状況や、スマートフォンなどの利用実態に即した指導の年間計画を策定する。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
さまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットやSNSなどの有用性・危険性を理解し、インターネット上でのいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する小・中学校、府立学校の割合（%）	小・中学校	87.3 (100)	78.9※前年度	78.1※前年度	93.5※前年度	◎
	府立高校	78.1 (100)	63.5※前年度	71.3※前年度	63.7※前年度	△
	府立支援	71.3 (100)	52.2※前年度	47.8※前年度	65.2※前年度	△

■居住地校交流、学校間交流の充実

子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重しながら協働して生活していく態度を育成する。

◆居住地校交流

【現状(R4)】

- ・居住地校への授業参加等の交流を希望する府立支援学校の子どもたちのうち、交流を実施できている子どもの割合は小学部で86.9%、中学部で82.1%。

【目標(R9)】

- ・希望する府立支援学校の子どもたちが教育課程に基づく居住地校交流を100%実現できるようにする。

【進め方】

- ・府と市町村担当者が連携し、小・中学校及び府立支援学校に対し、実施方法の助言や好事例の発信等を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
希望する府立支援学校の子どもたちが教育課程に基づく居住地校交流を実施する割合（%）	府立支援 (小学部)	92.1 (100)	86.9	96.8	96.0	◎
	府立支援 (中学部)	89.3 (100)	82.1	92.8	91.7	◎

◆学校間交流

【現状(R4)】

- ・府立支援学校が小・中学校、高校等との交流を実施している割合は小学部で95%、中学部92%、高等部で100%。

【目標(R9)】

- ・府立支援学校のすべての学部において、学校間交流が100%実施されるようにする。

【進め方】

- ・オンライン交流等、交流方法の工夫を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
府立支援学校のすべての学部において、学校間交流が実施される割合 (%)	府立支援 (小学部)	97.0 (100)	95.0	97.4	97.4	◎
	府立支援 (中学部)	95.2 (100)	92.0	94.9	94.9	△
	府立支援 (高学部)	100	100	97.6	97.6	×

基本方針3 将来をみすえた自主性・自立性の育成

重点取組⑬ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成

▶具体的事業等

■府立支援学校における進路指導の充実

小学部から高等部までの系統的なキャリア教育を実施するとともに、早期からのキャリア教育や職業教育を充実し、時代のニーズに応じて子どもたちが社会的に自立できる力を育成する。

【現状(R4)】

- ・企業連携等による府立支援学校中学部向けの職場体験実習を令和元（2019）年度から実施。
- ・府立支援学校中学部において、職場体験実習等を実施する府立支援学校の割合は、48.7%。
- ・府立支援学校高等部において、子どもたちのニーズに応じた職場実習等を実施。

【目標(R9)】

- ・早期からのキャリア教育、職業教育を推進するとともに、府立支援学校中学部における職場体験実習等の実施率を100%にする。

【進め方】

- ・キャリアプランニングマトリクスなどを活用する。
- ・好事例を収集し、すべての府立支援学校において共有を図るとともに、府立支援学校高等部において、企業及び関係機関と連携し、職場実習等の充実を図る。
- ・教育・福祉・労働等の庁内関係部局の協力体制を強化し、公民連携や地域産業と積極的に連携することで、職場体験実習の受入れ企業を拡充する。
- ・就労支援研修の改善により、教員の専門性向上・進路指導の充実を図る。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定期	R5実績	R6実績	R6達成状況
早期からのキャリア教育、職業教育を推進するとともに、府立支援学校中学部における職場体験実習等の実施率（%）	府立支援（中学部）	69.2（100）	48.7	53.8	55.0	△

基本方針6 学びを支える環境整備

重点取組⑯ 施設等の計画的な整備の推進

▶具体的事業等

■府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実

知的障がいのある子どもたちの増加やそれに伴う教室不足の状況、国が新たに制定した特別支援学校設置基準（令和3（2021）年文部科学省令第45号）を踏まえ、特別支援学校設置基準の適合や教室不足の解消のために、新校整備等をはじめ、必要となる教育環境を確保する。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
もと西淀川高校を活用した新校整備				
工事	★ 開校			
生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転・併設整備				
設計・工事		★ 開校		
豊能地域・大阪市北東部における閉校した高校等を活用した新校整備（2校程度）				
基本計画・設計・工事				
設置基準の適合や教室不足の解消のために必要となる学校整備等の検討（5校程度）				

【具体的事業等】の達成状況】

進捗等

- ・元西淀川高校を活用した出来島支援学校を令和6年4月に開校した。
- ・また、生野支援学校の移転整備に係る実施設計を行うとともに、豊能地域と大阪市北東部において新たな知的障がい支援学校の整備に係る基本設計を行い、北河内地域においても、交野支援学校四條畷校に小学部を設置し本校化するための基本計画を策定した。

■府立支援学校におけるバス通学の充実

府立支援学校に在籍する子どもたちの障がいの状況等が重度・重複化、多様化している状況等を踏まえ、長時間乗車による子どもたちの負担を軽減する。

【現状(R4)】

- ・60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合は2.3%。

【目標(R9)】

- ・60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合を計画策定時（2.3%）より減少させる。

【進め方】

- ・乗車時間短縮を考慮したコース編成への見直しを毎年度行うことに加え、新校整備等による教育環境の確保を図りながら、有料道路の活用等の対策を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合 (%)	府立支援	2.3%より減少させる	2.3	2.6	2.3	△

■医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進 ※再掲※

- 医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、府立学校の教職員の理解を深めるとともに、小・中学校での受け入れ体制の整備を促進する。

◆小・中学校

【現状(R4)】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学したことのある市町村は36市町村。

【目標(R9)】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村の数を計画策定時 (36市町村) よりも増加させる。

【進め方】

- ・医療的ケアの必要な子どもたちが安心して小・中学校へ就学することができるよう、府が市町村教育委員会の取組みへの補助や看護師配置への支援を行う。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R6実績	R6達成状況
医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村の数	市町村	36よりも増加させる	36	38	38	○

◆府立学校

【現状(R4)】

- ・府立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもたちへの配慮事項等を教職員が共有。
- ・医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会を設置し、すべての教職員に対して、医療的ケアに係る制度の理解を促し、校内の実施体制等を共有。

【目標(R9)】

- ・府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。

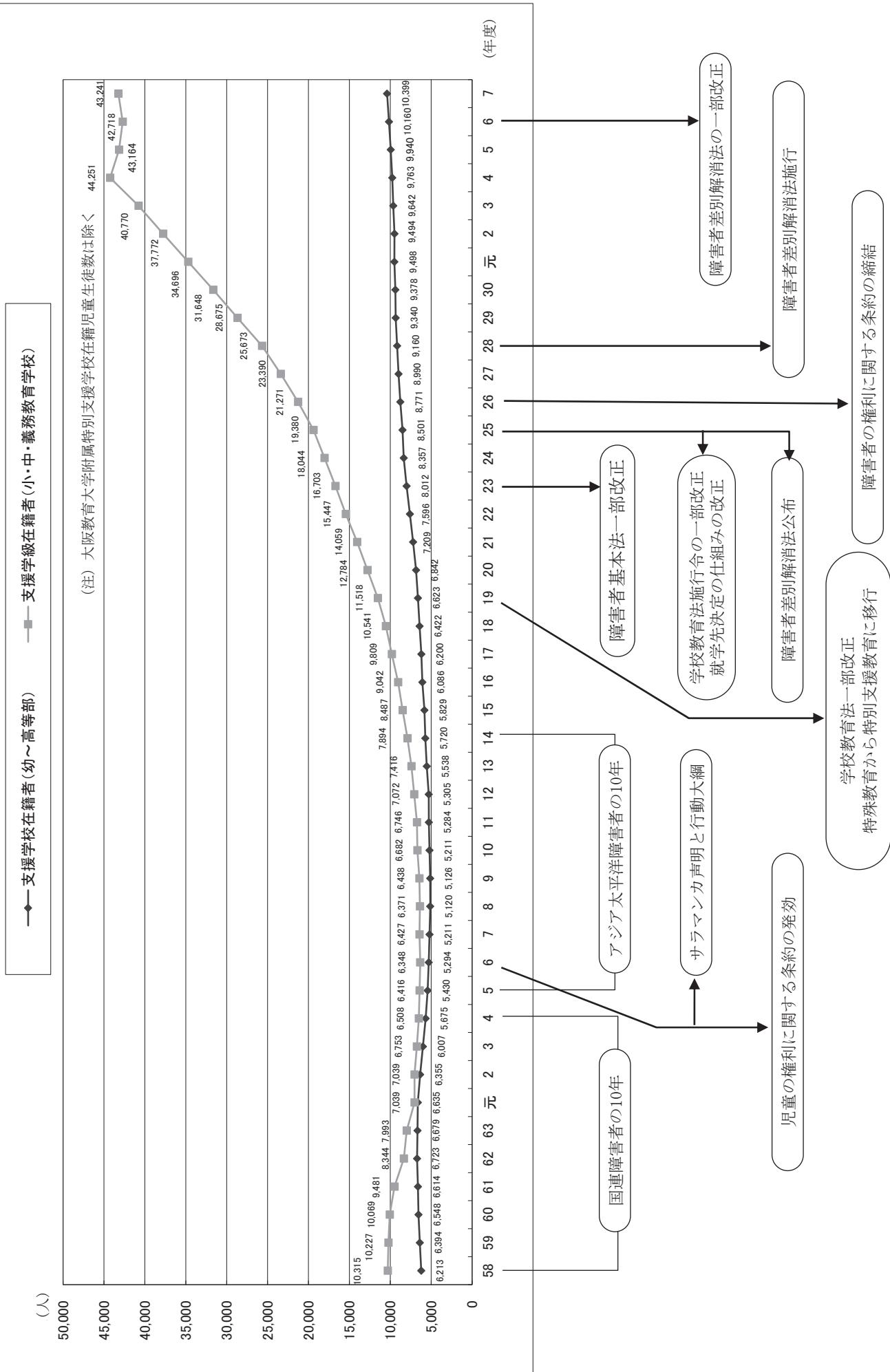
【進め方】

- ・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校に対し、看護師の配置等を行う。とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年2回以上実施し、すべての教職員の理解を深める。

【「具体的事業等」の達成状況】

項目	学校種等	R6年度の取組状況等	R6達成状況
府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。	府立学校	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校35校に看護師を配置。・とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校31校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年に2回実施。	○

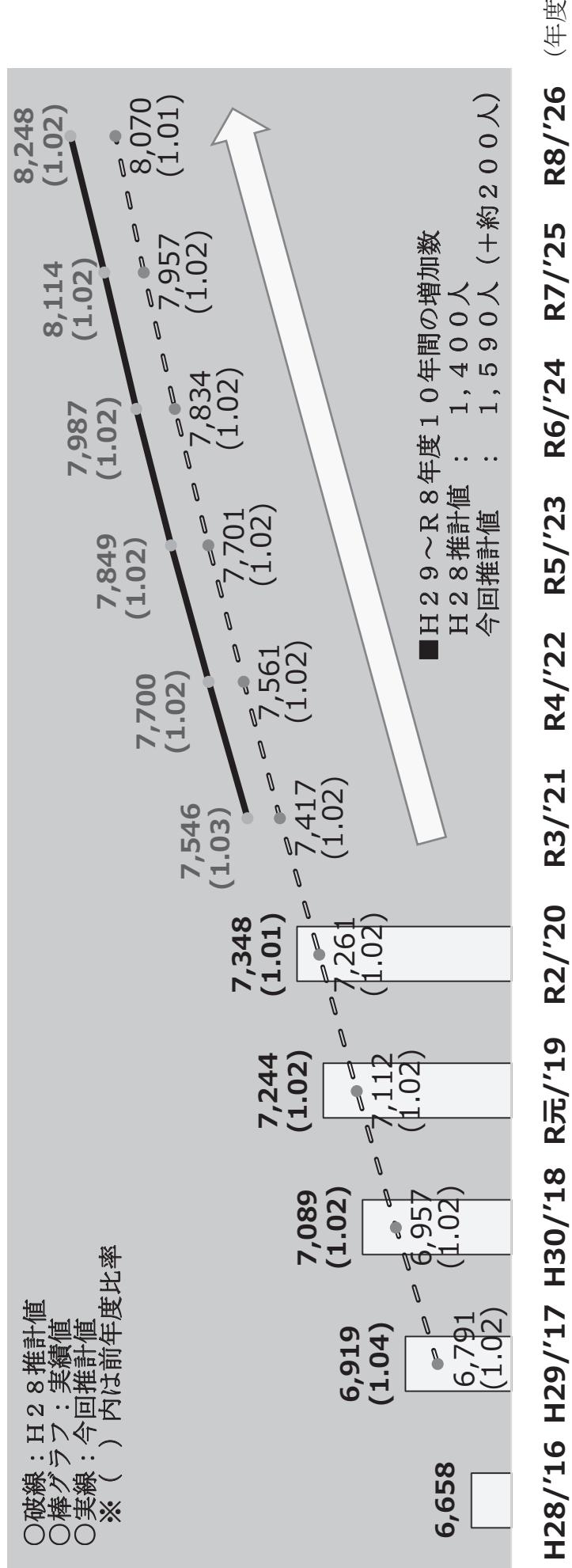
II 幼児児童生徒数の推移



府立支援学校に在籍する知的障がいのある児童生徒の将来推計（R2年度）

- ▶ H28年度の推計から約200人増（1,590人）。R2～R8年度では、900人増。
- ▶ H29～R2年度のいずれの年度においても、実績値がH28年度の推計を上回った。

(八)

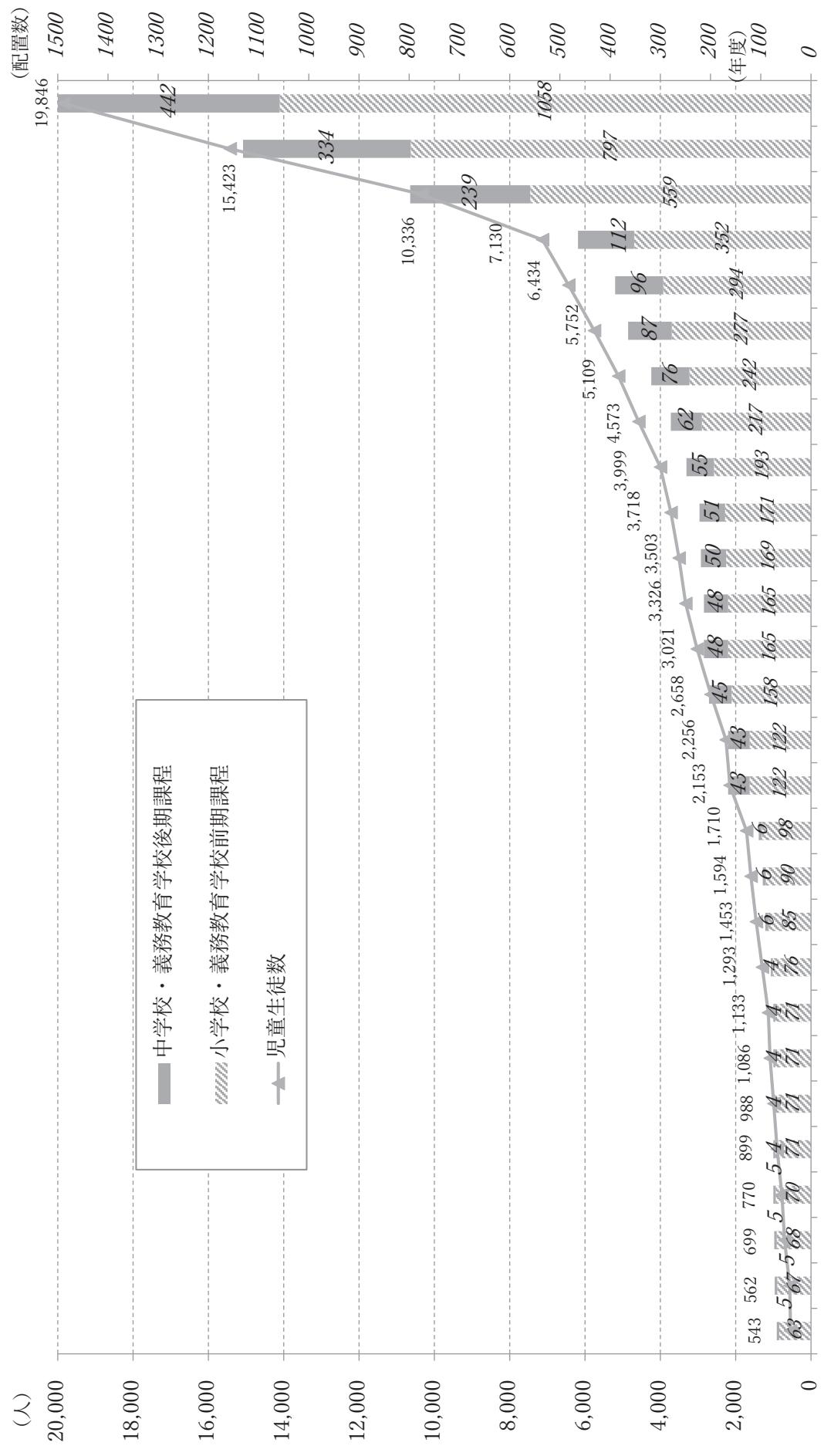


※<推計方法>

H28年度推計と同じ手法（府内5地域（大阪市・北摂・北河内・中南河内・泉州）の過去5年間の支援学校在籍率（各学部の在籍数÷対象年齢人口）の平均値から回帰分析（最小二乗法））。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースとした。

府内小・中学校等の通級による指導担当教員配置数・児童生徒数の推移

▶ 府内小・中学校等の通級による指導担当教員配置数・児童生徒数は、年々増加。



※「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいがある児童生徒に対し、各教科等の大部分の指導を通常の学級で行いつつ、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うもの。

III 支援学校（特別支援学校）の状況

1 学級数及び児童生徒数の推移

年 度		昭和45		50		54		60		平成 2			
学級・人員		学級	人員	学級	人員	学級	訪問学級	人員	訪問人員	学級	訪問学級	人員	訪問人員
障がい別	部別												
視覚障がい	幼稚部	2	17	4	36	4	31	5	35	4	19		
	小学部	28	131	32	128	26	113	25	2	19	60		
	中学部	21	102	20	86	19	77	16	2	11	1	35	2
	高等部	50	380	61	397	59	370	58	364	50	321		
	訪問					1	5	2	4	1	2		
	小計	101	630	117	647	109	596	106	2	85	1	437	2
聴覚障がい	幼稚部	27	181	35	212	38	186	35	162	30	142		
	小学部	67	449	65	332	62	291	56	231	45	173		
	中学部	31	216	37	215	32	158	29	136	29	122		
	高等部	43	327	44	258	47	282	48	287	34	199		
	小計	168	1,173	181	1,017	179	917	168	0	816	0	636	0
知的障がい	小学部	61	567	141	926	149	839	124	4	614	9	121	2
	中学部	84	585	105	643	107	771	150	4	955	15	127	2
	高等部	14	133	67	616	118	1,082	211		1,924		269	2,347
	訪問					6	20	8	24	4	9		
	小計	159	1,285	313	2,185	380	2,712	493	8	3,517	24	521	4
肢体不自由	小学部	50	485	78	515	114	531	114	19	444	67	104	5
	中学部	25	234	38	244	57	322	81	12	381	39	69	4
	高等部	12	110	20	184	32	290	66		537		84	633
	訪問					13	60	31		106		9	69
	小計	87	829	136	943	216	1,203	292	31	1,468	106	266	9
病弱	小学部	16	98	30	108	29	121	33	4	81	9	20	3
	中学部	12	78	18	92	20	81	23	4	82	12	21	4
	高等部			3	12	3	17	4		24		3	19
	訪問					2	9	8		21		7	26
	小計	28	176	51	212	54	228	68	8	208	21	51	7
計（学部別）	幼稚部	29	198	39	248	42	217	40	0	197	0	34	0
	小学部	222	1,730	346	2,009	380	1,895	352	28	1,442	87	309	10
	中学部	173	1,215	218	1,280	235	1,409	299	21	1,618	68	257	11
	高等部	119	950	195	1,467	259	2,041	387	0	3,136	0	440	0
	訪問	0	0	0	0	22	94	49		155		21	106
合 計		543	4,093	798	5,004	938	5,656	1,127		6,548		1,061	6,355
学校数	本校	計 分校	17 3	20 5	23 4	28 4	29 3	33 2	34 2	36 2	35 2	37 2	

注 大阪教育大学附属特別支援学校は除く

訪問学級・訪問人員欄の数字は外数

昭和60年度から訪問欄は再掲

肢体不自由支援学校の生活課程は知的障がいに含む

令和元			2			3			4			5			6			7					
学級	訪問学級	人員	訪問人員																				
6		15		6		12		5		10		5		12		7		16		7			
11		25		11		27		10		21		10		21		10		22		8			
10		22		8		18		12		24		13		30		14		31		9			
31		100		29		90		29		86		28		75		27		75		30			
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
58	0	162	0	54	0	147	0	56	0	141	0	56	0	138	0	58	0	144	0	54	0		
31		101		25		76		25		80		22		78		24		75		24			
49		136		49		140		45		127		41		117		39		112		40			
25		71		25		70		27		77		28		78		25		72		22			
30		109		31		109		28		94		24		82		21		77		22			
135	0	417	0	130	0	395	0	125	0	378	0	115	0	355	0	109	0	336	0	108	0		
486		1,887		521		2,071		557		2,225		562		2,289		578		2,380		582			
461		2,025		463		2,066		473		2,121		488		2,178		507		2,307		524			
649		3,664		631		3,548		613	1	3,477	1	609	1	3,493	1	603	1	3,462	1	608	1		
0		0		0		0		1		1		1		1		1		1		1			
1,596	0	7,576	0	1,615	0	7,685	0	1,644	1	7,824	1	1,660	1	7,961	1	1,689	1	8,150	1	1,715	1		
175	20	424	48	181	20	435	50	187	22	456	49	182	25	458	53	176	21	456	44	190	16		
122	8	309	14	123	10	309	16	112	10	286	15	116	12	290	20	117	12	285	20	112	15		
134	17	381	37	130	15	367	30	127	12	362	28	122	11	349	24	129	11	364	23	119	11		
45		99		45		96		44		92		48		97		44		87		42			
476	45	1,213	99	479	45	1,207	96	470	44	1,196	92	468	48	1,194	97	466	44	1,192	87	463	42		
29	12	63	14	29	13	32	3	28	13	47	9	27	13	41	17	27	13	45	12	27	13		
28	7	37	10	28	7	20	1	27	7	34	10	28	7	38	17	28	7	54	6	28	7		
3		6		2		4		2		3		1		2		1		1		0			
19		24		20		4		20		19		20		34		20		18		20			
79	19	130	24	79	20	60	4	77	20	103	19	76	20	115	34	76	20	118	18	76	20		
37	0	116	0	31	0	88	0	30	0	90	0	27	0	90	0	31	0	91	0	31	0		
750	32	2,535	62	791	33	2,705	53	827	35	2,876	58	822	38	2,926	70	830	34	3,015	56	847	29		
646	15	2,464	24	647	17	2,483	17	651	17	2,542	25	673	19	2,614	37	691	19	2,749	26	695	22		
847	17	4,260	37	823	15	4,118	30	799	13	4,022	29	784	12	4,001	25	781	12	3,979	24	780	12		
64		123		65		100		65		112		69		132		65		106		63			
2,344		9,498		2,357		9,494		2,372		9,642		2,375		9,763		2,398		9,940		2,416			
46	49			46	49			46	49			46	49			46	49			47	50		
3	49			3	49			3	49			3	49			3	50			3	50		

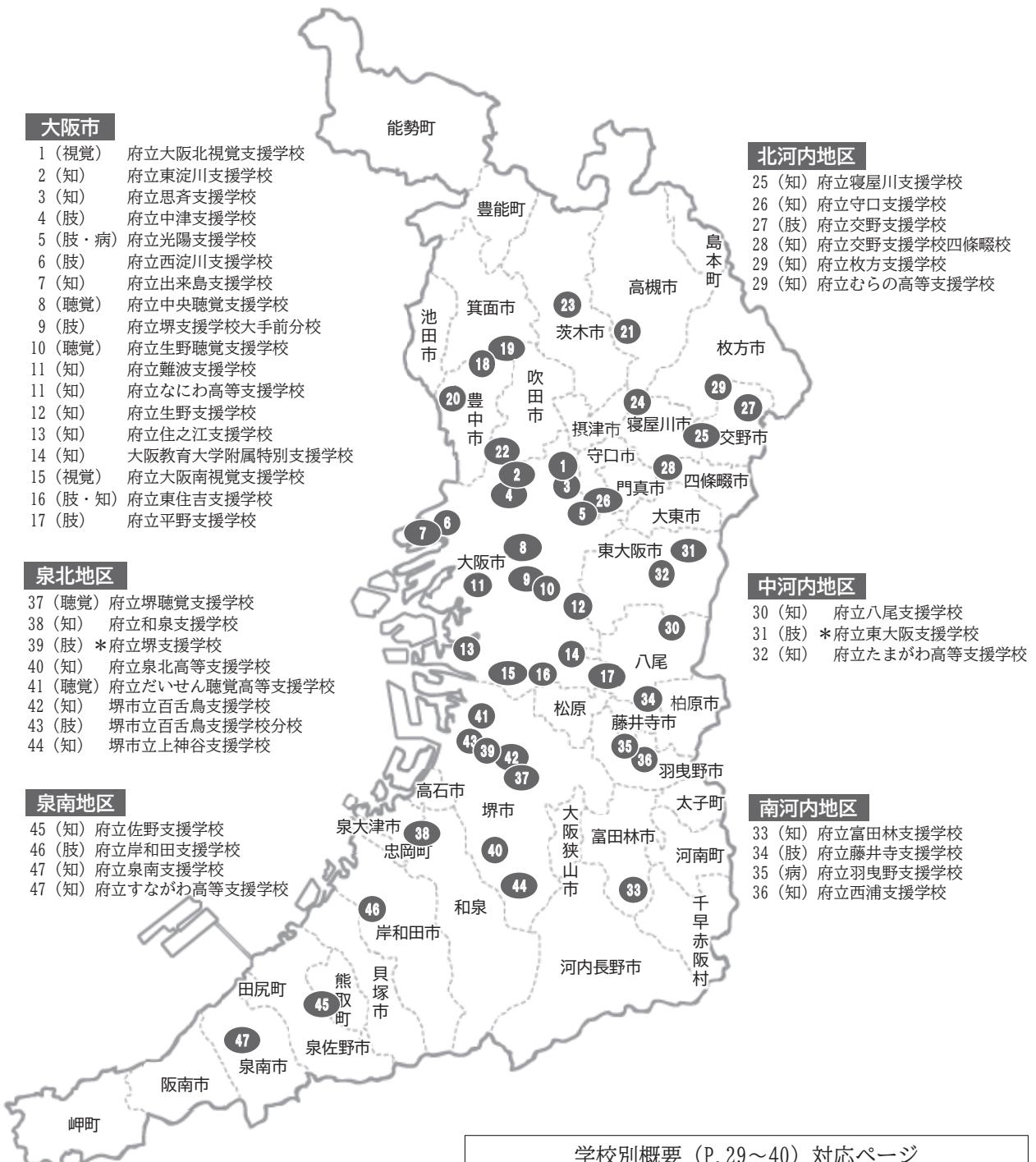
(注) 図中の番号は所在地を表しています。

2 学校分布図

大阪府立校 (45校)
大阪府立の分校 (2校)
堺市立校 (2校)
堺市立の分校 (1校)
国立大学法人 (1校)
*は、高等部に生活課程を設置する学校 (4校)

豊能地区
18 (知) 府立豊中支援学校
19 (肢) *府立箕面支援学校
20 (病) 府立刀根山支援学校

三島地区
21 (知) 府立高槻支援学校
22 (知) 府立吹田支援学校
23 (肢) *府立茨木支援学校
24 (知) 府立摂津支援学校
24 (知) 府立とりかい高等支援学校



学校別概要 (P. 29~40) 対応ページ

P. 29…①⑩⑯	P. 34…②⑦⑬⑭⑯	P. 39…⑯
P. 30…⑧⑯⑭	P. 35…⑨⑪⑬⑯⑯	P. 40…⑯⑭⑯⑯
P. 31…⑯⑭⑬⑯⑯⑯	P. 36…⑯⑯⑯⑯⑯⑯	
P. 32…⑯⑬⑯⑯⑯⑯	P. 37…④⑤⑥⑯	
P. 33…③⑪⑫⑬⑯⑯	P. 38…⑯⑯	

3 学校別概要（部・学級数などは令和7年5月1日現在）

* 「交通アクセス」に記載の「メトロ」は「Osaka Metro」、「シティバス」は「大阪シティバス」のことをそれぞれ示しています。

学 校 名		⑯大阪府立大阪南視覚支援学校					①大阪府立大阪北視覚支援学校					⑩大阪府立生野聴覚支援学校																				
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱																
所在地	郵便番号	○					○					○																				
所在地		558-0023					533-0013					544-0034																				
住所		大阪市住吉区山之内1-10-12					大阪市東淀川区豊里7-5-26					大阪市生野区桃谷1-2-1																				
交通 アクセス		JR阪和線「我孫子町」駅 南西約400m 南海高野線「我孫子前」駅 東約700m					阪急京都線「上新庄」駅から、シティバス布施駅前行「大桐一丁目」西約100m メトロ今里筋線「だいどう豊里」駅 西約100m					JR環状線「桃谷」駅 北約400m JR環状線・近鉄線・メトロ千日前線 「鶴橋」駅 南約400m																				
電 話 番 号		06-6693-3471					06-6328-7000					06-6717-3366																				
F A X 番 号		06-6693-1504					06-6328-5896					06-6717-5865																				
本校・分校・分教室		本校					本校					本校																				
設 置 学 部・学 科		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科																
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
学級数・在籍者数		学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数																		
幼稚部		3		6			3		6			12		35																		
小学部		8		18			4		9			20		51																		
中学部		4		7			3		5			6		19																		
高等部	本科	普通科					普通科																									
		9		26			6		18																							
							保健理療科																									
							0		0																							
	専攻科	保健理療科					保健理療科																									
		3		5			3		9																							
		理療科					理療科																									
		3		15			3		8																							
		理学療法科																														
		2		4																												
		柔道整復科																														
小計		3		6			12		35																							
合計		35		87			22		55			38		105																		
通 学 バ ス 台 数		2					4					なし																				
寄 宿 舎 設 置		あり					あり					なし																				
通学区域		天王寺区 * 東大阪市 生野区 八尾市 阿倍野区 柏原市 住之江区 富田林市 住吉区 河内長野市 東住吉区 松原市 平野区 羽曳野市 西成区 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡					堺市 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡					北 区 都島区 福島区 此花区 此花区 中央区 西 区 港 区 大正区 浪速区 西淀川区 淀川区 東淀川区					東成区 旭 区 城東区 鶴見区 鶴見区 豊能郡 豊中市 大正区 池田市 箕面市 三島郡 吹田市 高槻市		茨木市 摂津市 守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市 * 東大阪市		〈幼・小・中〉 豊能郡、豊中市、池田市、箕面市、三島郡、門真市、茨木市、摂津市、枚方市、寝屋川市、大東市、高槻市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、吹田市、四條畷市 * 調整区域 松原市、大阪狭山市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、南河内郡、河内長野市、生野区、天王寺区、東成区、守口市											
		* 東大阪市は、①外環状線の東側は大阪南視覚支援学校の区域とする。 ②外環状線の西側は築港枚岡線で南北に二分し、その北側を、大阪北視覚支援学校の区域とする。 その南側を、大阪南視覚支援学校の区域とする。																														
(注) 大阪南視覚支援学校及び大阪北視覚支援学校の高等部専攻科の通学区域は府内全域とする。																																

学 校 名		③大阪府立堺聴覚支援学校					④大阪府立だいせん聴覚高等支援学校					⑤大阪府立中央聴覚支援学校																			
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱															
所在地	郵便番号	591-8034					590-0035					540-0005																			
所在地	住所	堺市北区百舌鳥陵南町1					堺市堺区大仙町1-1					大阪市中央区上町1-19-31																			
交 通 ア ク セ ス	JR阪和線「上野芝」駅 南東約1km					JR阪和線・南海高野線「三国ヶ丘」駅 西約1.2km					シティバス「上本町一丁目」東北約150m メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅 北東約600m																				
電 話 番 号	072-257-5471					072-232-6761					06-6761-1419																				
F A X 番 号	072-257-3310					072-232-6762					06-6762-1800																				
本校・分校・分教室	本校					本校					本校																				
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科																
	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○																
学 級 数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数																	
幼稚部	5			12							9			24																	
小学部	7			21							11			32																	
中学部	8			21							7			21																	
高等部	本科						普通科					普通科																			
							5	12		5		15																			
							工業テクノロジー科		インテリア科																						
							3	8		1		5																			
							情報コミュニケーション科					アパレル情報科																			
							3	19		1		1																			
	専攻科						ライフサポート科																								
							3	12																							
							工業テクノロジー科					デザイン情報科																			
							1	1		1		4																			
						情報コミュニケーション科																									
						2					8																				
						ライフサポート科																									
						2					5																				
小計							19					65					25														
合 計		20			54		19			65		35			102																
通 学 バ ス 台 数	なし					なし					なし					なし															
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					あり																				
通学区域	〈幼・小・中〉 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡 *調整区域 阿倍野区、東住吉区、住之江区、平野区、住吉区、西成区、松原市、大阪狭山市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、南河内郡、河内長野市					府内全域					〈幼・小・中〉 北区、都島区、福島区、此花区、淀川区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、西区、旭区、城東区、鶴見区、中央区、東淀川区 *調整区域 阿倍野区、東住吉区、住之江区、平野区、住吉区、西成区、生野区、天王寺区、東成区、守口市 〈高〉 府内全域																				

学 校 名		⑪大阪府立高槻支援学校					⑫大阪府立八尾支援学校					⑬大阪府立富田林支援学校													
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱									
所在地	郵便番号	569-0814					581-0846					584-0054													
	住所	高槻市富田町1-33-17					八尾市上之島町南7-6					富田林市大字甘南備216													
交 通 ア ク セ ス		JR京都線「摂津富田」駅 南西約600m 阪急京都線「富田」駅 西約400m					近鉄大阪線「河内山本」駅から、近鉄バス 東花園駅前行「上之島町」東約150m					近鉄長野線「富田林」駅から、金剛バス 甘南備・吉牛・コロニーセンター前行「府立こん ごう福祉センター東口」西約700m又は「府立 こんごう福祉センター前」東約200m													
電 話 番 号		072-696-2836					072-923-4485					0721-34-1675													
F A X 番 号		072-693-4363					072-923-6734					0721-34-1677													
本校・分校・分教室		本校					本校					本校													
設 置 学 部・学 科		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
学 級 数・在籍者数		学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小 学 部		33		138			39		180			26		113											
中 学 部		32		142			37		180			26		121											
高 等 部 (生活課程)		20		114			12		62			28		158											
合 計		85		394			88		422			80		392											
通 学 バ ス 台 数		14					15					13													
寄 宿 舎 設 置		なし					なし					なし													
通学区域		〈小・中〉 高槻市(第一中、第二中、第三中、第四中、第八中、第九中、柳川中、阿武野中、城南中、川西中、如是中、芝谷中、阿武山中の校区)、茨木市(養精中、西中、東中、豊川中、三島中、北中、西陵中、北陵中、太田中、彩都西中の校区)、島本町 〈高〉 高槻市(第一中、第二中、第三中、第四中、第八中、第九中、柳川中、阿武野中、城南中、川西中、如是中、芝谷中、阿武山中の校区)、島本町					〈小・中〉 八尾市、東大阪市(ただし、向陽学園入所児童生徒は西浦支援学校) 〈高〉 八尾市					〈小・中・高〉 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村													

学 校 名		⑪大阪府立佐野支援学校					⑫大阪府立豊中支援学校					⑬大阪府立寝屋川支援学校													
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱									
所在地	郵便番号	598-0021					560-0001					572-0854													
	住所	泉佐野市日根野375					豊中市北緑丘2-7-1					寝屋川市寝屋川公園2100													
交 通 ア ク セ ス		南海本線「泉佐野」駅又はJR阪和線「日根野」駅から、南海バス犬鳴山行「久の木」東約900m					北大阪急行「箕面船場大阪前」駅から、阪急バス豊中一千里中央「北緑岡小学校前」北約300m					JR学研都市線「寝屋川公園」駅 北東約900m又は「星田」駅 西約1.2km 大阪病院西隣													
電 話 番 号		072-467-2252					06-6840-1801					072-824-1024													
F A X 番 号		072-467-1749					06-6840-0787					072-824-3709													
本校・分校・分教室		本校					本校					本校													
設 置 学 部・学 科		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
学 級 数・在籍者数		学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小 学 部		26		110			37		163			40		192											
中 学 部		24		103			34		161			23		109											
高 等 部 (生活課程)		20		106			21		124			22		132											
合 計		70		319			92		448			85		433											
通 学 バ ス 台 数		14					17					16													
寄 宿 舎 設 置		なし					なし					なし													
通学区域		〈小・中・高〉 岸和田市、貝塚市					〈小・中〉 豊中市(第一中、第二中、第三中、第四中、第五中、第八中、第九中、第十一中、第十三中、第十四中、第十五中、第十六中、第十七中、第十八中の校区)、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 〈高〉 豊中市(第一中、第二中、第三中、第四中、第五中、第八中、第九中、第十一中、第十三中、第十四中、第十五中、第十六中、第十七中、第十八中の校区)、池田市、豊能町、能勢町							〈小〉 寝屋川市、大東市、四條畷市 〈中〉 寝屋川市 〈高〉 寝屋川市、門真市(守口支援学校中学部卒業者を含む)											

学 校 名		⑩大阪府立和泉支援学校					⑪大阪府立守口支援学校					⑫大阪府立吹田支援学校												
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								
所在地	郵便番号	594-0083					570-0043					564-0054												
所在地	住所	和泉市池上町2-4-6					守口市南寺方東通5-2-2					吹田市芳野町13-120												
交通 アクセス	JR阪和線「信太山」駅 南西約600m					京阪本線「守口市」駅から、京阪バス鶴見線 地行又は世木公園行「寺方東」 南約500m					メトロ御堂筋線・北大阪急行線「江坂」駅 西約1km													
電 話 番 号	0725-45-9555					06-6993-2810					06-6389-9520													
F A X 番 号	0725-45-8949					06-6993-2830					06-6389-9521													
本校・分校・分教室	本校					本校					本校													
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○										
学級数・在籍者数	学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部	26		125			23		97			28		115											
中学部	26		121			16		62			18		76											
高等部（生活課程）	18		103			12		54			15		82											
合計	70		349			51		213			61		273											
通 学 バ ス 台 数	16					8					11													
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし													
通学区域	〈小・中・高〉 泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町					〈小・中〉 守口市、門真市					〈小・中・高〉 吹田市（第一中、第二中、第三中、第五中、第六中、片山中、佐井寺中、南千里中、豊津中、豊津西中、高野台中、竹見台中の校区）													

学 校 名		⑩大阪府立泉北高等支援学校					⑪大阪府立摂津支援学校					⑫大阪府立泉南支援学校												
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								
所在地	郵便番号	590-0132					566-0062					590-0522												
所在地	住所	堺市南区原山台2-6					摂津市鳥飼上1-15					泉南市信達牧野40-1												
交通 アクセス	泉北高速鉄道「梅・美木多」駅 南東約600m					JR東海道本線「千里丘」駅から、阪急バス 住本営業所前行き「上鳥飼」 東約150m					JR阪和線「和泉砂川」駅 南約600m 南海本線「梅井」駅から、コミュニティバス 「府立支援学校前」すぐ													
電 話 番 号	072-298-2111					072-654-8911					072-485-3801													
F A X 番 号	072-291-7953					072-654-8912					072-485-3813													
本校・分校・分教室	本校					本校					本校													
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○										
学級数・在籍者数	学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部						28		108			24		116											
中学部						28		125			21		103											
高等部（生活課程）	20		122			19		108			16		95											
合計	20		122			75		341			61		314											
通 学 バ ス 台 数	7					13					12													
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし													
通学区域	〈高〉 堺市（中区・南区・西区のうち堺市立上神谷支援学校、福泉中、鳳中の校区）					〈小・中〉 高槻市（五領中、第六中、第七中、第十中、冠中の校区）、摂津市、茨木市（南中、東雲中、天王中、平田中の校区）、吹田市（山田中、西山田中、山田東中、千里丘中、青山台中、古江台中の校区）					〈小・中・高〉 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町													

学 校 名		④大阪府立枚方支援学校					⑤大阪府立西浦支援学校					③大阪府立思齊支援学校									
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱					
所在地	郵便番号	573-0042					583-0861					535-0002									
所在地	住所	枚方市村野町60-1					羽曳野市西浦2-1797					大阪市旭区大宮5-11-7									
交通 ア ケ セ ス	京阪交野線「村野」駅 南約300m					近鉄南大阪線「古市」駅 南約1.2km					メトロ谷町線・今里筋線「太子橋今市」駅 北西約600m										
電 話 番 号	072-805-2731					072-957-0617					06-6951-4063										
F A X 番 号	072-805-2733					072-957-0623					06-6951-4715										
本校・分校・分教室	本校					本校					本校										
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○							
学 級 数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数							
小学部	38			156		23			106		22			104							
中学部	34			159		25			119		25			113							
高等部（生活課程）	18			89		33			198		22			125							
合計	90			404		81			423		69			342							
通 学 バ ス 台 数	13					18					7										
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし										
通学区域	〈小・中〉 枚方市、交野市 〈高〉 枚方市（第一中、第二中、第三中、第四中、枚方中、中宮中、招提中、楠葉中、東香里中、楠葉西中、山田中、渚西中、桜丘中、蹉跎中、招提北中の校区）					〈小・中〉 羽曳野市、柏原市、松原市、藤井寺市、東大阪市の向陽学園入所児童生徒 〈高〉 羽曳野市、柏原市、松原市、藤井寺市、東大阪市の向陽学園入所生徒、堺市（美原区・東区・北区のうち五箇荘中、金岡北中、大泉中、八下中、金岡南中の校区）					〈小・中・高〉 都島区、旭区、城東区（寝屋川以北）、鶴見区（寝屋川以北）										

学 校 名		④大阪府立難波支援学校					⑤大阪府立生野支援学校					③大阪府立住之江支援学校									
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱					
所在地	郵便番号	556-0027					544-0014					559-0022									
所在地	住所	大阪市浪速区木津川2-3-30					大阪市生野区巽東4-2-47					大阪市住之江区緑木1-4-167									
交通 ア ケ セ ス	JR環状線「芦原橋」駅 西約600m 南海汐見橋線「芦原町」駅 西約200m シティバス「芦原橋駅前」西約600m					メトロ千日前線「北巽」駅 南東約800m JRおおさか東線「長瀬」駅 西約1km シティバス「巽中学校前」西約500m					メトロ四つ橋線「北加賀屋」駅 西約330m シティバス「北加賀屋」西約100m										
電 話 番 号	06-6562-2251					06-6758-3784					06-6683-2622										
F A X 番 号	06-6562-0194					06-6758-5607					06-6686-1709										
本校・分校・分教室	本校					本校					本校										
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○							
学 級 数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数							
小学部	22			86		26			108		14			62							
中学部	25			119		21			96		17			78							
高等部（生活課程）	21			133		27			159		15			84							
合計	68			338		74			363		46			224							
通 学 バ ス 台 数	10					12					6										
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし										
通学区域	〈小・中・高〉 中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区					〈小・中〉 天王寺区、東成区、生野区、城東区（寝屋川以南）、鶴見区（寝屋川以南）、平野区（国道25号線以北） 〈高〉 天王寺区、東成区、生野区、城東区（寝屋川以南）、鶴見区（寝屋川以南）、平野区（国道25号線以北）、東大阪市（長栄中、意岐部中、小阪中、金岡中、布施中、上小阪中、長瀬中、弥刀中、柏田中の校区。ただし、向陽学園入所生徒は西浦支援学校）					〈小・中・高〉 阿倍野区、住之江区										

学 校 名		②大阪府立東淀川支援学校					⑦大阪府立出来島支援学校									
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱	視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱					
所在地	郵便番号	533-0033					555-0031									
所在地	住所	大阪市東淀川区東中島3-5-22					大阪市西淀川区出来島3-3-6									
交通 アクセス	JR京都線「新大阪」駅 南東約600m メトロ御堂筋線「新大阪」駅 南東約900m 阪急京都線「崇禪寺」駅 西約500m シティバス「東中島三丁目」東約100m					阪神なんば線「出来島」駅 南西約800m シティバス「出来島」西約400m シティバス「出来島大橋」南西750m										
電 話 番 号	06-6325-9011					06-6474-1351										
F A X 番 号	06-6325-9021					06-6474-1356										
本校・分校・分教室	本校					本校										
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
	○	○	○	○		○	○	○	○							
学級数・在籍者数	学級数		在籍者数		学級数		在籍者数									
小学部	17		68		19		79									
中学部	20		92		20		96									
高等部（生活課程）	23		133		10		61									
合計	60		293		49		236									
通 学 バ ス 台 数	8					8										
寄宿舎設置	なし					なし										
通学区域	〈小・中・高〉 淀川区、東淀川区、豊中市（第七中、第十二中、庄内さくら学園中の校区）					〈小・中・高〉 北区、福島区、此花区、西淀川区										

学 校 名		②大阪府立たまがわ高等支援学校					④大阪府立とりかい高等支援学校					④大阪府立すながわ高等支援学校									
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱	視覚	聴覚	知的	肢 体	聴覚	視覚	聴覚	知的	肢 体	聴覚					
所在地	郵便番号	578-0925					566-0062					590-0522									
所在地	住所	東大阪市稻葉2-3-25					摂津市鳥飼上1-1-15					泉南市信達牧野40-1									
交通 アクセス	近鉄奈良線「河内花園」駅 北約1km 近鉄けいはんな線「吉田」駅 南約1.5km 近鉄バス萱島線「菱江」 東約700m 近鉄バス吉田線「稻葉町二丁目」 東約150m					JR東海道本線「千里丘」駅、「吹田」駅・阪急京都線「摂津市」駅・大阪モノレール「南摂津」駅から、阪急バス「上鳥飼」 東約150m JR東海道本線「茨木」駅・阪急京都線「茨木市」駅・京阪本線「寝屋川市」駅から京阪バス「上鳥飼北」 南西約500m					JR阪和線「和泉砂川」駅 南約600m 南海本線「梅井駅」から、コミュニティバス「府立支援学校前」すぐ										
電 話 番 号	072-961-4730					072-654-9235					072-485-3810										
F A X 番 号	072-961-4788					072-654-9237					072-485-3816										
本校・分校・分教室	本校					本校					本校										
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
				○						○				○							
学級数・在籍者数			学級数		在籍者数				学級数		在籍者数				学級数		在籍者数				
学年			1 年	2 年	3 年	1 年	2 ・ 3 年			1 年	2 年	3 年	1 年	2 ・ 3 年			1 年	2 年	3 年	1 年	2 ・ 3 年
課程	ものづくり科					51	生産技術科				21	ものづくり科				24					
	福祉・園芸科	10	9	10	61	35	食とみどり科	6	6	6	37	33	食とみどり科	6	6	7	31	22			
	流通サービス科					40	生活科学科				21	せいかつサービス科				23					
合計	29					187					112					19		100			
通 学 バ ス 台 数	なし					なし					なし										
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし										
通学区域	* 通学区域は「府内全域」 ・ 入学者選抜を実施。 ・ 詳細については、10月公表の「大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項」を参照のこと。 ・ 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。																				

* 共生推進教室設置

* 共生推進教室設置

* 共生推進教室設置

学 校 名		⑩大阪府立むらの高等支援学校					⑪大阪府立なにわ高等支援学校														
学 校 種 別		視觉	聴觉	知的	肢 体	聴觉	视 觉	聴 觉	知 的	肢 体	聴 觉										
所在地	郵便番号	573-0042					556-0027														
所在地	住所	枚方市村野西町60-1					大阪市浪速区木津川2-3-30														
交 通 ア ク セ ス	京阪交野線「村野」駅 南約300m					JR環状線「芦原橋」駅 西約600m 南海汐見橋線「芦原町」駅 西約200m シティバス「芦原橋駅前」 西約600m															
電 話 番 号	072-805-2327					06-6561-7361															
F A X 番 号	072-805-2733					06-6561-7300															
本校・分校・分教室	本校					本校															
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科											
				○						○											
学級数・在籍者数	学年		学級数		在籍者数				学級数		在籍者数										
			1年	2年	3年	1年			1年	2年	3年										
課程	プロダクトデザイ ン科	4	7	6	23	20	クリエイティブ ワーク科	8	8	7	51	38									
	フードデザイン 科					21	サービス・ビジ ネス科					33									
	リビングデザイ ン科					31	ライフサービス 科					32									
合計			17		95				23		154										
通 学 バ ス 台 数	なし					なし															
寄 宿 舎 設 置	なし					なし															
通学区域	<p>*通学区域は「府内全域」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜を実施。 ・詳細については、10月公表の「大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項」を参照のこと。 ・問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。 																				

* 共生推進教室設置

* 共生推進教室設置

学 校 名		⑩大阪府立堺支援学校					⑨大阪府立堺支援学校 大手前分校					⑪大阪府立茨木支援学校										
学 校 種 别		視 视	聴 视	知 的	肢 体	聴 视	視 视	聴 视	知 的	肢 体	聴 视	視 视	聴 视	知 的	肢 体	聴 视						
所在地	郵便番号	590-0803					543-8555					567-0067										
所在地	住所	堺市堺区東上野芝町1-71					大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30					茨木市西福井4-5-5										
交 通 ア ク セ ス	JR阪和線「百舌鳥」駅 南西約600m					JR環状線・近鉄線・メトロ千日前線「鶴橋」駅 西約500m					JR東海道本線「茨木」駅から、阪急バスサニータウン線「福井宮の前」 北西約300m											
電 話 番 号	072-241-0288					06-6776-5306					072-643-6951											
F A X 番 号	072-241-6140					06-6776-5307					072-643-2776											
本校・分校・分教室	本校					分校					本校											
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科							
	○	○	○	○			○	○				○	○	○	○							
学級数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数								
小学部	20			58		5			8		18			45								
中学部	13			35		3			4		10			26								
高等部(普通課程)	12			33							14			36								
高等部(生活課程)	15			78							20			111								
合計	60			204		8			12		62			218								
通 学 バ ス 台 数	12					なし					12											
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし											
通学区域	<p>【知的】 〈高〉 堺市（堺区・北区のうち中百舌鳥中、長尾中、陵南中の校区・西区のうち堺市立百舌鳥支援学校、浜寺中、浜寺南中、上野芝中、津久野中の校区）</p> <p>【肢体】 〈小・中・高〉 堺市 *調整区域 高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町</p>					<p>〈小・中〉 大阪赤十字病院附属大手前整肢学園に入園中の児童生徒</p>					<p>【知的】 〈高〉 茨木市（高槻支援学校及び摂津支援学校中学部卒業者を含む）</p> <p>【肢体】 〈小・中・高〉 高槻市、茨木市、摂津市、島本町</p>											

学 校 名		⑪大阪府立東大阪支援学校					⑫大阪府立岸和田支援学校					⑬大阪府立藤井寺支援学校												
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								
所在地	郵便番号	579-8014					596-0825					583-0001												
	住所	東大阪市中石切町3-11-27					岸和田市土生町5-9-1					藤井寺市川北2-5-23												
交 通 ア ク セ ス	近鉄けいはんな線「新石切」駅 北北西約900m 近鉄バス「芝」 西南西約700m					JR阪和線「東岸和田」駅 南西約600m					JR関西本線「柏原」駅 西約1km													
電 話 番 号	072-984-8141					072-426-3033					072-973-1313													
F A X 番 号	072-984-9606					072-426-5310					072-973-2853													
本校・分校・分教室	本校					本校					本校													
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○										
学 級 数・在籍者数	学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部	11		23			17		44			20		51											
中学部	8		17			11		26			9		23											
高等部（普通課程）	8		20			10		27			11		30											
高等部（生活課程）	10		52																					
合計	37		112			38		97			40		104											
通 学 バ ス 台 数	9					8					7													
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし													
通学区域	【知的】 【高】 東大阪市（石切中、孔舎衛中、枚岡中、繩手北中、繩手中、池島学園、くすは繩手中、玉川中、英田中、花園中、若江中、盾津東中の校区）					【小・中・高】 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 *調整区域 高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町					【小・中・高】 八尾市（近鉄大阪線・信貴線・近鉄西信貴ケーブル以南）、松原市、柏原市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村													

学 校 名		⑭大阪府立交野支援学校					⑮大阪府立交野支援学校 四條畷校					⑯大阪府立箕面支援学校												
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								
所在地	郵便番号	576-0063					575-0001					562-0035												
	住所	交野市寺4-831					四條畷市砂3-13-6					箕面市船場東3-15-1												
交 通 ア ク セ ス	京阪交野線「河内森」駅 北東約1.7km JR学研都市線「河内磐船」駅 北東約1.5km					JR学研都市線「忍ヶ丘」駅 西約1km					北大阪急行「箕面船場阪大前」駅から東へ約800m													
電 話 番 号	072-893-2445					072-879-8315					072-728-1245													
F A X 番 号	072-892-0049					072-879-8316					072-728-5694													
本校・分校・分教室	本校					分校					本校													
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科									
	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○									
学 級 数・在籍者数	学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部	15		40								24		64											
中学部	11		28			13		64			15		40											
高等部（普通課程）	14		41								16		46											
高等部（生活課程）						24		140			9		39											
合計	40		109			37		204			64		189											
通 学 バ ス 台 数	10					9					12													
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし													
通学区域	【小・中・高】 枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、門真市					【中】 四條畷市、大東市					【知的】 【高】 箕面市（豊中支援学校中学部卒業者を含む）													
	【高】 【肢体】 【小・中・高】 豊中市、池田市、箕面市、吹田市、能勢町、豊能町																							

学 校 名		④大阪府立中津支援学校					⑥大阪府立西淀川支援学校					⑪大阪府立平野支援学校													
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱									
所在地	郵便番号	531-0071					555-0032					547-0014													
	住所	大阪市北区中津2-2-22					大阪市西淀川区大和田2-5-77					大阪市平野区長吉川辺3-4-115													
交通 アクセス		阪急神戸線・宝塚線「中津」駅 北東約500m メトロ御堂筋線「中津」駅 北約200m					阪神なんば線「福」駅 北東約800m					メトロ谷町線「長原」駅 南南東約600m													
電話番号		06-6372-8256					06-6475-2560					06-6707-6731													
FAX番号		06-6372-4134					06-6475-9628					06-6709-2339													
本校・分校・分教室		本校					本校					本校													
設置学部・学科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科										
		○	○	○			○	○	○			○	○	○	○										
学級数・在籍者数		学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部		12		29			14		32			9		24											
中学部		9		21			9		25			7		15											
高等部（普通課程）		6		17			7		20			9		21											
合計		27		67			30		77			25		60											
通学バス台数		なし					6					5													
寄宿舎設置		なし					なし					なし													
通学区域		〈小・中・高〉 大阪整肢学院に入院中の児童生徒					〈小・中・高〉 北区（天神橋筋以西）、福島区、此花区、中央区（堺筋以西）、西区、港区、大正区、西淀川区、淀川区、住之江区（南港大橋以北）					〈小・中・高〉 天王寺区（千日前通り以南）、生野区、阿倍野区、東住吉区（メトロ玉出一平野を東西に結ぶ線以北）、平野区													

学 校 名		⑤大阪府立光陽支援学校					大阪府立光陽支援学校 大阪公立大学医学部附属病院分教室					大阪府立光陽支援学校 地方独立行政法人 大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター一分教室													
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱									
所在地	郵便番号	535-0022					545-8586					534-0021													
	住所	大阪市旭区新森6-8-21					大阪市阿倍野区旭町1-5-7					大阪市都島区都島本通2-13-22													
交通 アクセス		メトロ谷町線・今里筋線「太子橋今市」駅から、シティバス「旭東中学校前」東約200m 京阪本線「森小路」駅 東約1.1km メトロ今里筋線「清水」駅 南東約600m					詳しくは、病院のHPをご覧ください。					詳しくは、病院のHPをご覧ください。													
電話番号		06-6953-4022					06-6645-2891					06-6929-1221													
FAX番号		06-6953-6932					06-6645-2891					06-6929-1221													
本校・分校・分教室		本校					分教室					分教室													
設置学部・学科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科										
		○	○	○			○	○				○	○												
学級数・在籍者数		学級数		在籍者数			学級数		在籍者数			学級数		在籍者数											
小学部		肢体 21 病弱 2		肢体 56 病弱 3			1		3			4		16											
中学部		肢体 12 病弱 1		肢体 28 病弱 1			1		1			5		9											
高等部（普通課程）		肢体 14		肢体 39																					
合計		肢体 47 病弱 3		肢体 123 病弱 4			2		4			9		25											
通学バス台数		9					なし					なし													
寄宿舎設置		なし					なし					なし													
通学区域		【肢体】 〈小・中・高〉 北区（天神橋筋以東）、都島区、中央区（堺筋以東）、天王寺区（千日前通り以北）、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、守口市					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪公立大学医学部附属病院					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪市立総合医療センター													
*分教室が設置されていない場合でも、大阪府内の病院に訪問教育（小・中学校部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。																									

学 校 名		⑩大阪府立東住吉支援学校					⑪大阪府立刀根山支援学校					大阪府立刀根山支援学校 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター一分教室				
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
所在地	郵便番号	546-0023					560-0045					573-0022				
	住所	大阪市東住吉区矢田5-1-22					豊中市刀根山5-1-1					枚方市宮之阪3-16-21				
交通 アクセス	近鉄南大阪線「矢田」駅 南西約500m シティバス「矢田南中学校前」 南東約200m					阪急宝塚線・大阪モノレール「蛍池」駅 東約600m					詳しくは、病院のHPをご覧ください。					
電話 番号	06-6608-9100・9800					06-6853-0200					072-847-6951					
FAX 番号	06-6608-9500					06-6853-0602					072-847-6951					
本校・分校・分教室	本校					本校					分教室					
設置学部・学科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	
		○	○	○			○	○	○			○	○			
学級数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		
小学部	肢体	11	知的	28	肢体	21	知的	128	9	10	4	13				
中学部	肢体	8	知的	25	肢体	15	知的	120	4	4	2	9				
高等部	肢体	8	知的	26	肢体	23	知的	146	1	1						
合計	肢体	27	知的	79	肢体	59	知的	394	14	15	6	22				
通学バス台数	15					なし					なし					
寄宿舎設置	なし					なし					なし					
通学区域	【知的】 〈小・中・高〉 住吉区、東住吉区、平野区（国道25号線以南） 【肢体】 〈小・中・高〉 浪速区、住之江区（南港大橋以南）、住吉区、東住吉区（メトロ玉出一平野を東西に結ぶ線以南）、西成区					〈小・中・高〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪刀根山医療センター					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪精神医療センター					
											*分教室が設置されていない場合でも、大阪府内の病院に訪問教育（小・中学部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。					

学 校 名		大阪府立刀根山支援学校 大阪大学医学部附属病院分教室					大阪府立刀根山支援学校 関西医科大学総合医療センター分教室					大阪府立刀根山支援学校 関西医科大学附属病院分教室									
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱					
所在地	郵便番号	565-0871					570-8507					573-1191									
	住所	吹田市山田丘2-15					守口市文園町10-15					枚方市新町2-3-1									
交通 アクセス	詳しくは、病院のHPをご覧ください。					詳しくは、病院のHPをご覧ください。					詳しくは、病院のHPをご覧ください。										
電話 番号	06-6876-5229					06-6995-5215					072-845-7033										
FAX 番号	06-6876-5229					06-6995-5215					072-845-7065										
本校・分校・分教室	分教室					分教室					分教室										
設置学部・学科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
		○	○				○	○				○	○								
学級数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数							
小学部	2			8		1			0		1			4							
中学部	2			5		2			1		1			1							
高等部																					
合計	4			13		3			1		2			5							
通学バス台数	なし					なし					なし										
寄宿舎設置	なし					なし					なし										
通学区域	〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪大学医学部附属病院					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・関西医科大学総合医療センター					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・関西医科大学附属病院										
						*分教室が設置されていない場合でも、大阪府内の病院に訪問教育（小・中学部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。															

学 校 名		⑯大阪府立羽曳野支援学校					大阪府立羽曳野支援学校										
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱	視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱						
					○					○							
所在地	郵便番号	583-0872			558-8558					594-1101							
所在地	住所	羽曳野市はびきの3-7-1			大阪市住吉区万代東3-1-56					和泉市室堂町840							
交 通 ア ク セ ス	近鉄南大阪線「藤井寺」駅又は「古市」駅から、近鉄バス「府立医療センター前」					詳しくは、病院のHPをご覧ください。					詳しくは、病院のHPをご覧ください。						
電 話 番 号	072-958-5000			06-6606-5723					0725-56-9085								
F A X 番 号	072-958-7890			06-6606-5723					0725-56-9085								
本校・分校・分教室	本校					分教室					分教室						
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部						
	○	○				○	○				○						
学 級 数・在籍者数	学級数		在籍者数		学級数		在籍者数		学級数		在籍者数						
小学部	4		2		1		0		5		6						
中学部	4		1		1		0		4		4						
高等部																	
合計	8		3		2		0		9		10						
通 学 バ ス 台 数	なし					なし					なし						
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし						
通学区域	〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪はびきの医療センター					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪急性期・総合医療センター					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪母子医療センター						
	*分教室が設置されていない場合でも、大阪府内の病院に訪問教育（小・中学部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。																

学 校 名		大阪府立羽曳野支援学校					大阪府立羽曳野支援学校					大阪府立羽曳野支援学校								
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱	視覚	聴覚	知的	肢 体	病 弱	視覚	聴覚	知的						
					○					○				○						
所在地	郵便番号	590-0132			591-8025					589-8511										
所在地	住所	堺市南区原山台2-7-1					堺市北区長曾根町1179-3					大阪狭山市大野東377-2								
交 通 ア ク セ ス	詳しく述べは、病院のHPをご覧ください。					詳しく述べは、病院のHPをご覧ください。					詳しく述べは、病院のHPをご覧ください。									
電 話 番 号	072-299-5463					072-252-8088					072-366-2505									
F A X 番 号	072-299-5463					072-252-8088					072-366-2505									
本校・分校・分教室	分教室					分教室					分教室									
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部						
	○	○				○	○				○	○								
学 級 数・在籍者数	学級数		在籍者数		学級数		在籍者数		学級数		在籍者数									
小学部	1		0		1		0		2		1									
中学部	2		0		1		0		1		0									
高等部																				
合計	3		0		2		0		3		1									
通 学 バ ス 台 数	なし					なし					なし									
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし									
通学区域	〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・堺咲花病院					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・大阪労災病院					〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・近畿大学病院									
	*分教室が設置されていない場合でも、大阪府内の病院に訪問教育（小・中学部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・教務グループまで。																			

学 校 名		大阪府立羽曳野支援学校 阪南病院分教室					⑪堺市立百舌鳥支援学校					⑫堺市立百舌鳥支援学校分校									
学 校 種 別		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱					
所在地	郵便番号	599-8263					591-8033					590-0801									
	住所	堺市中区八田南之町277					堺市北区百舌鳥西之町1-124					堺市堺区大仙中町11-2									
交 通 ア ク セ ス	詳しくは、病院のHPをご覧ください。					JR阪和線「上野芝」駅 東約1km					JR阪和線「百舌鳥」駅 西約1.2km										
電 話 番 号	072-277-2888					072-252-3081					072-244-5940										
F A X 番 号	072-277-2888					072-252-8440					072-243-0619										
本校・分校・分教室	分教室					本校					分校										
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科						
	○	○				○	○				○	○									
学 級 数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数		学級数			在籍者数							
小学部	2			4		28			123		1			1							
中学部	4			2		23			112		0			0							
高等部																					
合計	6			6		51			235		1			1							
通 学 バ ス 台 数	なし					12					なし										
寄 宿 舎 設 置	なし					なし					なし										
通学区域	<p>〈小・中〉 以下の病院に入院中の児童生徒 ・阪南病院</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>*分教室が設置されていない 場合でも、大阪府内の病院に 訪問教育（小・中学部）を行っています。 問合せは、支援教育課学事・ 教務グループまで。</p> </div>					<p>〈小・中〉 堺市（堺区・北区・西区のうち浜寺 中、浜寺南中、上野芝中、津久野中 の校舎）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>*詳細に関する問合せは、堺市教育委員会事務局 学校教育部支援教育課まで。</p> </div>					<p>〈小・中〉 堺市</p>										

学 校 名		にわだに ⑪堺市立上神谷支援学校					⑫大阪教育大学附属特別支援学校							
学 校 種 别		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱			
所在地	郵便番号	590-0134					547-0027							
	住所	堺市南区御池台4-24-1					大阪市平野区喜連4-8-71							
交 通 ア ク セ ス	泉北高速鉄道「梅・美木多」駅から、南海バス 泉北北梅地区線32系統（御池台回り）「御池台 4丁南」					メトロ谷町線「喜連瓜破」駅 東約50m								
電 話 番 号	072-298-2859					06-6708-2580・2590								
F A X 番 号	072-298-2861					06-6708-2380								
本校・分校・分教室	本校					本校								
設 置 学 部・学 科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科				
	○	○				○	○	○	○					
学 級 数・在籍者数	学級数			在籍者数		学級数			在籍者数					
小学部	37			160		3			17					
中学部	21			106		3			18					
高等部						3			24					
合計	58			266		9			59					
通 学 バ ス 台 数	15					なし								
寄 宿 舎 設 置	なし					なし								
通学区域	<p>〈小・中〉 堺市（中区・東区・南区・美原区・ 西区のうち福泉中、鳳中の校舎）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>*詳細に関する問合せは、 堺市教育委員会事務局学校 教育部支援教育課まで。</p> </div>					<p>徒歩もしくは公共交通機関を利用 し、自宅から本校まで 〈小〉40分程度 〈中〉50分程度 〈高〉70分程度内で通学できる地域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>*詳細に関する問合せは、 大阪教育大学附属特別支援 学校まで。</p> </div>								

IV 支援学級等の状況

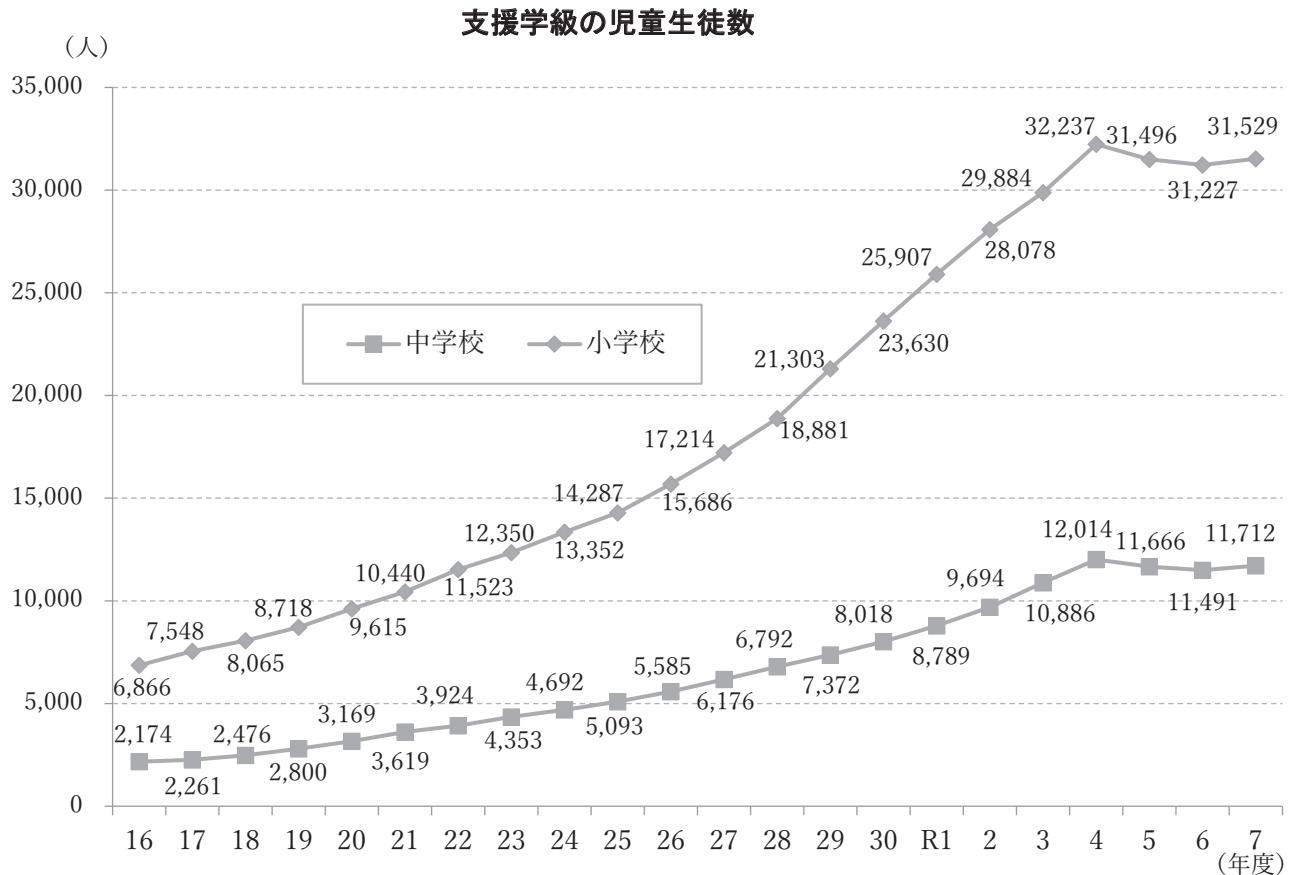
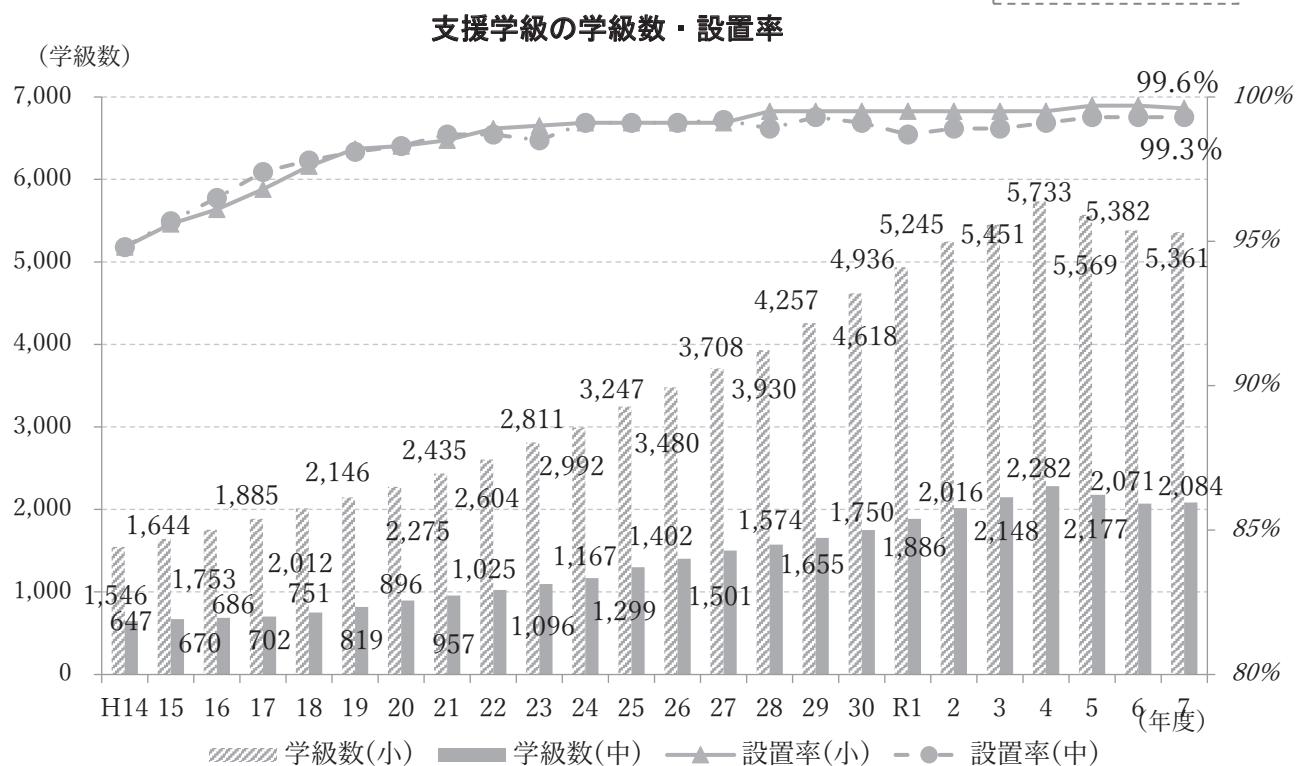
1 支援学級数・児童生徒数

(令和7年5月1日現在)

区分		弱視	難聴	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	自閉症・情緒障がい	言語障がい	合計
小学校 義務教育学校 前中期課程	学級数	29	63	2,084	328	234	2,623	0	5,361
	児童数	44	147	12,976	620	503	17,239	0	31,529
中学校 義務教育学校 後期課程	学級数	12	24	845	114	74	1,015	0	2,084
	生徒数	18	45	4,951	195	143	6,360	0	11,712
合計	学級数	41	87	2,929	442	308	3,638	0	7,445
	在籍数	62	192	17,927	815	646	23,599	0	43,241

- 適切な学びの場の見直しにより、令和6年度の府内小・中学校における支援学級数・在籍児童生徒数は減少した。
- 支援学級設置率は、全国平均を大きく上回る。

<全国>R6 年度
小学校：87.0%
中学校：80.5%



※各年 5月 1日現在

※平成 28 年度より小学校には、義務教育学校（前期課程）を、 中学校には、義務教育学校（後期課程）をそれぞれ含む。

2 年度別支援学級設置状況一覧表

※ 平成28年から、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含み記載。

(令和7年5月1日現在)

種別	弱視			難聴			知的障がい			肢体不自由			病弱・身体虚弱			情緒障がい			言語障がい			その他			小計			合計															
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	中	小	中	中	小	中													
年度	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級	小級	中級	人級													
昭30							37	399	11	121			2	30															39	429	11	121	50	550									
昭40	4	19	1	6	4	18	2	11	361	2,986	189	1,756	3	30	2	9	8	64	3	37	3	23												302	201	1863	593	5145					
昭50	14	65	3	6	34	189	12	58	714	3,692	342	1,917	127	516	23	69	37	199	11	40	47	202	6	16	30	17	3	16	6	3	1009	4880	403	2122	1412	7002							
昭60	12	31	3	13	32	119	17	60	970	5,149	419	2,211	90	393	44	166	75	294	22	70	192	1064	83	434	33	61	1	2									1404	7111	589	2956	1993	10067	
平7	6	24	1	7	22	66	15	46	632	1,998	279	845	153	458	71	161	44	124	16	50	491	1,806	241	829	2	7	3	6									1350	4483	626	1944	1976	6427	
平17	8	20	10	29	26	92	12	31	659	2,864	264	914	348	1037	118	282	109	290	31	81	735	3,245	267	924									1885	7548	702	2261	2587	9809					
平27	32	55	11	19	65	146	25	41	1,303	6,650	552	2,568	409	950	152	309	355	900	171	411	1,544	8,513	590	2,828														3,708	17,214	1,501	6,176	5,209	23,390
平28	31	53	11	21	74	164	21	34	1,376	7,264	595	2,911	406	926	148	310	374	969	178	434	1,669	9,505	621	3,082														3,930	18,881	1,574	6,792	5,504	25,673
平29	35	57	14	26	79	176	30	52	1,515	8,279	622	3,156	409	933	161	325	395	1,034	186	453	1,824	10,824	642	3,360														4,257	21,303	1,655	7,372	5,912	28,675
平30	42	69	21	39	88	193	37	65	1,629	9,077	663	3,468	420	942	180	362	419	1,081	177	439	2,020	12,268	672	3,645														4,618	23,630	1,750	8,018	6,368	31,648
令元	49	80	23	41	93	203	50	96	1,722	9,929	694	3,683	412	884	181	376	460	1,164	193	461	2,200	13,647	745	4,132														4,936	25,907	1,886	8,789	6,822	34,696
令2	55	87	34	52	104	221	49	99	1,822	10,682	737	4,020	418	861	165	334	473	1,179	215	520	2,373	15,048	816	4,669														5,245	28,078	2,016	9,694	7,261	37,772
令3	61	90	28	38	103	204	52	99	1,899	11,374	789	4,444	410	863	155	300	474	1,165	220	566	2,504	16,188	904	5,439														5,451	29,884	2,148	10,886	7,599	40,770
令4	63	90	31	44	105	204	47	94	1,994	12,163	832	4,795	396	813	134	262	488	1,196	234	586	2,687	17,771	1,004	6,233														5,733	32,237	2,282	12,014	8,015	44,251
令5	52	72	12	15	78	160	33	58	2,004	12,160	817	4,693	380	750	136	240	393	858	165	365	2,662	17,498	1,014	6,295														5,569	31,498	2,177	11,666	7,746	43,164
令6	41	58	11	13	69	150	26	44	2,014	12,413	800	4,751	335	661	121	205	293	647	108	216	2,630	17,298	1,005	6,262														5,382	31,227	2,071	11,491	7,453	42,718
令7	29	44	12	18	63	147	24	45	2,084	12,976	845	4,951	328	620	114	195	234	503	74	143	2,623	17,239	1,015	6,360														5,361	31,529	2,084	11,712	7,445	43,241

3 市町村別支援学級設置状況

市町村名	小学校・(義務教育学校前期課程)															
	弱視		難聴		知的障がい		肢体不自由		病弱・身体虚弱		自閉症・情緒障がい		言語障がい		設置校数	学級数計
	校	級	校	級	校	級	校	級	校	級	校	級	校	級		
大阪市	6	6	9	11	282	601	112	112	71	71	282	732			283	1533
堺市	—	—	4	4	92	196	19	19	34	35	92	238			92	492
豊能地区	2	2	10	10	65(3)	145(7)	30(2)	30(2)	26(3)	26(3)	65(3)	229(10)			65(3)	442(22)
豊中市	1	1	2	2	38(1)	85(2)	18(1)	18(1)	18(1)	18(1)	38(1)	143(6)			38(1)	267(10)
池田市	1	1	2	2	9(1)	23(3)	2(1)	2(1)	5(1)	5(1)	9(1)	28(2)			9(1)	61(7)
箕面市	—	—	5	5	14	33	10	10	2	2	14	54			14	104
能勢町	—	—	—	—	(1)	(2)	—	—	(1)	(1)	(1)	(2)			(1)	(5)
豊能町	—	—	1	1	4	4	—	—	1	1	4	4			4	10
三島地区	8	8	13	13	120	281	40	40	36	37	120	365			120	744
吹田市	—	—	3	3	35	122	18	18	22	22	35	127			35	292
高槻市	3	3	6	6	40	55	10	10	6	7	40	134			40	215
茨木市	4	4	4	4	31	72	11	11	3	3	31	62			31	156
摂津市	1	1	—	—	10	21	—	—	3	3	10	27			10	52
島本町	—	—	—	—	4	11	1	1	2	2	4	15			4	29
北河内地区	3	3	8	8	118(2)	306(7)	43(2)	43(2)	19	20	118(2)	369(7)			118(2)	749(16)
守口市	1	1	4	4	12(1)	27(4)	5(1)	5(1)	1	1	12(1)	45(3)			12(1)	83(8)
枚方市	1	1	3	3	44	117	22	22	6	7	44	156			44	306
寝屋川市	1	1	—	—	23	72	3	3	2	2	23	63			23	141
大東市	—	—	—	—	12	35	6	6	5	5	12	34			12	80
門真市	—	—	1	1	13	27	6	6	3	3	13	30			13	67
四條畷市	—	—	—	—	6	16	—	—	2	2	6	21			6	39
交野市	—	—	—	—	8(1)	12(3)	1(1)	1(1)	—	—	8(1)	20(4)			8(1)	33(8)
中河内地区	6(1)	6(1)	5	7	84(3)	156(5)	34(3)	34(3)	20	20	85(3)	186(9)			85(3)	409(18)
東大阪市	4(1)	4(1)	1	2	49(2)	86(4)	27(2)	27(2)	4	4	49(2)	109(8)			49(2)	232(15)
八尾市	2	2	4	5	27(1)	58(1)	7(1)	7(1)	12	12	27(1)	57(1)			27(1)	141(3)
柏原市	—	—	—	—	8	12	—	—	4	4	9	20			9	36
南河内地区	1	1	4	4	75(1)	135(3)	20	20	13	13	76(1)	183(3)			76(1)	356(6)
富田林市	—	—	1	1	16	23	5	5	3	3	16	47			16	79
河内長野市	—	—	2	2	12	22	1	1	2	2	12	29			12	56
松原市	1	1	1	1	15	35	5	5	3	3	15	33			15	78
羽曳野市	—	—	—	—	12(1)	25(3)	1	1	2	2	13(1)	30(3)			13(1)	58(6)
藤井寺市	—	—	—	—	7	11	4	4	2	2	7	23			7	40
大阪狭山市	—	—	—	—	7	11	3	3	1	1	7	12			7	27
太子町	—	—	—	—	2	2	1	1	—	—	2	3			2	6
河南町	—	—	—	—	2	4	—	—	—	—	2	4			2	8
千早赤阪村	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	2	2			2	4
泉北地区	—	—	1(1)	1(1)	35(2)	70(3)	9	9	4	4	35(2)	89(4)			35(2)	173(8)
泉大津市	—	—	—	—	8	19	1	1	2	2	8	25			8	47
和泉市	—	—	(1)	(1)	18(2)	34(3)	6	6	1	1	18(2)	46(4)			18(2)	87(8)
高石市	—	—	1	1	7	11	2	2	—	—	7	15			7	29
忠岡町	—	—	—	—	2	6	—	—	1	1	2	3			2	10
泉南地区	2	2	4	4	73(1)	168(1)	13	14	5	5	74(1)	198(1)			74(1)	391(2)
岸和田市	1	1	3	3	24	46	2	3	4	4	24	76			24	133
貝塚市	—	—	1	1	10(1)	22(1)	2	2	1	1	10(1)	23(1)			10(1)	49(2)
泉佐野市	—	—	—	—	12	31	4	4	—	—	13	42			13	77
泉南市	—	—	—	—	10	28	2	2	—	—	10	21			10	51
阪南市	—	—	—	—	8	17	2	2	—	—	8	19			8	38
熊取町	—	—	—	—	5	17	—	—	—	—	5	9			5	26
田尻町	1	1	—	—	1	2	—	—	—	—	1	3			1	6
岬町	—	—	—	—	3	5	1	1	—	—	3	5			3	11
合計	28(1)	28(1)	58(1)	62(1)	944(12)	2058(26)	320(7)	321(7)	228(3)	231(3)	946(12)	2589(34)			948(12)	5289(72)

※ () 内は、義務教育学校における設置数を示す(外数)。なお、大阪市の義務教育学校における設置数は、小・中学校に含む。

(令和7年5月1日現在)

中学校・(義務教育学校後期課程)												合計		市町村名			
弱視		難聴		知的障がい		肢体不自由		病弱・身体虚弱		自閉症・情緒障がい		言語障がい	設置校数	学級数計	設置校数	学級数	
校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	校級	
3	3	9	9	129	252	48	48	23	23	129	297		129	632	411	2165	大阪市
-	-	2	2	41	82	5	5	11	11	43	91		43	191	135	683	堺市
3	3	1	1	30(3)	56(4)	15(2)	15(2)	6(2)	7(2)	30(3)	78(5)		30(3)	160(13)	95(3)	602(35)	豊能地区
3	3	-	-	16(1)	30(2)	7(1)	7(1)	4(1)	5(1)	16(1)	51(2)		16(1)	96(6)	54(1)	363(16)	豊中市
-	-	1	1	4(1)	10(1)	2	2	1	1	4(1)	9(2)		4(1)	23(3)	13(1)	84(10)	池田市
-	-	-	-	8	14	6	6	1	1	8	16		8	37	22	141	箕面市
-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	(4)	(1)	(9)	能勢町
-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	2		2	4	6	14	豊能町
4	4	4	4	57	107	13	13	11	11	57	130		57	269	177	1013	三島地区
-	-	2	2	18	38	3	3	6	6	18	35		18	84	53	376	吹田市
3	3	2	2	18	25	4	4	3	3	18	57		18	94	58	309	高槻市
1	1	-	-	14	30	6	6	1	1	14	21		14	59	45	215	茨木市
-	-	-	-	5	9	-	-	-	-	5	11		5	20	15	72	摂津市
-	-	-	-	2	5	-	-	1	1	2	6		2	12	6	41	島本町
1	1	2	2	58(2)	113(3)	10(1)	10(1)	8	8	58(2)	135(7)		58(2)	269(11)	176(2)	1018(27)	北河内地区
-	-	-	-	7(1)	14(1)	(1)	(1)	1	1	7(1)	19(3)		7(1)	34(5)	19(1)	117(13)	守口市
1	1	2	2	19	40	6	6	4	4	19	50		19	103	63	409	枚方市
-	-	-	-	12	23	-	-	1	1	12	26		12	50	35	191	寝屋川市
-	-	-	-	8	13	2	2	-	-	8	15		8	30	20	110	大東市
-	-	-	-	6	12	1	1	-	-	6	13		6	26	19	93	門真市
-	-	-	-	3	5	1	1	1	1	3	5		3	12	9	51	四條畷市
-	-	-	-	3(1)	6(2)	-	-	1	1	3(1)	7(4)		3(1)	14(6)	11(1)	47(14)	交野市
-	-	1	1	42(3)	66(5)	7	7	8	8	41(3)	78(4)		42(3)	160(9)	127(3)	569(27)	中河内地区
-	-	1	1	23(2)	39(4)	7	7	6	6	23(2)	51(3)		23(2)	104(7)	72(2)	336(22)	東大阪市
-	-	-	-	14(1)	20(1)	-	-	2	2	13(1)	18(1)		14(1)	40(2)	41(1)	181(5)	八尾市
-	-	-	-	5	7	-	-	-	-	5	9		5	16	14	52	柏原市
-	-	1	1	36(1)	57(1)	4	4	2	2	35(1)	67(1)		36(1)	131(2)	112(1)	487(8)	南河内地区
-	-	-	-	8	9	-	-	1	1	8	18		8	28	24	107	富田林市
-	-	-	-	7	11	-	-	-	-	6	12		7	23	19	79	河内長野市
-	-	1	1	7	15	2	2	1	1	7	13		7	32	22	110	松原市
-	-	-	-	5(1)	8(1)	-	-	-	-	5(1)	9(1)		5(1)	17(2)	18(1)	75(8)	羽曳野市
-	-	-	-	3	5	-	-	-	-	3	8		3	13	10	53	藤井寺市
-	-	-	-	3	5	2	2	-	-	3	3		3	10	10	37	大阪狭山市
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	2		1	3	3	9	太子町
-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	1	1		1	3	3	11	河南町
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1		1	2	3	6	千里赤阪村
1	1	-	-	15(1)	24(1)	5	5	-	-	15(2)	39(2)		15(2)	69(3)	50(2)	242(11)	泉北地区
-	-	-	-	3	4	-	-	-	-	3	8		3	12	11	59	泉大津市
-	-	-	-	8(1)	16(1)	5	5	-	-	8(2)	25(2)		8(2)	46(3)	26(2)	133(11)	和泉市
1	1	-	-	3	3	-	-	-	-	3	5		3	9	10	38	高石市
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1		1	2	3	12	忠岡町
-	-	4	4	32	74	4	4	2	2	33	81		33	165	107(1)	556(2)	泉南地区
-	-	2	2	11	26	3	3	1	1	11	38		11	70	35	203	岸和田市
-	-	-	-	4	13	-	-	1	1	4	11		4	25	14(1)	74(2)	貝塚市
-	-	-	-	5	11	-	-	-	-	5	12		5	23	18	100	泉佐野市
-	-	-	-	4	11	-	-	-	-	4	7		4	18	14	69	泉南市
-	-	-	-	3	6	-	-	-	-	4	8		4	14	12	52	阪南市
-	-	1	1	3	5	-	-	-	-	3	3		3	9	8	35	熊取町
-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1		1	3	2	9	田尻町
-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	1	1		1	3	4	14	岬町
12	12	24	24	440(10)	831(14)	111(3)	111(3)	71(2)	72(2)	441(11)	996(19)		443(11)	2046(38)	1390(12)	7335(110)	合計

4 病院内学級・病弱支援学校(本校・分教室)設置一覧

設置者	学校名	病院名	所在地
病院内支援学級	堺市	家原寺小津久野中	堺市立総合医療センター 堺市西区家原寺町 1-1-1 (072-272-1199)
	豊中市	桜井谷小第十三中	市立豊中病院 豊中市柴原町 4-14-1 (06-6858-3605)
	池田市	池田小	市立池田病院 池田市城南 3-1-18 (072-751-2881)
	箕面市	萱野小第五中	箕面市萱野 5-7-1 (072-728-2001)
	吹田市	岸部第一小第二中	市立吹田市民病院 吹田市岸部新町 5-7 (06-6387-3311)
	高槻市	高槻小	大阪医科大学病院 高槻市大学町 2-7 (072-683-1221)
	枚方市	桜丘北小桜丘中	星ヶ丘医療センター 枚方市星丘 4-8-1 (072-840-2641)
		禁野小第一中	市立ひらかた病院 枚方市禁野本町 2-14-1 (072-847-2821)
	東大阪市	意岐部小意岐部中	市立東大阪医療センター 東大阪市西岩田 3-4-5 (06-6781-5101)
	八尾市	龍華小	八尾市立病院 八尾市龍華町 1-3-1 (072-922-0881)
	泉大津市	旭小	泉大津市立病院 泉大津市下条町 16-1 (0725-32-5622)
	岸和田市	八木南小	市立岸和田市民病院 岸和田市額原町 1001 (072-445-1000)
	11市	19校	12病院
病院内支援学校本校・分教室	刀根山支援	独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター	豊中市刀根山 5-1-1 (06-6853-0200)
		地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市宮之阪 3-16-21 (072-847-6951)
		大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15 (06-6876-5229)
		関西医科大学附属病院	枚方市新町 2-3-1 (072-845-7033)
		関西医科大学総合医療センター	守口市文園町 10-15 (06-6995-5215)
	大阪府	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1 (072-958-5000)
		地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3-1-56 (06-6606-5723)
		地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	和泉市室堂町 840 (0725-56-9085)
		堺咲花病院	堺市南区原山台 2-7-1 (072-299-5463)
		独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町 1179-3 (072-252-8088)
		近畿大学病院	堺市南区三原台 1-14-1※ (072-366-2505)
		阪南病院	堺市中区八田南之町 277 (072-277-2888)
	光陽支援	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通 2-13-22 (06-6929-1221)
		大阪公立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7 (06-6645-2891)
	3校	14病院	
	総計	22校	26病院

※令和7年11月1日より、大阪狭山市大野東377-2から移転

5 令和7年度 通級による指導担当教員配置校
(小学校・義務教育学校(前期課程)・支援学校)

「数」… 配置数															
市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数
大阪市	柏里小	発達障がい	1	(大阪市)	大宮小	発達障がい	1	(堺市)	北田辺小	発達障がい	1	(箕面市)	萱野北小	発達障がい	1
	十三小	発達障がい	1		高殿小	発達障がい	1		新金岡小	発達障がい	1		彩都の丘小	発達障がい	2
	西淡路小	言語障がい	1		新森小路小	発達障がい	1		光童寺小	発達障がい	1		能勢町	能勢ささゆり学園	1
	菅北小	言語障がい	1		太子橋小	発達障がい	1		北八下小	発達障がい	1		東能勢小	発達障がい	1
	上福島小	言語障がい	1		鯰江小	発達障がい	1		百舌鳥小	発達障がい	1		吉川小	発達障がい	1
	成育小	言語障がい	1		育和小	発達障がい	1		東三国丘小	発達障がい	1		光風台小	発達障がい	2
	森之宮小	発達障がい	1		鷗野小	発達障がい	1		東浅香山小	発達障がい	1		東ときわ台小	発達障がい	1
	南小	言語障がい	1		諫訪小	発達障がい	1		金岡小	発達障がい	1		吹田第二小	発達障がい	1
	九条東小	言語障がい	1		すみれ小	発達障がい	1		金岡南小	発達障がい	1		吹田第三小	発達障がい	1
	発達障がい	1			東中浜小	発達障がい	1		五箇荘小	発達障がい	1		吹田南小	発達障がい	1
	長居小	言語障がい	1		長吉小	発達障がい	1		五箇荘東小	発達障がい	1		千里第一小	発達障がい	1
	発達障がい	1			瓜破小	発達障がい	1		新浅香山小	発達障がい	1		千里第二小	発達障がい	1
	玉出小	発達障がい	1		加美小	発達障がい	1		中百舌鳥小	発達障がい	1		東佐井寺小	発達障がい	1
	北鶴橋小	言語障がい	1		榎本小	発達障がい	1		大泉小	発達障がい	1		岸部第一小	発達障がい	1
	金塚小	発達障がい	1		茨田北小	発達障がい	1		黒山小	発達障がい	1		豊津第一小	発達障がい	1
	田辺小	言語障がい	1		今津小	発達障がい	1		平尾小	発達障がい	1		片山小	発達障がい	1
	発達障がい	1			茨田西小	発達障がい	1		美原北小	発達障がい	1		山田第二小	発達障がい	1
	喜連西小	発達障がい	1		横堤小	発達障がい	1		八上小	発達障がい	1		山田第三小	発達障がい	1
	池島小	発達障がい	1		加美北小	発達障がい	1		美原西小	発達障がい	1		東山田小	発達障がい	1
	西九条小	発達障がい	1		玉造小	発達障がい	1		新平野西小	発達障がい	1		南山田小	発達障がい	1
	島屋小	発達障がい	1		南大江小	発達障がい	2		三宝小	発達障がい	1		西山田小	発達障がい	1
	高見小	発達障がい	1		中大江小	発達障がい	1		錦西小	発達障がい	1		北山田小	発達障がい	1
	酉島小	発達障がい	1		中央小	発達障がい	1		市小	発達障がい	1		佐竹台小	発達障がい	1
	春日出小	発達障がい	1		西船場小	発達障がい	1		錦綾小	発達障がい	1		高野台小	発達障がい	1
	市岡小	発達障がい	1		日吉小	発達障がい	1		浅香山小	発達障がい	1		津雲台小	発達障がい	1
	機路小	発達障がい	1		九条北小	発達障がい	1		錦小	発達障がい	1		青山台小	発達障がい	1
	三先小	発達障がい	1		本田小	発達障がい	1		熊野小	発達障がい	1		千里たけみ小	発達障がい	1
	波除小	発達障がい	1		堀江小	発達障がい	1		榎小	発達障がい	1		高槻小	発達障がい	1
	南市岡小	発達障がい	1		堀江小分校	発達障がい	1		三丘小	発達障がい	1		芥川小	発達障がい	2
	弁天小	発達障がい	1		泉尾小	発達障がい	1		英彰小	発達障がい	1		原田小	発達障がい	2
	野里小	発達障がい	1		中泉尾小	発達障がい	1		新湊小	発達障がい	1		曾根小	発達障がい	1
	姫里小	発達障がい	1		北恩加島小	発達障がい	1		少林寺小	発達障がい	1		豊南小	発達障がい	1
	姫島小	発達障がい	1		南恩加島小	発達障がい	1		安井小	発達障がい	1		上野小	発達障がい	1
	大和田小	発達障がい	1		鶴町小	発達障がい	1		大仙西小	発達障がい	1		南桜塚小	発達障がい	1
	川北小	発達障がい	1		平尾小	発達障がい	1		神石小	発達障がい	1		新田小	発達障がい	2
	御幣島小	発達障がい	1		三軒家東小	発達障がい	1		大仙小	発達障がい	1		庄内庄小	発達障がい	1
	佃西小	発達障がい	1		塩草立葉小	発達障がい	2		東陶器小	発達障がい	1		庄内西小	発達障がい	1
	加島小	発達障がい	1		難波元町小	発達障がい	1		西陶器小	発達障がい	1		千成小	発達障がい	1
	三津屋小	発達障がい	1		浪速小	発達障がい	1		福田小	発達障がい	1		北丘小	発達障がい	1
	新高小	発達障がい	1		粉浜小	発達障がい	1		東百舌鳥小	発達障がい	1		東丘小	発達障がい	1
	木川小	発達障がい	1		安立小	発達障がい	1		土師小	発達障がい	1		東豊小	発達障がい	2
	三国小	発達障がい	1		敷津浦小	発達障がい	1		八田莊西小	発達障がい	1		豊島西小	発達障がい	2
	北中島小	発達障がい	1		住吉川小	発達障がい	1		宮園小	発達障がい	1		西丘小	発達障がい	1
	塚本小	発達障がい	1		加賀屋東小	発達障がい	1		久世小	発達障がい	1		高川小	発達障がい	1
	西三国小	発達障がい	1		新北島小	発達障がい	1		深阪小	発達障がい	1		刀根山小	発達障がい	2
	宮原小	発達障がい	1		南港桜小	発達障がい	1		深井小	発達障がい	1		南丘小	発達障がい	1
	東淡路小	発達障がい	1		南港みなみ小	発達障がい	1		深井西小	発達障がい	1		豊島北小	発達障がい	1
	菅原小	発達障がい	1		清江小	発達障がい	1		日置莊小	発達障がい	1		泉丘小	発達障がい	1
	新庄小	発達障がい	1		依羅小	発達障がい	1		日置莊西小	発達障がい	1		少路小	発達障がい	1
	豊里小	発達障がい	1		墨江小	発達障がい	1		登美丘東小	発達障がい	1		野畑小	発達障がい	1
	小松小	発達障がい	1		清水丘小	発達障がい	1		登美丘西小	発達障がい	1		寿栄小	発達障がい	1
	井高野小	発達障がい	1		南住吉小	発達障がい	1		登美丘南小	発達障がい	1		五百住小	発達障がい	1
	大桐小	発達障がい	1		大空小	発達障がい	1		野田小	発達障がい	1		竹の内小	発達障がい	1
	豊新小	発達障がい	1		大領小	発達障がい	1		南八下小	発達障がい	1		安岡寺小	発達障がい	1
	東井高野小	発達障がい	1		苅田小	発達障がい	1		八下西小	発達障がい	1		松原小	発達障がい	1
	豊里南小	発達障がい	1		山之内小	発達障がい	1		白鷺小	発達障がい	1		若松小	発達障がい	1
	灌川小	発達障がい	1		荘田北小	発達障がい	1		浜寺石津小	発達障がい	1		丸橋小	発達障がい	1
	堀川小	発達障がい	1		岸里小	発達障がい	1		浜寺東小	発達障がい	1		奥坂小	発達障がい	1
	扇町小	発達障がい	1		千本小	発達障がい	1		向丘小	発達障がい	1		真上小	発達障がい	1
	豊崎本庄小	発達障がい	1		橋小	発達障がい	1		平岡小	発達障がい	1		南平台小	発達障がい	1
	中津小	発達障がい	1		まつば小	発達障がい	1		福岡小	発達障がい	1		北日吉台小	発達障がい	1
	大淀小	発達障がい	1		南津守小	発達障がい	1		福泉上小	発達障がい	1		阿武山小	発達障がい	1
	豊仁小	発達障がい	1		新今宮小	発達障がい	1		福泉東小	発達障がい	1		茨木小	発達障がい	2
	中之島小	発達障がい	1		真田山小	発達障がい	2		鳳小	発達障がい	1		春日小	発達障がい	2
	中野小	発達障がい	1		依羅小	発達障がい	1		鳳南小	発達障がい	1		春日丘小	発達障がい	1
	高倉小	発達障がい	1		桃陽小	発達障がい	1		津久野小	発達障がい	1		三島小	発達障がい	2
	都島小	発達障がい	1		五条小	発達障がい	1		原家原寺小	発達障がい	1		玉櫛小	発達障がい	1
	東都島小	発達障がい	1		聖和小	発達障がい	1		上野芝小	発達障がい	1		安威小	発達障がい	1
	友渕小	発達障がい	1		天王寺小	発達障がい	2		浜寺小	発達障がい	1		玉島小	発達障がい	1
	友渕小分校	発達障がい	1		大池小	発達障がい	1		福泉中央小	発達障がい	1		福井小	発達障がい	1
	福島小	発達障がい	1		田島南小	発達障がい	1		桃山台小	発達障がい	1		大池小	発達障がい	2
	玉川小	発達障がい	1		野田小	発達障がい	1		竹城台小	発達障がい	1		豊川小	発達障がい	1
	野田小	発達障がい	1		北巽小	発達障がい	1		上神谷小	言語障がい	1		豊川小	発達障がい	1
	吉野小	発達障がい	1		生野未来学園	発達障がい	1		茶山台小	発達障がい	1		中津小	発達障がい	1
	鷺洲小	発達障がい	1		発達障がい	1			萱野台小	発達障がい	2		東小	発達障がい	1
	北中道小	発達障がい	1		巽東小	発達障がい	1		横塚台小	発達障がい	1		水尾小	発達障がい	2
	中本小	発達障がい	1		高松小	発達障がい	2		はるみ小	発達障がい	1		郡山小	発達障がい	1
	東中本小	発達障がい	1		常盤小	発達障がい	1		原山ひかり小	発達障がい	1		太田小	発達障がい	1
	片江小	発達障がい	1		常盤小分校	発達障がい	1		庭代台小	発達障がい	1		天王小	発達障がい	1
	神路小	発達障がい	1		晴明丘小	発達障がい	1		御池台小	発達障がい	1		葦原小	発達障がい	2
	深江小	発達障がい	1		阪南小	発達障がい	1		赤坂台小	発達障がい	1		郡小	発達障がい	1
	宝栄小	発達障がい	1		長池小	発達障がい	1		新檜尾台小	発達障がい	1		庄栄小	発達障がい	1
	清水小	発達障がい	1		苗代小	発達障がい	1		城山台小	発達障がい	1		沢池小	発達障がい	1
	古市小	発達障がい	1		桑津小	発達障がい	1						畠田小	発達障がい	1

市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数
(茨木市)	山手台小	発達障がい	1	(東大阪市)	和光小	発達障がい	2	(松原市)	楠根東小	発達障がい	1	(岸和田市)	天美西小	発達障がい	1	羽曳野市	中央小	発達障がい	1
	耳原小	発達障がい	1		国松緑丘小	発達障がい	2		柏田小	発達障がい	1		松原西小	発達障がい	1		城内小	発達障がい	1
	穂積小	発達障がい	1		楠根小	発達障がい	1		西堤小	発達障がい	2		中央小	発達障がい	1		浜小	発達障がい	1
	白川小	発達障がい	1		宇谷小	発達障がい	1		意岐部東小	発達障がい	1		天美北小	発達障がい	1		朝陽小	発達障がい	1
	東奈良小	発達障がい	1		石津小	発達障がい	1		藤戸小	発達障がい	2		松原東小	発達障がい	1		東光小	発達障がい	1
	西小	発達障がい	1		大蓮小	発達障がい	2		大蓮小	発達障がい	2		河合小	発達障がい	1		旭小	発達障がい	1
	西河原小	発達障がい	1		桜橋小	言語障がい	1		桜橋小	言語障がい	1		恵我南小	発達障がい	1		太田小	発達障がい	1
	彩都西小	発達障がい	1		住道北小	発達障がい	1		住道北小	発達障がい	1		古市小	発達障がい	2		天神山小	発達障がい	1
	撮津市	鳥飼小	発達障がい	1	住道南小	発達障がい	1	布施小	発達障がい	1	駒ヶ谷小	発達障がい	1	修齊小	発達障がい	1			
	味舌小	発達障がい	1	四条小	発達障がい	1	池島学園	発達障がい	1	西浦小	発達障がい	1	東葛城小	発達障がい	1				
島本町	千里丘小	発達障がい	1	四条北小	発達障がい	1	くすは綾手南校	発達障がい	1	高鷲小	発達障がい	1	春木小	発達障がい	1				
	味生小	発達障がい	1	深野小	発達障がい	1	八尾小	発達障がい	2	丹比小	発達障がい	2	大芝小	発達障がい	1				
	撮津小	発達障がい	2	北条小	発達障がい	2	山本小	発達障がい	1	羽曳が丘小	発達障がい	3	大宮小	発達障がい	1				
	別府小	発達障がい	1	氷野小	発達障がい	1	用和小	発達障がい	2	白鳥小	発達障がい	1	城北小	発達障がい	1				
	三宅柳田小	発達障がい	1	泉小	発達障がい	1	久宝寺小	発達障がい	2	高鷲南小	発達障がい	2	新条小	発達障がい	2				
	鳥飼西小	発達障がい	2	諸福小	発達障がい	2	龍華小	発達障がい	1	古市南小	発達障がい	1	八木北小	発達障がい	1				
	鳥飼北小	発達障がい	1	灰塚小	発達障がい	1	大正小	発達障がい	1	恵我之莊小	発達障がい	1	八木小	発達障がい	1				
	鳥飼東小	発達障がい	1	三箇小	発達障がい	1	安中小	言語障がい	1	埴生南小	発達障がい	2	八木南小	発達障がい	2				
	門真市	門真小	発達障がい	2	門真小	発達障がい	2	藤井寺小	発達障がい	3	高鷲北小	発達障がい	1	光明小	発達障がい	2			
	第一小	発達障がい	3	大和田小	発達障がい	1	西浦東小	発達障がい	1	西浦東小	発達障がい	1	常盤小	発達障がい	2				
守口市	第二小	発達障がい	3	二島小	発達障がい	1	はひきの城牛学園	発達障がい	1	山直北小	発達障がい	2	山直北小	発達障がい	2				
	第三小	発達障がい	2	四宮小	発達障がい	2	藤井寺小	発達障がい	3	城東小	発達障がい	1	城東小	発達障がい	1				
	第四小	発達障がい	2	古川橋小	発達障がい	2	北山本小	発達障がい	1	東小	発達障がい	2	東小	発達障がい	2				
	守口小	発達障がい	2	沖小	発達障がい	1	南山本小	発達障がい	1	西小	発達障がい	2	西小	発達障がい	2				
	庭窪小	発達障がい	1	上野口小	発達障がい	2	志紀小	発達障がい	2	南小	発達障がい	2	南小	発達障がい	2				
	八雲小	発達障がい	1	速見小	発達障がい	1	高美小	発達障がい	2	北小	発達障がい	2	木島小	発達障がい	1				
	錦小	発達障がい	2	北菫本小	発達障がい	2	長池小	発達障がい	2	中央小	発達障がい	1	中央小	発達障がい	1				
	金田小	発達障がい	1	五月田小	発達障がい	2	東山本小	発達障がい	1	東山小	発達障がい	1	東山小	発達障がい	1				
	梶小	発達障がい	1	東小	発達障がい	1	美園小	発達障がい	2	二色学園	発達障がい	1	二色学園	発達障がい	1				
	八雲東小	発達障がい	1	門真らしい小	発達障がい	2	永畑小	発達障がい	2	泉佐野市	第一小	発達障がい	1	泉佐野市	第一小	発達障がい	1		
枚方市	佐太小	発達障がい	1	水桜小	発達障がい	1	刑部小	発達障がい	1	第二小	発達障がい	2	第二小	発達障がい	1				
	よつば小	発達障がい	1	田原小	発達障がい	1	高美南小	発達障がい	1	第三小	発達障がい	2	第三小	発達障がい	1				
	さくら小	発達障がい	1	四條畷小	発達障がい	2	西山本小	発達障がい	1	北中	発達障がい	2	北中	発達障がい	2				
	寺方南小	発達障がい	2	四條畷南小	発達障がい	1	高安西小	発達障がい	2	第七小	発達障がい	3	長坂小	発達障がい	1				
	さつき学園	発達障がい	2	忍ヶ丘小	発達障がい	3	曽我東小	発達障がい	1	日根野小	発達障がい	2	日根野小	発達障がい	2				
	枚方小	発達障がい	1	岡部小	発達障がい	3	亀井小	発達障がい	2	上之郷小	発達障がい	1	上之郷小	発達障がい	1				
	枚方第二小	言語障がい	1	藤が尾小	発達障がい	1	大正北小	発達障がい	2	河南町	近つ飛鳥小	発達障がい	1	長南小	発達障がい	1			
	蹉跎小	発達障がい	1	私市小	発達障がい	2	高安中小	発達障がい	1	かなん桜小	発達障がい	1	末広小	発達障がい	2				
	香里小	発達障がい	1	文交野みらい学園	発達障がい	2	曽我東小	発達障がい	1	太子町	磯長小	発達障がい	1	佐野台小	発達障がい	1			
	開成小	発達障がい	1	倉治小	発達障がい	1	柏原小	発達障がい	1	泉大津市	戎小	発達障がい	2	新家台小	発達障がい	1			
交野市	五常小	発達障がい	1	旭小	発達障がい	1	堅下小	発達障がい	1	信達小	発達障がい	2	信達小	発達障がい	2				
	春日小	発達障がい	1	藤が尾小	発達障がい	1	国分小	発達障がい	1	東小	発達障がい	1	東小	発達障がい	1				
	桜丘小	発達障がい	1	市川小	発達障がい	2	玉手小	発達障がい	1	西信達小	発達障がい	2	西信達小	発達障がい	2				
	山田小	発達障がい	1	文交野みらい学園	発達障がい	2	堅下北小	発達障がい	1	檜井小	発達障がい	2	雄信小	発達障がい	1				
	明倫小	発達障がい	1	繩手小	発達障がい	2	堅下南小	発達障がい	1	雄信小	発達障がい	3	一丘小	発達障がい	1				
	殿山第一小	発達障がい	1	繩手北小	発達障がい	2	旭ヶ丘小	発達障がい	1	一条南小	発達障がい	2	砂川小	発達障がい	2				
	殿山第二小	発達障がい	1	難	聽	1	富田林市	富田林小	発達障がい	2	新家東小	発達障がい	1	新家東小	発達障がい	1			
	発達障がい	1	石切小	発達障がい	2	新堂小	発達障がい	2	鳴滝小	発達障がい	1	鳴滝小	発達障がい	1					
	津田小	発達障がい	2	孔舎衙小	発達障がい	1	臺志小	発達障がい	3	阪南市	尾崎小	発達障がい	2	阪南市	尾崎小	発達障がい	2		
	水室小	発達障がい	1	上四条小	発達障がい	1	大伴小	発達障がい	1	信達小	発達障がい	2	信達小	発達障がい	2				
寝屋川市	牧野小	発達障がい	1	繩手東小	発達障がい	1	彼方小	発達障がい	1	天見小	発達障がい	1	天見小	発達障がい	1				
	交北小	発達障がい	1	孔舎衙東小	発達障がい	1	錦郡小	発達障がい	1	楠小	発達障がい	1	西鳥取小	発達障がい	2				
	中宮小	発達障がい	1	石切東小	発達障がい	2	川西小	発達障がい	1	高陽小	発達障がい	1	下荘小	発達障がい	2				
	小倉小	発達障がい	1	成和小	発達障がい	2	寺池台小	発達障がい	2	芦部小	発達障がい	3	東鳥取小	発達障がい	2				
	機島小	発達障がい	1	北宮小	発達障がい	1	東条小	発達障がい	1	北池田小	発達障がい	4	舞小	発達障がい	2				
	蹉跎西小	発達障がい	1	高辻小	発達障がい	1	高辻小	発達障がい	1	久野喜台小	発達障がい	2	朝日小	発達障がい	2				
	樟葉西小	発達障がい	1	玉川小	発達障がい	1	川西小	発達障がい	1	伏山台小	発達障がい	1	上荘小	発達障がい	2				
	川越小	発達障がい	1	玉美小	発達障がい	2	伏山台小	発達障がい	1	青葉はつが野小	発達障がい	3	桃の木台小	発達障がい	2				
	津田南小	発達障がい	1	英田北小	発達障がい	2	喜志西小	発達障がい	1	鶴山台小	発達障がい	2	中央小	発達障がい	1				
	船橋小	発達障がい	1	若江小	発達障がい	2	藤沢台小	発達障がい	1	小金台小	発達障がい	2	西小	発達障がい	1				
寝屋川市	菅原東小	発達障がい	2	花園園小	発達障がい	1	高代田小	発達障がい											

(中学校・義務教育学校(後期課程)・支援学校)

市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	市町村	学校名	種別	数	
大阪市	東中	発達障がい	1	堺市	月州中	発達障がい	1	茨木市	養精中	発達障がい	2	東大阪市	繩手中	発達障がい	1	
西中	発達障がい	1	浅香山中	発達障がい	1	西中	発達障がい	2	枚岡中	発達障がい	1	泉大津市	東陽中	発達障がい	2	
春日中	発達障がい	1	殿馬場中	発達障がい	1	東中	発達障がい	2	石切中	発達障がい	2	誠風中	発達障がい	2		
梅香中	発達障がい	1	大浜中	発達障がい	1	豊川中	発達障がい	1	繩手北中	発達障がい	1	和泉市	和泉中	発達障がい	3	
市岡中	発達障がい	1	陵西中	発達障がい	1	南中	発達障がい	1	孔舎衙中	発達障がい	1	小津中	発達障がい	2		
港中	発達障がい	1	旭中	発達障がい	1	三島中	発達障がい	1	盾津中	発達障がい	2	石尾中	発達障がい	3		
港南中	発達障がい	1	東百舌鳥中	発達障がい	1	北中	発達障がい	1	玉川中	発達障がい	1	北池田中	発達障がい	1		
淀中	発達障がい	1	八田莊中	発達障がい	1	東雲中	発達障がい	1	英田中	発達障がい	2	南池田中	発達障がい	1		
西淀中	発達障がい	1	深井中	発達障がい	1	天王中	発達障がい	2	花園中	発達障がい	1	富秋中	発達障がい	1		
歌島中	発達障がい	1	平井中	発達障がい	1	西陵中	発達障がい	1	若江中	発達障がい	1	信太中	発達障がい	1		
十三中	発達障がい	1	深井中央中	発達障がい	1	平田中	発達障がい	2	光明台中	発達障がい	1	光明白台中	発達障がい	1		
新北野中	発達障がい	1	日置莊中	発達障がい	1	北陵中	発達障がい	1	新喜多中	発達障がい	1	南松尾はづが野中	発達障がい	1		
三国中	発達障がい	1	登美丘中	発達障がい	1	太田中	発達障がい	1	金岡中	発達障がい	1	横尾学園	発達障がい	1		
美津島中	発達障がい	1	野田中	発達障がい	1	彩都西中	発達障がい	1	上小阪中	発達障がい	1	高石市	高石中	発達障がい	2	
宮原中	発達障がい	1	浜寺中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	2	楠根中	発達障がい	1	高南中	発達障がい	1		
瑞光中	発達障がい	1	上野芝中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	意岐部中	発達障がい	1	取石中	発達障がい	1		
東淀中	発達障がい	1	鳳中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	高井田中	発達障がい	1	忠岡町	忠岡中	発達障がい	1	
井高野中	発達障がい	1	津久野中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	2	小阪中	発達障がい	1	岸和田市	岸城中	発達障がい	1	
新東淀中	発達障がい	1	浜寺南中	発達障がい	1	第五中	発達障がい	1	長瀬中	発達障がい	1	野村中	発達障がい	1		
大桐中	発達障がい	1	宮山台中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	1	弥刀中	発達障がい	1	桜台中	発達障がい	2		
北稜中	発達障がい	1	若松台中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	柏田中	発達障がい	1	土生中	発達障がい	1		
大淀中	発達障がい	1	三原台中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	1	布施中	発達障がい	1	久米田中	発達障がい	1		
豊崎中	発達障がい	1	晴美台中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	池島学園	発達障がい	2	春木中	発達障がい	1		
天満中	発達障がい	1	庭代台中	発達障がい	1	八雲中	発達障がい	1	くすの綿手南校	発達障がい	1	貝塚市	第一中	発達障がい	1	
中之島中	発達障がい	1	赤坂台中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	1	八尾中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1		
高倉中	発達障がい	1	美木多中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	久宝寺中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	2		
都島中	発達障がい	1	金岡北中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	1	龍華中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	1		
友渕中	発達障がい	1	陵南中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	成法中	言語障がい	1	泉佐野市	佐野中	発達障がい	1	
八阪中	発達障がい	1	長尾中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	南高安中	発達障がい	2	新池中	発達障がい	1		
下福島中	発達障がい	1	金岡南中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	1	曙川中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1		
東陽中	発達障がい	1	五箇莊中	発達障がい	1	第五中	発達障がい	1	志紀中	発達障がい	1	日根野中	発達障がい	1		
相生中	発達障がい	1	中百舌鳥中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	1	上之島中	発達障がい	2	長南中	発達障がい	1		
旭陽中	発達障がい	1	大泉中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	高美中	発達障がい	1	泉南市	泉南中	発達障がい	2	
旭東中	発達障がい	1	美原中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	曙川南中	発達障がい	1	西信達中	発達障がい	1		
今市中	発達障がい	1	枚方中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	1	東中	発達障がい	1	一丘中	発達障がい	1		
蒲生中	発達障がい	1	中宮中	発達障がい	1	第五中	発達障がい	1	亀井中	発達障がい	1	信達中	発達障がい	2		
城陽中	発達障がい	1	豊中市	第一中	発達障がい	1	柏原市	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1		
董中	発達障がい	2	第一中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1	西信達中	発達障がい	1		
鯰江中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1	一丘中	発達障がい	1		
茨田中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	東香里中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1	信達中	発達障がい	2		
緑中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	1	長尾中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)			
今津中	発達障がい	1	第五中	発達障がい	1	杉中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	計 376校(442名)			
南中	発達障がい	1	第七中	発達障がい	1	山田中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
上町中	発達障がい	1	第八中	発達障がい	1	渚中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
花乃井中	発達障がい	1	第九中	発達障がい	1	桜丘中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
堀江中	発達障がい	1	第十中	発達障がい	1	蹉跎中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
大正東中	発達障がい	1	第十一中	発達障がい	1	招堤北中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
大正中央中	発達障がい	1	第十二中	発達障がい	1	第十二中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
大正北中	発達障がい	1	第十三中	発達障がい	1	第十三中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
難波中	発達障がい	1	第十四中	発達障がい	1	第十四中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
日本橋中	発達障がい	1	第十五中	発達障がい	1	第十五中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
加賀屋中	発達障がい	1	第十六中	発達障がい	1	第十六中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
住之江中	発達障がい	1	第十七中	発達障がい	1	第十七中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
新北島中	発達障がい	1	第十八中	発達障がい	1	第十八中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
南港北中	発達障がい	1	庄内さくら学園	発達障がい	1	第十九中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
南港南中	発達障がい	1	北豊島中	発達障がい	2	第二中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
真住中	発達障がい	1	三稜中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
三稜中	発達障がい	1	第一中	発達障がい	2	第四中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
我孫子中	発達障がい	1	第二中	発達障がい	2	第五中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
住吉中	発達障がい	1	第三中	発達障がい	1	第六中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
大和川中	発達障がい	1	第四中	発達障がい	1	第七中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
東我孫子中	発達障がい	1	第五中	発達障がい	2	第八中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
墨江丘中	発達障がい	1	第六中	発達障がい	1	第九中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
天下茶屋中	発達障がい	1	第七中	発達障がい	1	第十中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
今宮中	発達障がい	1	第八中	発達障がい	1	第十一中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
成南中	発達障がい	1	第九中	発達障がい	1	第十二中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
玉出中	発達障がい	1	第十中	発達障がい	1	第十三中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
天王寺中	発達障がい	1	第十四中	発達障がい	1	第十四中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
夕丘中	発達障がい	1	第十五中	発達障がい	2	第十五中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
高津中	発達障がい	1	第十六中	発達障がい	1	第十六中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
桃谷中	発達障がい	1	第十七中	発達障がい	1	第十七中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
生野未来学園	発達障がい	1	第十八中	発達障がい	1	第十八中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
東生野中	発達障がい	1	第十九中	発達障がい	1	第十九中	発達障がい	1	柏原中	発達障がい	1	阪南市	鳥取中	発達障がい	1	
翼中	発達障がい	1	第二十中	発達障がい	1	第二十中	発達障がい	1	国分中	発達障がい	1	貝掛中	発達障がい	1		
新生野中	発達障がい	1	第二十一中	発達障がい	1	第二十一中	発達障がい	1	堅下北中	発達障がい	1	鳥取東中	発達障がい	1		
文の里中	発達障がい	1	第二十二中	発達障がい	1	第二十二中	発達障がい	1	堅下南中	発達障がい	1	飯の峯中	発達障がい	1		
阪南中	発達障がい	1	第二十三中	発達障がい	1	第二十三中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1	玉手中	発達障がい	1		
田辺中	発達障がい	1	第二十四中	発達障がい	1	第二十四中	発達障がい	1	熊取町	熊取中	発達障がい	1	中学校 366校(431名)	義務教育学校(後期課程)10校(11名)		
東住吉中	発達															

V 令和6年度支援学校・中学校及び義務教育学校支援学級卒業生の進路状況

(1) 大阪府内 支援学校 中学校卒業生の進路状況 (令和7年5月1日現在)

(単位 人)

	A 高等学校等進学者								B	C	D	E 就職者等(左記A、B、C、Dを除く)	F	左記Aのうち他県への進学者	(再掲)												
	高等学校(本科)		中等教育学校後期課程(本科)		中等教育学校(別科)		高等学校後期課程									左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者											
	全日制		定時制		通信制		全日制									左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者											
	(専修学校)		(専修学校)		各種学校		(専修学校)									(雇用契約期間用労働者の者)が一ヵ月以上	(家事手伝いの者を含む)	左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者									
視覚支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-				
聴覚支援学校	5	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-			
支援学校(知的障がい)	7	1	13	-	-	-	-	-	706	-	12	4	-	-	-	-	4	-	747	2	-	-	-	-			
支援学校(肢体不自由)	-	-	-	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-	-	-	2	1	108	-	-	1	-	-			
病弱支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1			
合計	12	1	13	0	0	0	0	0	843	0	12	4	0	0	0	0	0	6	1	892	2	0	1	0	0		

(2) 大阪府内 支援学校 高等部卒業生の進路状況 (令和7年5月1日現在)

(単位 人)

	A 大学等進学者								B	C 専修学校(一般課程)等	D	E 就職者等(左記A、B、C、Dを除く)	F	左記Aのうち他県への進学者	(再掲)												
	大学(学部)		短期大学(本科)		通信教育大学・短期大学及び放送大学		大学(別科)									左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者											
	大学(学部)		短期大学(本科)		通信教育大学・短期大学及び放送大学		大学(別科)									左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者											
	(専修学校)		(専修学校)		(専修学校)		(専修学校)									(家事手伝いの者を含む)	左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者										
視覚支援学校	本科	1	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	3	8	-	-	3	-	-	2	-	1		
	専攻科	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	11	-	-	1	14	3	-	1	-	1	-	-		
	小計	1	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	11	0	0	4	22	3	-	4	-	1	2	-	1	
聴覚支援学校	本科	5	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	-	1	1	-	2	16	-	-	2	-	1	-	-	1	
	専攻科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	1	8	-	-	1	-	1	-	-	-	
	小計	5	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	8	1	0	3	24	-	-	3	-	2	-	-	1	
支援学校(生活課程)		1	-	-	-	-	-	1	-	1	18	3	102	184	2	873	1185	40	2	802	48	36	327	146	245	1	
支援学校(普通課程)		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	116	118	-	-	106	1	-	6	2	97	4
病弱支援学校		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	本科	8	0	0	0	0	0	8	3	0	2	19	3	103	185	2	994	1327	40	2	913	49	37	335	148	344	5
	専攻科	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	18	0	0	2	22	3	0	2	0	2	0	0	0	0
合計		8	0	0	0	0	0	10	3	0	2	19	3	121	185	2	996	1349	43	2	915	49	39	335	148	344	5

* 大阪府立、堺市立、国立大学法人大阪教育大学附属の支援学校(特別支援学校)を含む。

* 知能併置校は、支援学校(生活課程)と支援学校(普通課程)にそれぞれの数を分けて計数。

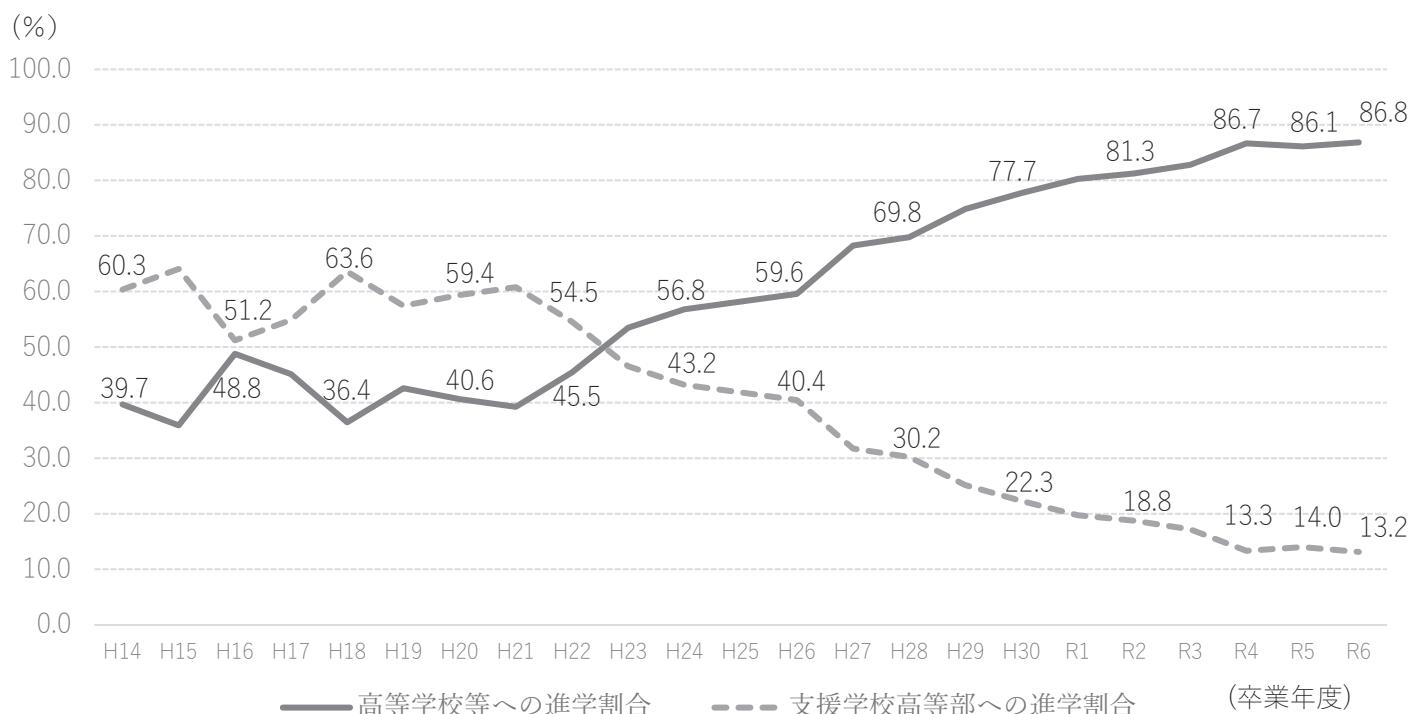
* 病弱支援学校には、羽曳野支援学校、刀根山支援学校の他に光陽支援学校の病弱部門を含む。

(3) 中学校及び義務教育学校支援学級卒業生の進路状況（令和7年5月1日現在）

(単位 人)

項目 学級種別	卒業者 数	A 進学した者						B 進学も就職もした者			C 就職した者			D その他の進路									
		支援学校・高等部			高等学校			高等学校			通公共職業安定所をじて就職（縁故）			専修学校		各種学校		高等職業技術専門校等	児童福祉施設	障がい者支援施設等	医療機関	家庭保護	その他
		全日制	定期制	通信制	高等専門学校	計	定期制	通信制	定期制	通信制	計	定期制	通信制	計	校	校	校	施設	等	他			
弱視	8	4	4	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	28	4	18	0	2	0	24	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
知的障がい	1543	265	716	43	365	1	1390	0	0	0	1	17	18	92	1	0	0	0	0	10	32	135	
肢体不自由	69	17	41	1	9	0	68	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
病弱・身体虚弱	77	16	33	1	18	0	68	0	0	0	0	1	1	4	1	0	0	0	0	0	3	8	
自閉症・情緒障がい	1962	139	1122	52	509	3	1825	0	0	0	1	13	14	69	5	0	0	1	1	16	31	123	
計	3687	445	1934	97	903	4	3383	0	0	0	2	32	34	169	7	0	0	1	1	26	66	270	

○中学校（支援学級）卒業後の進学状況



※高等学校等:高等学校及び中等教育学校後期課程、高等専門学校

※平成28年度以降は、義務教育学校（後期課程）に設置された支援学級の状況を含む。

VI 施策等の状況

1 主な取組み

主な取組み	主な事業名等	内 容
府立支援学校の教育環境の充実	知的障がい支援学校新校整備事業	「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」(令和2年10月策定)等を踏まえ、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転・併設に向け、新築工事に着手する。また、国の「特別支援学校設置基準」の適合や教室不足の解消のために、豊中市南部地域及び大阪市北東部地域における新校整備にかかる実施設計をそれぞれ行うほか、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた整備にかかる基本設計を行う。
通学時間の短縮に向けた通学バスの充実	府立支援学校通学バス運行事業	自主通学が困難な児童生徒のため、片道乗車時間60分以内を目標に通学バスを運行。令和7年度、在籍数の増加に対応するため6台増車(合計358台)
小・中学校における支援学級・通級指導教室の充実	障がい種別ごとの支援学級の設置の拡充 通級による指導担当教員の配置	小・中学校において、個々の障がいにきめ細かく対応するため、障がい種別による支援学級の設置を進める。 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、府内全市町村に通級による指導担当教員を配置。
医療的ケアを実施する体制整備の支援	医療的ケア実施体制整備事業 医療的ケア通学支援事業 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業	府立支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全安心に学校生活を送るため、法定研修を含めた研修会を実施し、教員の知識理解や学校看護師の指導技術等の向上を図る。また、関係機関等と連携し、課題等の整理を行う。 府立学校において、通学中に医療的ケアが必要なため通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒等の学習機会を保障する。 学校看護師の普及・啓発や定着支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が新たに転入学する際の施設改修や備品購入、外部人材活用、医療的ケア等の障がいのある児童生徒の通学支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
企業等との連携による就労支援の充実	就労支援アドバイザ一派遣事業	府立支援学校において、生徒の働く意欲のより早期からの醸成と、教員の就労支援に係る専門性のより一層の向上等を図るため、障がい者就労に関する有識者等を就労支援アドバイザーに任命し、学校に派遣する。
早期からのキャリア教育の充実	中学部生徒及び保護者を対象とした職場体験実習の実施	府立支援学校において、中学部生徒を対象とした職場体験実習及び企業等による保護者等への講義を通じ、働くための意識づけや就労意欲の醸成に寄与し、早期から卒業後の社会的自立に向けた支援の充実を図る機会とする。
関係部局の連携による就労支援の充実	知的・精神障がい者を対象とした府内職場実習 部局連携による合同職員研修や学校見学会の実施	府立支援学校等の生徒や就労支援機関等を利用する知的障がい者・精神障がい者を対象に、府庁内での職場実習を実施。 部局(商工労働部、福祉部、教育庁)連携の合同職員研修や企業を対象とした支援学校見学会を実施し、関係機関の就労支援ネットワークの充実・強化を促進する。
府立支援学校におけるセンター的機能の発揮	特別支援学校教員免許法認定講習事業 支援教育地域支援整備事業	教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を堺市と共に実施(詳細はP55~56を参照)。 各支援学校のリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応えて、訪問相談等の地域支援を実施し、小・中学校等における校内支援体制の構築に係る助言及び個々の支援教育に関するニーズに応じた適切な助言・支援を行う。

主な取組み	主な事業名等	内 容
通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援	「市町村リーディングチーム」充実支援事業	市町村における「リーディングチーム」のチーム力向上や、「リーディングチーム」構成メンバーの専門性向上を図り、域内の中学校等からの支援要請に対応できる体制づくりを促進することで、支援の必要な児童生徒への即応性を高め、すべての障がいのある子どもを包容した学校づくりの推進を支援する。
高校における障がいのある生徒への取組み	知的障がいのある生徒の教育環境整備事業	知的障がいのある生徒が高校において学ぶ制度として、「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」を設置（設置校は以下を参照）。
	高等学校支援教育力充実事業	自立支援推進校等から4校を支援教育サポート校と位置づけ、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談や支援教育コーディネーター連絡会を実施。また、専門家チームを設置し、必要に応じて府立高校に専門家を派遣し、指導助言等を実施。（支援教育サポート校：柴島高校、枚方なぎさ高校、松原高校、堺東高校）
	府立高校における通級による指導	府立高校で学ぶ発達障がいや、その特性のある生徒を対象とした通級指導教室を府立高校11校に設置。 設置校：教育センター附属高校、野崎高校、布施高校（全日制）、富田林高校、大手前高校（全日制）、柴島高校、箕面東高校、松原高校、和泉総合高校（全日制）、岬高校、中央高校

令和7年度 自立支援推進校（知的障がい生徒自立支援コース設置校）

学 校 名			
府立園芸高校	府立阿武野高校	府立柴島高校	府立枚方なぎさ高校
府立八尾翠翔高校	府立西成高校	府立松原高校	府立堺東高校
府立貝塚高校	府立桜宮高校	府立東淀工業高校	

令和7年度 共生推進校（共生推進教室設置校および本校となる高等支援学校）

学 校 名	本 校 名
府立千里青雲高校	
府立北摂つばさ高校	府立とりかい高等支援学校
府立芦間高校	
府立緑風冠高校	府立むらの高等支援学校
府立枚岡樟風高校	
府立金剛高校	府立たまがわ高等支援学校
府立信太高校	
府立久米田高校	府立すながわ高等支援学校
府立東住吉高校	
府立今宮高校	府立なにわ高等支援学校

2 特別支援教育就学奨励費負担金等の支給費目一覧

区分				支援学校																小・中学校 支援学級・ 令22条の3				
				幼稚部			小学部			中学部			高等部											
				I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II				
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-			
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	-			
交 通 学 費	本人経費			10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	1/2			
	付添人経費	付添中		10/10	10/10	10/10	10/10	1~3年 10/10	1~3年 1/2	1~3年 1/2	(肢重) 10/10	-	-	-										
		付添いめ		10/10	10/10	10/10	10/10	1~3年 10/10	1~3年 10/10	1~3年 10/10	(肢重) 10/10	-	-	-										
通 帰 費	本人	1～3回		10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-			
		4～39回		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	-	-		
	付添人経費	1 3回	付添中		10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-		
			付添いのため		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	-	-	
職場実習費（交通費）				-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-	中学 10/10	中学 1/2	-			
交流及び共同学習費				10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	-	-	10/10	1/2	-	-		
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-		
	日用品等購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-		
	食費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-		
修学旅行	修学旅行費	本人経費		-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	1/2	-		
		付添人経費		-	-	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-	-		
	校外活動等費	本人経費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	1/2	-		
		付添人経費		10/10	1/2	-	1~3年 10/10	1~3年 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-	-		
職場実習宿泊費				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-		
学用品購入費	学用品・通学用品購入費			10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	1/2	-	-		
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費			-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	1/2	-	-		
	オンライン学習通信費			-	-	-	10/10	-		10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	(支弁区分) 1/2	-	-	-		

(注) 1 網掛け () の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。

2 表中「令22条の3」は学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒が対象である。

3 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。

4 表中「肢」は肢体不自由の児童・生徒、「重」は重度・重複障がいを有する児童・生徒である。

5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児・児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児・児童又は生徒送迎のため保護者が単独で往復する場合である。

6 特別支援教育の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。

7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費（加算分）である。

VII 講習・研究・研修

1 特別支援学校教育職員免許法認定講習会の概要

(1) 開講科目一覧

(第1欄)

(第3欄)

共通科目		共通科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
特別支援教育基礎論	1	言語・発達障がい教育概論	1
		重複・LD教育概論	1

(第2欄)

視覚領域		聴覚領域		知的・肢体・病弱領域	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
視覚障がい者の心理・生理・病理	1	聴覚障がい者の心理・生理・病理	1	知的障がい教育総論	1
視覚障がい教育課程と指導法	1	聴覚障がい教育課程と指導法	1	肢体不自由教育総論	1
					病弱教育総論 1

注1) 特別支援学校教諭二種免許状の取得には、第1欄から1科目(1単位)、第2欄から3科目(3単位)、第3欄から2科目(2単位)以上の単位修得が必要。(3年以上の実務経験者の場合)

注2) 開講科目及び開講数は、年度毎に異なる。

(2) 開講期間

- ① 通常は毎年1回、夏季休業期間
- ② 1科目あたり2日間開講

(3) 開講実績

【過去3年間の単位修得者数】

(単位 人)

年度等 区分	開講科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学校教諭 二種免許状	特別支援教育基礎論	104	428	—
	言語・発達障がい教育概論	388	44	449
	重複・LD教育概論	405	51	451
	視覚障がい者の心理・生理・病理	104	98	121
	視覚障がい教育課程と指導法	108	110	120
	聴覚障がい者の心理・生理・病理	107	115	119
	聴覚障がい教育課程と指導法	105	112	120
	知的障がい教育総論	381	58	450
	肢体不自由教育総論	119	109	—
	病弱教育総論	119	422	—
合計		1940	1547	1830

(4) 令和7年度開講予定科目 (令和7年5月1日現在)

視覚領域	聴覚領域	共通科目
科目名	科目名	科目名
視覚障がい者の心理・生理・病理	聴覚障がい者の心理・生理・病理	特別支援教育基礎論
視覚障がい教育課程と指導法	聴覚障がい教育課程と指導法	肢体不自由教育総論
		病弱教育総論

2 研究指定校等一覧

年度	指定名・事業名等	対象校等
S 2 6	精神遅滞児教育研究指定校の指定(特殊学級計画設置)	
S 3 8	歯科技工士養成所(厚生省)	府立堺聾学校
S 4 1	理学療法士養成機関(厚生省)	府立盲学校
S 5 4	心身障害児理解推進校(文部省)	豊中市立北緑丘小学校 岸和田市立岸城中学校 (昭和 54・55)
S 5 6	障害児理解推進校 文部省実験学校(文部省) 心身障害児理解推進校(文部省)	府立盲学校等7校 (昭和56・57) 府立豊中養護学校 (昭和 56・57・58) 泉大津市立穴師小学校 富田林市立金剛中学校 (昭和 56・57)
S 5 7	教育課程研究校(文部省)	府立堺養護学校 (昭和 57・58)
S 5 8	障害児理解推進校 心身障害児理解推進校(文部省)	府立盲学校等7校 (昭和58・59) 大阪市立東桃谷小学校 高槻市立如是中学校 (昭和58・59)
S 5 9	心身障害児適正就学推進研究校(文部省)	府立寝屋川養護学校
S 6 0	障害児理解推進校 心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 心身障害児理解推進校(文部省)	府立盲学校等7校 (昭和60・61) 府立佐野養護学校 羽曳野市立西浦小学校 大阪市立三陵中学校 (昭和 60・61)
S 6 1	心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 国立特殊教育総合研究所特別研究における研究協力機関	府立佐野養護学校 府立豊中養護学校
S 6 2	心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 障害児理解推進校 心身障害児理解推進校(文部省)	府立富田林養護学校 府立生野高等聾学校等7校 (昭和62・63) 摂津市立三宅小学校 豊中市立第十八中学校 (昭和 62・63)
S 6 3	心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 心身障害児職業自立推進のための調査研究(文部省委嘱)	府立富田林養護学校 府立盲学校 府立生野高等聾学校 府立佐野養護学校 府立交野養護学校 (昭和63・平成元)
H元	心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 障害児理解推進校 心身障害児理解推進校(文部省)	府立和泉養護学校 (平成元・2) 府立生野聾学校等7校 (平成元・2) 岸和田市立旭小学校 交野市立第三中学校 (平成元・2)
H 2	心身障害児適正就学推進研究校(文部省) 学校におけるコンピュータ利用等に関する研究校(文部省) 特殊教育教育課程研究校	府立和泉養護学校 府立盲学校 (平成2・3) 府立堺聾学校

年度	指定名・事業名等	対象校等
H 3	心身障害児適正就学推進研究校(文部省)	府立豊中養護学校
	障害児理解推進校	府立盲学校等7校 (平成3・4)
	心身障害児理解推進校(文部省)	八尾市立八尾小学校 堺市立赤坂台中学校 (平成3・4)
H 4	社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校(文部省)	府立盲学校、豊中養護学校、東大阪養護学校(以上府)及び住之江養護学校、西淀川養護学校(以上大阪市) (平成4・5)
	心身障害児適正就学推進に関する調査研究協力校(文部省)	府立豊中養護学校
H 5	通級による指導に関する研究協力校(文部省)	府下6小学校
	心身障害児理解推進校(文部省)	泉佐野市立日根野小学校 羽曳野市立峰塚中学校 (平成5・6)
H 6	障害児理解推進校	府立盲学校等7校 (平成5・6)
	心身障害児交流活動地域推進研究校(文部省)	府立茨木養護学校 (平成6・7)
	社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校(文部省)	府立盲学校、豊中養護学校、東大阪養護学校(以上府)及び住之江養護学校、西淀川養護学校(以上大阪市)を継続
H 7	心身障害児理解推進校(文部省)	寝屋川市立木田小学校 柏原市立玉手中学校 (平成7・8)
	盲学校、聾学校及び養護学校就業促進に関する調査研究推進校(文部省)	センター校:府立佐野養護学校 研究推進校:府立盲学校、寝屋川養護学校 東大阪養護学校
H 8	交流教育地域推進事業(文部省)	豊能地区(府立箕面養護学校と箕面市立第四中学校) 南河内地区(府立藤井寺養護学校と藤井寺市立藤井寺小学校) (平成9・10)
	特殊教育実験学校(文部省)	府立守口養護学校 (平成9・10・11)
	特殊教育実験学校(文部省)	府立刀根山養護学校中宮分教室 (平成10・11・12)
H 10	光ファイバー網による学校ネットワーク活用方法研究開発事業(文部省)	府立盲学校 (平成10・11・12)
	交流教育地域推進事業(文部省)	三島地区(府立吹田養護学校と吹田市立江坂大池小学校) 北河内地区(府立交野養護学校と枚方市立五常小学校) (平成11・12)
	研究開発学校(文部省)	府立盲学校を指定 (平成12・13・14)
H 11	マルチメディアを活用した補充指導についての調査研究校(文部省)	府立羽曳野養護学校 府立刀根山養護学校 (平成12・13)
	知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校	阿武野、西成、柴島、松原の各府立高校 (平成13・14・15・16・17)
	障害のある子どものための教育相談体系化推進事業(文部科学省委嘱)	大阪市と阪南市 (平成13・14)
H 12	学習障害児(LD)に対する指導体制の充実事業(文部科学省委嘱)	堺市、高槻市、河内長野市 (平成13・14)

年度	指定名・事業名等	対象校等
H 1 4	知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校	府立園芸高校 (平成15・16・17)
H 1 5	特別支援教育推進体制モデル事業(文部科学省委嘱) 障害のある子どものための教育相談体系化推進事業(文部科学省委嘱) 養護学校における医療的ケアに関するモデル事業(文部科学省委嘱)	池田市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、岸和田市 (平成15・16) 大阪市と吹田市 (平成15) 府立堺養護学校、茨木養護学校、東大阪養護学校、岸和田養護学校、藤井寺養護学校、交野養護学校、箕面養護学校、守口養護学校 (平成15・16)
H 1 6	特別支援教育推進体制モデル事業(文部科学省委嘱)	寝屋川市、富田林市、泉大津市、和泉市、貝塚市 (平成16)
H 1 7	特別支援教育体制推進事業(文部科学省委嘱)	豊中市、池田市、箕面市、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、富田林市、羽曳野市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市、高石市、貝塚市、泉佐野市の17市 (平成17)
H 1 8	特別支援教育体制推進事業(文部科学省委嘱)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の22市町 (平成18)
H 1 9	特別支援教育体制推進事業(文部科学省委嘱) 発達障害早期総合支援モデル事業(文部科学省委嘱) 高等学校における発達障害支援モデル事業(文部科学省委嘱)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、松原市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市の24市町 (平成19) 豊中市、池田市、豊能町、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市の9市町 (平成19・20) 府立枚方なぎさ高等学校 府立佐野工科高等学校定時制の課程 (平成19・20)
H 2 0	障害のある児童生徒への教育支援事業の研究拠点校(文部科学省委嘱) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(文部科学省委嘱) 発達障害早期総合支援モデル事業(文部科学省委嘱)	茨木市、寝屋川市、和泉市内の3中学校区の幼稚園・小学校・中学校 (平成19) 池田市、箕面市、豊能町、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、大阪市、堺市の22市町 (平成20) 豊中市、池田市、豊能町、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市の9市町 (平成19・20) 河内長野市、岸和田市の2市 (平成20・21)

年度	指定名・事業名等	対象校等
H 2 1	高等学校における発達障害支援モデル事業 障がいのある児童生徒への教育支援事業の研究拠点校 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(文部科学省委嘱) 発達障害早期総合支援モデル事業(文部科学省委嘱) 高等学校における発達障害支援モデル事業(文部科学省委嘱)	府立枚方なぎさ高等学校 府立佐野工科高等学校定時制の課程(平成19・20) 府立桃谷高等学校多部制単位制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部) (平成20・21) 茨木市、寝屋川市、和泉市内の3中学校区の幼稚園・小学校・中学校 (平成20) 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、高槻市、守口市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、松原市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、大阪市、堺市の25市町 (平成21) 河内長野市、岸和田市 (平成20・21) 府立桃谷高等学校多部制単位制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部) (平成20・21)
H 2 2	特別支援教育総合推進事業(文部科学省委託事業) ・特別支援教育の体制整備の推進 ・高等学校における発達障害のある生徒への支援	豊中市、箕面市、能勢町、豊能町、高槻市、守口市、大東市、四條畷市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、大阪市、堺市の21市町 (平成22) 府立松原高等学校
H 2 3	特別支援教育総合推進事業(文部科学省委託事業) ・特別支援教育の体制整備の推進 ・高等学校における発達障害のある生徒への支援	箕面市、能勢町、豊能町、高槻市、守口市、大東市、四條畷市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、大阪市、堺市の20市町に再委託 (平成23) 府立松原高等学校(平成 22・23) 府立柴島高等学校(平成 23)
H 2 5	インクルーシブ教育システム構築モデル事業(交流及び共同学習)(文部科学省委託事業)	茨木市、高石市、能勢町の3市町に再委託 (平成 25・26)
H 2 6	インクルーシブ教育システム構築モデル事業(交流及び共同学習)(文部科学省委託事業) 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業(文部科学省委託事業) キャリア教育・就労支援等の充実事業(文部科学省委託事業)	茨木市、高石市、能勢町の3市町に再委託 (平成 25・26) 府立岬高等学校(平成 26・27・28) モデル校 府立高槻支援学校 府立寝屋川支援学校 府立堺支援学校 連携校 府立柴島高等学校 府立枚方なぎさ高等学校 府立堺東高等学校 (平成 26)
H 2 7	個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業(文部科学省委託事業) キャリア教育・就労支援等の充実事業(文部科学省委託事業)	府立岬高等学校(平成 26・27・28) モデル校 府立高槻支援学校 府立寝屋川支援学校 府立堺支援学校 連携校 府立柴島高等学校 府立枚方なぎさ高等学校 府立堺東高等学校 (平成 26・27)

年度	指定名・事業名等	対象校等
H 2 8	<p>発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業(系統性のある支援研究事業)(文部科学省委託事業)</p> <p>インクルーシブ教育システム推進事業(医療的ケアのための看護師)</p> <p>・(府)高度医療サポート看護師配置事業</p> <p>個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業(文部科学省委託事業)</p> <p>キャリア教育・就労支援等の充実事業(文部科学省委託事業)</p>	<p>府立松原高等学校 枚方市、四條畷市の2市に再委託(平成 27・28)</p> <p>府立箕面支援学校 (平成 27・28)</p> <p>府立岬高等学校(平成 26・27・28)</p> <p>モデル校 府立高槻支援学校 府立寝屋川支援学校 府立堺支援学校 連携校 府立柴島高等学校 府立枚方なぎさ高等学校 府立堺東高等学校 (平成 26・27・28)</p> <p>府立松原高等学校 枚方市、四條畷市の2市に再委託(平成 27・28)</p> <p>府立箕面支援学校 (平成 27・28)</p>
H 2 9	<p>発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業(系統性のある支援研究事業)(文部科学省委託事業)</p> <p>インクルーシブ教育システム推進事業(医療的ケアのための看護師)</p> <p>・(府)高度医療サポート看護師配置事業</p> <p>発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)</p> <p>高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業(文部科学省委託事業)</p> <p>交流及び共同学習推進事業(文部科学省委託事業)</p> <p>教育課程改善事業(文部科学省委託事業)</p>	<p>柏原市、富田林市、貝塚市の3市に再委託(平成 29・30)</p> <p>府立柴島高等学校 (平成 29)</p> <p>府立高槻支援学校 府立枚方支援学校 府立東淀川支援学校 府立藤井寺支援学校 府立たまがわ高等支援学校 (平成 29・30)</p> <p>府立生野支援学校 府立東淀川支援学校 (平成 29・30)</p> <p>府立箕面支援学校 府立交野支援学校</p> <p>府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校</p> <p>府立柴島高等学校 府立松原高等学校 (平成 30・令和元)</p> <p>府立生野支援学校 府立東淀川支援学校 (平成 29・30)</p>
H 3 0	<p>発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業(文部科学省委託事業)</p> <p>教育課程改善事業(文部科学省委託事業)</p> <p>発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)</p> <p>切れ目ない支援体制整備充実事業(医療的ケアのための看護師)</p> <p>・(府)高度医療サポート看護師配置事業</p>	<p>柏原市、富田林市、貝塚市の3市に再委託(平成 29・30)</p> <p>府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校 府立光陽支援学校</p>

年度	指定名・事業名等	対象校等
R元	医療的ケア実施体制構築事業(文部科学省委託事業)	府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校 府立光陽支援学校
	交流及び共同学習推進事業(文部科学省委託事業)	府立高槻支援学校 府立枚方支援学校 府立東淀川支援学校 府立藤井寺支援学校 府立たまがわ高等支援学校 (平成 29・30)
	発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業(文部科学省委託事業)	府立柴島高等学校 府立松原高等学校 (平成 30・令和元) 府立大手前高等学校 府立岬高等学校 高槻市立如是中学校 四條畷市立四條畷西中学校 松原市立松原第六中学校 岸和田市立春木中学校 (令和元)
	教育課程改善事業(文部科学省委託事業)	府立生野支援学校 府立東淀川支援学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)高度医療サポート看護師配置事業	府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校 府立光陽支援学校
	・(府)医療的ケア通学支援モデル事業 介護タクシー等同乗看護師	府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校 府立岸和田支援学校 府立東大阪支援学校
	・(府)医療的ケア通学支援モデル事業 校内医療的ケア対応看護師	府立岸和田支援学校 府立東大阪支援学校
	・(府)福祉医療関係人材活用事業	府立支援学校 43 校 1 分校
	医療的ケア実施体制構築事業(文部科学省委託事業)	府立箕面支援学校 府立茨木支援学校 府立交野支援学校 府立光陽支援学校
	交流及び共同学習推進事業(文部科学省委託事業)	府立高槻支援学校 府立枚方支援学校 府立東淀川支援学校 府立藤井寺支援学校 府立たまがわ高等支援学校 (平成 29・30・令和元)
R 2	課題を抱える生徒フォローアップ事業	府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校
	「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業(小学校) ・(府)支援教育地域支援整備事業	茨木市立彩都西小学校 摂津市立千里丘小学校 大東市立氷野小学校 柏原市立柏原小学校 羽曳野市立高鶯南小学校 和泉市立国府小学校 泉佐野市立末広小学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)キャリア教育支援体制強化事業	府立思齊支援学校 府立交野支援学校 四條畷校
	・(府)安全対策事業	府立支援学校 44 校 2 分校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシー同乗看護師等	府立支援学校 16 校 府立高等学校 4 校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師	府立支援学校 11 校

年度	指定名・事業名等	対象校等
R 3	・(府)福祉医療関係人材活用事業	府立支援学校 43 校 1 分校
	・(府)医師への相談事業	府立支援学校 19 校
	課題を抱える生徒フォローアップ事業	府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校
	スマートスクール推進事業	府立なにわ高等支援学校
	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」(文部科学省)	府立大阪南視覚支援学校 府立堺聴覚支援学校 府立東淀川支援学校
	「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業(中学校) ・(府)支援教育地域支援整備事業	池田市立池田中学校 島本町立第二中学校 門真市立第五中学校 河内長野市立千代田中学校 泉大津市立小津中学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)安全対策事業	府立支援学校 44 校 2 分校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシ一同乗看護師等	府立学校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師	府立支援学校 12 校
	課題を抱える生徒フォローアップ事業	府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校
R 4	令和3年度補正予算「GIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び令和4年度「学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」	府立大阪南視覚支援学校 府立大阪北視覚支援学校 府立生野聴覚支援学校 府立堺聴覚支援学校 府立中央聴覚支援学校 府立豊中支援学校 府立堺支援学校 府立堺支援学校大手前分校 府立東大阪支援学校 府立藤井寺支援学校 府立西淀川支援学校 府立東住吉支援学校 府立刀根山支援学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)キャリア教育支援体制強化事業	府立思斎支援学校 府立交野支援学校 四條畷校
	・(府)安全対策事業	府立支援学校 44 校 2 分校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシ一同乗看護師等	府立学校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師	府立支援学校 21 校

年度	指定名・事業名等	対象校等
R 5	課題を抱える生徒フォローアップ事業	府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校
	「市町村リーディングチーム」充実支援事業	豊中市教育委員会 枚方市教育委員会 東大阪市教育委員会
	学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業	府立大阪北視覚支援学校 府立生野聴覚支援学校 府立堺聴覚支援学校 府立中央聴覚支援学校 府立堺支援学校 府立茨木支援学校 府立東大阪支援学校 府立東住吉支援学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)安全対策事業	府立支援学校 44 校2分校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシー同乗看護師等	府立学校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師	府立支援学校 27 校
	課題を抱える生徒フォローアップ事業	府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校
	「市町村リーディングチーム」充実支援事業	池田市教育委員会 門真市教育委員会 松原市教育委員会
	高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)	府立だいせん聴覚高等支援学校
	府立支援学校就労支援アドバイザー派遣事業	府立支援学校 45 校2分校
R 6	学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業	府立大阪北視覚支援学校 府立生野聴覚支援学校 府立堺聴覚支援学校 府立中央聴覚支援学校 府立堺支援学校 府立堺支援学校大手前分校 府立茨木支援学校 府立東大阪支援学校 府立岸和田支援学校 府立東住吉支援学校 府立刀根山支援学校
	切れ目ない支援体制整備充実事業 ・(府)安全対策事業	府立支援学校 45 校 2 分校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシー同乗看護師等	府立学校
	・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師	府立支援学校 29 校

年度	指定名・事業名等	対象校等
R 7	<p>課題を抱える生徒フォローアップ事業</p> <p>「市町村リーディングチーム」充実支援事業</p> <p>高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)</p> <p>府立支援学校就労支援アドバイザー派遣事業</p> <p>切れ目ない支援体制整備充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(府)安全対策事業 ・(府)医療的ケア通学支援事業 介護タクシー同乗看護師等 ・(府)医療的ケア通学支援事業 校内医療的ケア対応看護師 <p>「市町村リーディングチーム」充実支援事業</p>	<p>府立たまがわ高等支援学校 府立とりかい高等支援学校 府立すながわ高等支援学校 府立むらの高等支援学校 府立なにわ高等支援学校</p> <p>箕面市教育委員会 交野市教育委員会</p> <p>府立だいせん聴覚高等支援学校</p> <p>府立支援学校 45 校2分校</p> <p>府立支援学校 45 校 2 分校</p> <p>府立学校</p> <p>府立支援学校 31 校</p> <p>四條畷市教育委員会 羽曳野市教育委員会</p>

3 大阪府教育センターにおける支援教育関係の事業

(1) 所在地 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882

(2) 支援教育関係研修（支援教育推進室所管）

支援学校の教諭を対象に、教職経験年数に応じた総合研修として、初任者研修、インターミディエイトセミナー、アドバンストセミナー、10年経験者研修を実施し、実践的な指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。また、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び支援学校の教員を対象に、学校園での役割に応じた研修として、支援学校新転任教員研修、新任支援学級担当教員研修、支援教育コーディネーター研修、高等学校における支援教育コーディネーター研修、通級による指導担当教員研修を実施し、役割に応じた実践的な指導力の向上を図る。加えて、障がいのある当事者等の願いを知る研修や障がい種別ごとの研修として、障がい理解・啓発推進研修、支援教育実践研修を実施し、障がいに対する理解を深めるとともに、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。

番号	研修名 【担当室】	対象校種及び対象者	研修のねらいと概要	実施日／公開日 f:全日 a:午前 p:午後 w:Web開催	募集 時期
1020	支援学校幼稚部新規採用教員研修 【支援教育推進室】	支 新規採用教諭	【ねらい】新規に採用された支援学校幼稚部教諭に対して、児童理解や実践的な指導にかかる研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。 【概要】講義、保育研究、研究協議等を通して、教育課程、児童理解、保育づくり、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用、人権教育、セルフマネジメント等について学ぶ。	年間11回、主として木曜日	—
1090	支援学校初任者研修 【支援教育推進室】	支 新規採用教諭	【ねらい】新任教諭に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。 【概要】講義、授業研究、研究協議等を通して、授業づくり、児童生徒理解、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用、人権教育、セルフマネジメント等について学ぶ。	年間21回、主として火・木曜日	—
1109	府立学校インターミディエイトセミナー(2~4年次研修) 【企画室・支援教育推進室】	高 支 2~4年めの教諭	【ねらい】教職経験2~4年めの教諭に対して、初任者研修の一環として研修を実施し、より実践的な指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。 【概要】「子ども主体の授業づくりとその評価」(理論)、(実践)、(検証)を研修課題とし、学習評価に関する理解を深め、授業改善を実践する意識を高める。	年間4回	個別
1209	府立学校アドバンストセミナーA(支援教育・ロジカルシンキング) 【学校経営研究室・支援教育推進室】	高 支 5~9年めの教諭	【ねらい】教職経験5年めから9年めの教諭に対して、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。 【概要】大阪府における支援教育の現状と課題について認識を深め、共生社会に向けた支援教育の推進について理解する。	7/30-8/20w	個別
1249	府立学校アドバンストセミナーD(授業づくり) 【高等学校教育推進室・支援教育推進室】	高 支 5~9年めの教諭	【ねらい】教職経験5年めから9年めの教諭に対して、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。 【概要】指導と評価の一体化の必要性について学び、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法と評価方法の改善・充実のための方策について考えるとともに、1人1台環境におけるICTの効果的な活用方法について考える。	5/30p, 11/28p	個別
1260	支援学校10年経験者研修 【支援教育推進室】	支 10年めの教諭	【ねらい】教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。 【概要】教職経験10年めの教諭に対して、講義、授業研究、研究協議等を通して、教育諸課題である授業づくり、組織づくり等について、ユニット型(理論)、(実践)、(検証)の研修を通して学ぶ。	年間14回程度	—
2199	支援学校新転任教員研修 【支援教育推進室】	支 令和7年度に府立支援学校に赴任した教員で、支援学校での指導経験のない者(初任者研修、新規採用教員研修の受講者を除く)	【ねらい】支援学校に勤務する教員としての基本的資質と指導力の向上を図る。 【概要】支援教育における法制度、学習指導要領に基づく教育課程の編成を知り、障がい特性を踏まえた的確な実態把握に基づいた指導や授業づくり、学習指導案の書き方について学ぶ。また、班別協議を通じて、子ども理解に基づいた指導の在り方について考える。	5/14p, 11/4p	個別
2209	新任支援学級担当教員研修 【支援教育推進室】	小 中 支 支援学級を初めて担当する教員	【ねらい】支援教育に関する基礎・基本となる内容及び支援学級における指導の実際についての研修を行い、支援学級担当教員としての資質の向上を図る。 【概要】講義・演習を通して、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用について、また学校における合理的配慮や基礎的環境整備、子どもの適切なアセスメントと自立活動の指導について学ぶ。	4/21-5/12w, 6/20-7/4w	個別

番号	研修名 【担当室】	対象校種及び対象者	研修のねらいと概要	実施日／公開日 f:全日 a:午前 p:午後 w:Web開催	募集 時期
2214	障がい理解・啓発推進研修 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 校園所長・教職員	【ねらい】共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深める。 【概要】当事者等の願いや経験、支援教育に期待することについての講演を通し、障がいに対する理解を深め、障がいのある子どもの支援の在り方を考える。	10/15p	第4期
2223	支援教育実践研修A(視覚障がいに関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】視覚障がいのある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】視覚障がいの特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。また、支援機器等を子どもの支援に活かす方法を学ぶ。	9/5a	第3期
2233	支援教育実践研修B(聴覚障がいに関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】聴覚障がいのある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】聴覚障がいの特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。	9/1p	第3期
2243	支援教育実践研修C(知的障がいに関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】知的障がいのある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】知的障がいの特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。	9/10p	第3期
2253	支援教育実践研修D(肢体不自由に関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】肢体不自由のある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】肢体不自由の特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。	9/22p	第3期
2263	支援教育実践研修E(病弱に関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】病弱の子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】病弱の特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。	9/25p	第3期
2273	支援教育実践研修F(発達障がいに関する内容) 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】発達障がいのある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容等、実践的な指導力を高める。 【概要】発達障がいの特性を踏まえた子どもの実態把握に基づいた目標・指導内容の設定について理解し、「個別の指導計画」を作成・活用する力を高め、自立活動の観点も含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を考える。	9/17p	第3期
2281	支援教育コーディネーター研修 【支援教育推進室】	幼 小 中 高 支 教員	【ねらい】学校園において校内支援体制の充実を図り、支援教育を推進するために、その中心となる支援教育コーディネーターの役割を知り、実践的な指導力を向上を図る。 【概要】支援教育地域支援整備事業の取組み及び大阪府における支援教育の推進の課題を知り、実践的なコンサルテーションの方法を学ぶとともに、発達障がいの特性に関する最新の知見や子どもの行動のとらえ方等、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容、方法につなげる実践力を高める。	6/5p, 9/19p, 11/14p, 12/23p	第1期
2291	高等学校における支援教育コーディネーター研修 【支援教育推進室】	高 教員	【ねらい】高等学校において校内支援体制の充実を図り、支援教育を推進するため、支援教育コーディネーターとしての実践的な指導力を身に付ける。 【概要】大阪府における支援教育の現状と課題を知り、配慮が必要な生徒への指導・支援の在り方について学び、支援教育コーディネーターとして求められている役割について考える。また「個別の指導計画」の作成、指導実践に活かす方法を学ぶ。	6/9p, 9/29p, 11/14p, 12/8p	第1期
2301	通級による指導担当教員研修 【支援教育推進室】	小 中 高 支 通級による指導担当教員	【ねらい】小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び聴覚支援学校の通級による指導担当教員に対して、通級指導教室の果たす役割や、通級による指導に必要な知識・技能についての研修を行い、実践的な指導力を養う。 【概要】講義・演習・実践発表・協議を通して、通級指導教室の現状と課題を知り、指導事例を基に自校の実践を振り返ると共に今後の改善点等について考える。	6/20p, 9/5p, 10/22p, 11/14p	第1期

(3) 調査・研究

○通常の学級に在籍する支援が必要な子どもの指導・支援に関する調査・研究

(4) 教育相談

大阪府教育センターにおける教育相談の一環として、支援教育推進室では支援教育に関する相談を行っている。令和6年度の相談状況は次のとおりである。

○支援教育相談の内容・方法及び件数（延べ人数）

○教育相談の状況（令和6年4月～令和7年3月）

① すこやか教育相談（教育相談室）

内 容	電話相談	メール相談	面接相談	LINE相談
不登校傾向	139	92	167	28
学校・教職員の問題	503	219	0	170
交友関係	91	105	25	980
家族関係	165	61	13	278
進路・適性	110	9	10	436
学習上の問題	30	4	0	
神経症的傾向	42	219	187	730
支援教育関係	43	8	62	5
非行	26	2	35	5
性格・行動	4	7	0	0
いじめ	119	64	39	48
ハラスメント	34	25	0	2
虐待	1	4	4	14
体罰	7	9	0	2
その他	1,254	276	4	2,051
合 計	2,568	1,104	546	4,749

②-1 支援教育相談（内容）

内 容	件 数
視覚障がい	0
聴覚障がい	0
肢体不自由	0
知的障がい	7
病弱	0
発達障がい	7
ことば、諸検査等	0
その他	5
合 計	19

②-2 支援教育相談（方法）

方 法	件 数
電話相談	8
メール相談	0
面接相談	11
訪問相談等	0
合 計	19

VIII その他の関連事項

1 障がいのある生徒に対する高等学校入学者選抜における受験上の配慮

障がいのある生徒の高等学校への受入れに関しては、入学者選抜において、障がいがあるという理由で、不合理な取扱いがされることのないよう、選抜実施要項や実施細目の改善を図っている。

なお、令和7年度入学者選抜における配慮事項の概要は下表のとおりである。

障がいのある生徒に対する配慮

種類	対象者	内容	受験室
1 学力検査時間の延長	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (3) 体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (4) 両上肢機能の障がいが著しい者 (5) その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とする者	(1) 各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 (2) (3) (4) (5) } 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍	別室
2 代筆解答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者 上記「代筆解答」を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を必要とする者	(1) 代筆解答のみ (2) 代筆解答及び学力検査時間の延長(約1.3倍) 自己申告書の代筆	別室 —
3 介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者	(1) 介助のみ (2) 介助及び学力検査時間の延長(約1.3倍) (注) 介助の内容は、別途、中学校と府教育委員会とで協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校教諭を1名とする。	別室
4 問題用紙等の変更	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 障がい等の状況により、通常の学力検査問題用紙等による解答が困難な者	(1) 点字による問題用紙等の使用 (2) ア 拡大した問題用紙等(原則B4判)の使用 イ 漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等の使用 (注) 国語の学力検査について「ルビ打ち」の問題は「漢字の読み」の問題が出題されない。	原則として別室
5 英語のリスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル(裸耳)が30デシベル以上の者で、補聴器等を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替	リスニングテストのみ別室
6 物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み	原則として別室

○検査教科等には「小論文」及び総合学科(ステップスクール)において実施する「筆答による面接」を含む。

○実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行う。

(「令和7年度大阪府公立高等学校入学者選抜配慮要項」より抜粋)

(教育振興室高等学校課)

2 大阪府の小・中学校及び高等学校における障がい理解教育への取組み

○ 大阪府内の市町村立小・中学校における障がい理解教育への取組み

- ・大阪府では「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支えあいながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすよう、障がいへの理解を深める取組みの充実に努めている。
- ・そのため、府教育委員会が作成した冊子「精神障がいについての理解を深めるために」(H20. 5改訂)、「福祉教育指導資料『ぬくもり』」(H22. 3改訂)、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(H25. 3改訂)の配付・ホームページへの掲載を行い、授業や校内研修等において一層の活用を促している。また、平成25・26年度に実施した「通常の学級における発達障がい等支援事業」の取組みの成果をまとめ、ホームページに掲載したり、研修会等で周知したりするなど普及を図っている。
- ・毎年、市町村教育委員会指導主事及び小・中・高等学校等教職員を対象にした障がい理解教育研修会を実施しており、令和6年度は、教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、「子どもの心に寄り添う 具体的な関わり」「精神障がいの理解と対応」「精神障がいの理解と当事者の思い」をテーマに、オンデマンド開催で実施した。

(市町村教育室小中学校課)

○ 大阪府立高等学校における障がい理解教育への取組み

- ・社会生活の中で人々が共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう、他人を思いやる心や社会に貢献する意義の認識、実践する態度を養うことが大切である。そのために、幅広い経験や能力を持った社会人を招聘するなど、開かれた学校づくりを進めるとともに、豊かな人権意識や福祉マインドに基づく障がい理解教育の取組みを行っている。
- ・高等学校における、障がいのある生徒への指導・支援の充実に向けて、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(H25. 3)、「医療的ケアが必要な生徒への配慮事項等」(R3. 4)、「通級による指導を始める高等学校教員のためのガイドブック」(R3. 12)等を作成・配付し、教職員の障がいに対する理解を進めるとともに、生徒一人ひとりの状況に応じた教育環境の整備や指導の充実に努めている。また、高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援の充実に向け、「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」(H24. 8)、「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる「わかる」授業づくり」(H24. 8)、「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(R2. 9)の3冊の書籍を刊行した。
- ・平成26年度より全ての府立高等学校で、「高校生活支援カード」を実施し、全ての入学者について障がいをはじめとする個々の状況や教育的ニーズを共感的に把握する取組みを行い、多角的な支援を行っている。
- ・高等学校で学ぶ障がい等により配慮を要する生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向け、「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催し、学校における優れた取組みを発信し共有することにより、生徒の社会的自立や社会参加をみすえた取組みの推進を図っている。令和6年度は、「個別的なニーズのある生徒への卒業後の社会的自立に向けた支援について」をテーマとした講演と、府立高校による実践発表を行った。

(教育振興室高等学校課・高校改革課)

3 教職員による幼児・児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメント防止の取組み

「府立学校に対する指示事項」「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であり、その未然防止のための取組みを進めるよう指示・指導している。体罰、セクシュアル・ハラスメントが根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取組む必要がある。

障がいのある子どもは、状況によっては周囲の人たちから理解されにくく、人権侵害を受けやすい危険性があり、先頭に立って子どもの人権を守るべき立場にある教職員が体罰、セクシュアル・ハラスメントを行うことは極めて許しがたい。教職員がこれらの行動に至った状況を鑑みると、障がいのある子どもの指導方法等に対する理解が十分でない場合や、校内の指導体制そのものの工夫がさらに必要な状況が推察されることから、校長・准校長のリーダーシップのもとに教職員全体で取り組んでいかなければならない課題であると考える。

＜参考＞

○大阪府教育庁セクシュアル・ハラスメントガイドライン

「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」

～ 未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針 ～

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html>)

(平成29年5月改訂)

○「セクシュアル・ハラスメント防止のために」

～障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点～

(令和7年7月改訂)

○「児童・生徒に対するわいせつ行為等の防止に係る指導の徹底について（通達）」

(令和4年9月16日・教職人第2730号)

○「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通達）」

(令和4年1月24日・教職人第3847号)

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html)

(令和3年6月)

○「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」

(令和2年12月24日・教職人第3776号)

○「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」

(令和2年12月24日・教職人第3777号)

○「子どもを守る被害者救済システム」

(令和元年12月改訂)

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyuusai/>)

○「体罰防止マニュアル（改訂版）」～この痛み一忘れない！～（*P74～P77）

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html>)

(平成19年11月改訂)

○「体罰根絶に向けた取組の徹底について」

(平成25年8月通知)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1338620.htm)

○「体罰防止リーフレット - 力でおさえつける指導は絶対にしない -」

～一人ひとりを大切にする指導・支援のために～（*P78～P79）

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>)

【おことわり：一部、時代に合わせた変更を行っています。（例）同性⇒性の多様性に配慮したうえで同性】

セクシュアル・ハラスメント防止のために

—障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点—

大阪府教育庁

令和7年7月1日

各学校において障がいのある幼児・児童・生徒が、学校での生活を楽しんだり、円滑に学習活動に取り組んだりするためには、教職員における幼児・児童・生徒への適切な介助や支援は必要不可欠である。しかし、衣服の着脱やトイレの介助などを教職員が行う際に、意図的ではないが、幼児・児童・生徒に不快感を与えていたり、周囲から見ればセクシュアル・ハラスメントではないかとの指摘や誤解を招いたりする場合がある。そこで、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成20年3月改定）を踏まえて、障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助時における具体的な事例と留意点を示すこととした。

各学校においては、本資料を踏まえ、指導や介助の方法などを再度点検し、障がいのある幼児・児童・生徒が教職員との信頼関係を基礎として、一層豊かな学校生活を送ることのできるように留意すること。

セクシュアル・ハラスメント防止のための観点

- ① 幼児・児童・生徒や保護者との信頼関係を日頃から培っておく。
- ② 幼児・児童・生徒の意思を可能な限り確認する。
- ③ 介助の前に、これから何をするのか、幼児・児童・生徒に伝える。
- ④ 必要以上の身体接触をなくすよう、介助方法についての研修や共通理解を深める。
- ⑤ 身体的な接触を伴う介助が必要な場面では、複数で対応する。
- ⑥ 介助は性の多様性に配慮したうえで同性が行うことを原則とし、同性であっても幼児・児童・生徒に不快感を与えることは避ける。
- ⑦ 人気の少ないところで教職員と幼児・児童・生徒が2人だけになることは可能な限り避ける。

◎ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助におけるセクシュアル・ハラスメントについて具体的な事例を通しての留意事項

（事例①）《登校時の挨拶など、親愛の感情を伝える場合》

「おはよう」といいながら、教職員が幼児・児童・生徒に抱きつく。

（留意点①）スキンシップは親愛の感情を伝える有効な方法の一つであると言われているが、幼児・児童・生徒の年齢段階に留意して不必要的接触は行わない。また、周りから見て不自然と思われる行動は避ける。

（事例②）《乗り物、通学バス乗降時や車椅子の介助の場合》

背後から抱きかかえる時に不用意に胸を押さえたり、必要以上にお尻に触れたりする。

（留意点②）幼児・児童・生徒を乗り物に乗せたりする場合、背後から抱きかかえる方法があるが、その際、女子生徒の胸部を手で押さえてしまうことがあり、生徒に不快感を与えてしまう。また、脚部を保持する場合も、必要以上に臀部に手を当てる行為は生徒に不快感を与えるだけでなく、周囲から見ても不自然で不快と感じられるので十分な配慮を行う。

乗り物やバスでは、介助しやすくなるよう座席の位置等を工夫したり、「ここを持って、これから抱えるよ」と幼児・児童・生徒に声をかけて説明したりし、可能な限り本人の了解を得て介助を行うことが求められる。

（事例③）《自立活動の指導を行う場合》

自立活動の指導場面では、教職員が直接、幼児・児童・生徒に身体接触する必要があり、その際、一対一の中で過度な接触が生じる。

（留意点③）自立活動の「個別の指導計画」を作成する時点で、指導内容・指導方法等について、本人や保護者と十分相談しておかなければならぬ。特に身体接触を必要とする指導については、真に必要なものかどうか、あるいは、別の方法が採用できないかなどについても確認しておく必要があり、可能な限り性の多様性に配慮したうえで同性の指導者が指導にあたる配慮が必要である。

(事例④) 《更衣について介助や指導を行う場合》

更衣の介助や指導を教室で行う時、カーテンの仕切りはあっても更衣する様子が周りからも見える。

(留意点④) 幼児・児童・生徒それぞれに応じた更衣の介助や指導は必要であるが、年齢にふさわしい更衣場所を確保すべきである。カーテン等での仕切りを活用し、教室等において更衣をする場合、周りからは見えないよう配慮しなければならない。また、児童・生徒が、男女同じ教室等で更衣することを避け、更衣場所において児童・生徒だけの状態にしないことも大切である。

(事例⑤) 《トイレ時の介助の場合》

トイレ時の介助の際に、異性の教職員が介助する。教室等において他の幼児・児童・生徒がいる中でおむつを替える。

(留意点⑤) 小学校低学年の児童に対するトイレ時の介助においても、トイレ内の指導介助は一対一になってしまふことが多い、性の多様性に配慮したうえで同性が介助することを原則と考えなければならない。おむつ交換はトイレ内に交換場所を確保すべきであるが、やむを得ず、教室等においておむつ交換を行う場合は、衝立等を活用し、他の児童等から見えない場所で行うことが必要である。

(事例⑥) 《給食時の介助の場合》

食事のための姿勢を保持しながら介助する際、教職員が膝の上に抱いたり、背後から身体を支えたりする場合があり、その時、身体が密着する。

(留意点⑥) 姿勢保持の介助は、安全に食事を行うために必要なことであるが、介助の方法については、補助具の使用も含め、事前に本人や保護者と十分に相談し、確認しておく必要がある。身体を密着する介助が必要な場合、性の多様性に配慮したうえで同性の介助を原則とする。異性の介助となる場合でも、可能な限り身体の直接接触を避ける工夫に努めることが大切である（バスタオル1枚を教職員と児童・生徒との間に入れるなどの配慮をする）。

(事例⑦) 《移動時の介助の場合》

高学年の児童・生徒と教職員が手をつないだり、腕を組んだりして歩く。

(留意点⑦) てんかん発作や急な飛び出し等、常に配慮の必要な幼児・児童・生徒については、安全確保の観点から、教職員が手をつなぐ場合がある。その際に、周りから見て一般的に違和感のあるケース（例えば、高等部の女子生徒と男性教職員）もあるため、児童・生徒の安全確保の方法についても十分な配慮が必要である。

(事例⑧) 《SNSを活用した指導の場合》

児童・生徒と教職員がSNS等で個人的な内容でやり取りを行う。

(留意点⑧) 令和2年12月24日付教職人第3777号「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」において、SNS等を使って教職員と児童・生徒が個人的なやり取りを行うことは禁止されている。また、私物端末のみならず、一人一台端末を用いて、教職員が付与された個人アドレスで児童・生徒個人に対し、私的なやりとりを行うことも禁止されている。さらにSNSに限らず、児童・生徒との指導にかかるやりとりについても、過度な回数や、やり取りを行う時間帯など、社会通念上、適切な範囲で行うよう留意する必要がある。

◎ セクシュアル・ハラスメント防止のために

あらゆる教育活動は、児童・生徒一人ひとりの人格を最大限に尊重しながら進めなければならない。そのため、指導等に当たる教職員は、障がいのある児童・生徒一人ひとりの立場に立って、常に心の痛みや悩み等について自らの問題として受け止める感性と人権意識を身につけていく必要がある。

特にセクシュアル・ハラスメントについては、発生した際の児童・生徒及び保護者に及ぼす影響が非常に大きいため、各学校において、本資料の具体的な事例を十分に活用し、研修を実施するとともに、日常的な

職場環境の整備を図り、人権尊重を基盤とした教育を一層推進するよう努めなければならない。

また、学校において幼児・児童・生徒が被害者となる事象（教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、幼児・児童・生徒間のいじめ等）が生起した際に、課題の解決や幼児・児童・生徒の救済を図るため「被害者救済システム」リーフレットなどを活用し、相談窓口について幼児・児童・生徒や保護者に周知しておくことも必要である。

なお、万が一にもセクシュアル・ハラスメントと思われる行為が発生したり、幼児・児童・生徒及び保護者等から、その旨、告知、相談があった場合は、すぐに支援教育課に報告するとともに、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改定）に基づいて速やかに問題解決に向けて対処することが重要である。

障がいのある子どもへの学校の取組み

体罰が人権侵害であるということを認識し、法令遵守の意識を明確に持つて子どもにかかわることは当然のことである。

その上で、障がいのある子どもへの体罰の根絶のために、たとえば、自傷行為や他傷行為等の行動上の問題から、子ども本人を守るためにはどういった方法があるのか、また、そのような状況にならないようにどのようにどのように指導上の方策を講じていけばよいかという観点を持つことが大切である。

そのため、個々の教職員が子どもを理解を深めるとともに、管理職が率先して、指導方法等に関する学校全体としての体制の整備やシステムの工夫や環境（雰囲気）づくりに努めることが必要である。

（1）体罰をおこさない校内体制の工夫やシステムづくり

① 互いの信頼感に基づいた教職員の関係づくりをすすめる。

・教職員間に日常的に情報交換しやすい雰囲気を醸成する。

・それぞれの子どもの指導や指示が、教職員の連携によらないで、個々の教員まかせになつていいのか。さらにその結果、力で子どもを制圧する指導を許していないか点検し、協力して指導にあたる雰囲気づくりをすすめる。

・行き過ぎた指導になつてないか、お互いが切磋琢磨しあえるような関係づくりが必要である。

② 障がいのある子どもが安心して充実した活動ができる学級・学年集団づくりをする。

・教職員が子どもにかかわる姿は、障がいのある子どもへの周りの子どものかかわりにも大きく影響する。教職員も子どもとのかかわりを観察し、教職員と子どもの一対一の関係から、子どもらの集団づくりへと高めていく目標を持つこと。

③ コーディネーター等を校内にしつかり位置づける。

・特別支援教育コーディネーター、支援学級の担任、通常の学級の担任等のそれぞれの役割を明確化したうえで、連携を図りながら、効果的な指導の体制をつくる。

・継続性のある連携と経験の蓄積ができる指導の体制整備が必要である。

・担任等が指導面で孤立しないよう、教職員が連携し、チームで子どもとの支援にあたる体制をつくる。

④ いざといときの協力体制を整える。

・子どもが自傷行為、他傷行為等の危険な行為を起こした場合、複数の教職員で対応ができるような協力体制を日頃から準備しておく。

⑤ 情報の収集と共有化を図る。

・教職員が子どもとの情報を共有・交換できる場や機会を計画的に設定する。

⑥ 管理職へのすみやかな報告・連絡・相談のシステムを構築する。

・万が一トラブルが起こった時は、すぐに管理職に報告・連絡・相談をすることで、学校内の情報の共通理解ができ、保護者の信頼も得られ、速やかな問題解決につながる。

⑦ 教職員の資質及び専門性向上のための研修や初任者・転任者への研修等を実施する。

・校内の教職員への研修について、指導事例研究や参加体験型の研修を取り入れ、計画的に実施する。

⑧ 教育課程のあり方を必要に応じて見直す。

・個別の教育支援計画や個別の指導計画を教育課程の編成にも反映させる。

（2）教職員一人ひとりが子どもとの障がいの特性等を理解し、体罰を起さない指導方針を設定

- ① 子どもの障がいの特性等を理解することにより、一人ひとりに応じた適切な支援をする。
- ② 子どもにとって苦手な場面を予測し、必要な対応をする。

・障がい名だけで判断するのではなく、個々の子どもについて、日々の観察や行動の分析などから総合的に理解する。

・家庭や以前学んできた教育機関における子どもの様子の聞き取り、福祉・医療機関からの情報など、総合的に子どもの実態を把握する。（⑤「障がいのある子どもの行動上の困難への対応」参照）

- ③ 子どもに応じた指導方法を見つけ、体罰を起さない指導方針をもつ。
- ・一貫性のある指導は必要であるが、力による強制や強い叱責は必要ではない。
- ・自傷行為や他傷行為を起こす子どもの場合は、子どもがどれだけ自分自身をコントロールすることができるかが大切であり、粘り強く、「望ましい行動ができた」という達成感を積み上げながら指導していくことが必要である。力による強制や強い叱責は、一時的に効果をもつたとしても、子どもの自尊感情をはぐくみながら、自分の行動をコントロールできることにはつながらない。

（3）個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

- ① 保護者との連携のもと、関係機関の協力を得て、教職員が個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、共通理解していくことにより、一人ひとりの子どもの状況を踏まえた適切な指導を行う。
- ・一人ひとりの子どもの障がいの特性を十分考慮した個別の指導計画を作成する。
- ・保護者の思いを開き取るとともに、福祉・医療・労働等の関係機関との連携をはかり、個別の教育支援計画を作成する。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、保護者と教職員間で指導目標や指導方法を共通理解する。

（個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、小学校、中学校及び高等学校学習指導要領において「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、作成し、効果的に活用するもの」となっています。）

（4）保護者から信頼される関係づくり

- ① 日頃から保護者との連携を密接にする。
 - ・連絡帳や学級だより、電話、家庭訪問などで子どもの学校での様子を伝え、保護者からも家庭や地域の活動の様子を伝えてもらおう。（日々の子どもの様子をつかむことができ、子どもの行動を予測し、行動上の問題を未然に防ぐ等の対応もしやすくなる。）
- ② 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を通し、保護者と指導目標や指導方法などの共通理解、意思疎通を図つておく。
- ③ 保護者の学校に対する意見や要望を聞く機会を設けたり、保護者に学校の取組みを知つてもらう工夫をする。

- ・保護者との関係づくりで大切にしたい姿勢
 - ・教育は、学校と家庭の共同作業であることを互いに理解し、保護者と一緒に取り組む。
 - ・できるだけ子どもの良い面を取り上げて話をする。
 - ・支援の道筋が見えるように話をする。
 - ・保護者の心のケアを大切にする。
- ・クラスの保護者全體に、障がいのある子どもの理解を深める取組みをする。

⑤ 障がいのある子どもの行動上の困難への対応

障がいのある生徒に対する体罰が依然としてなくならない。体罰が生じた状況を分析すると、自傷行為や他傷行為、暴言、指示に従えない等の場面において起っている。そのような場面に直面したときやそれに至るまでの指導方法について、今一度考える必要がある。以下に自傷行為や他傷行為のある子どもへの対応方法と指導を例示する。ここにあげる指導はあくまでも一例であるので、これらを参考に、各自の学校で、子どもの個々の状況に合わせた対応や指導方法を検討して欲しい。

(1) 自傷行為や他傷行為等の行動上の困難を示す子どもへの対応について

自傷行為や他傷行為等の行動は、当該の子どものみではなく、その周りの子どもや教職員にも影響を及ぼす。自傷行為や他傷行為等をする子どもにかかわる大人はその行動のみに注意がいきがちであるが、困っているのは子ども自身であるということを忘れてはいけない。子どもの行動は子どもを取り巻く周りの環境と大きな関係を持つ。必ず何かの理由や原因と結びついている。このような行動をする子どもはこの行動によって周囲に何かを伝えようとしている。子どもの行動を理解するには、まず子どもの特性を把握し、その行動を客観的に分析することが大切である。以下に、その具体的な方法について例記する。

1. 実態把握

子どもの指導を始めるにあたっては、子どもの障がいの特性の理解や生育歴や療育歴など子どものプロフィールの理解、保護者の子どもにもに対する思いの聞き取り、認知面・コミュニケーション面等の発達状態の把握や、家庭での様子や学校でのそれぞれの活動場面での様子の分析、自傷行為や他傷行為等にいたる状況の分析などをを行い、総合的に子ども実態を把握する。

① 障がいの特性や生育歴、療育歴等のプロフィールの理解、本人の思い・保護者の子どもに対する思いの聞き取り

一人ひとりの子どもの障がいの特性を理解することが重要である。たとえ障がい名が同じだとしても子どもの特性は様々で、一人ひとり違う。障がい名や診断名のみで判断するようなことがないよう、個々の特性から子どもを理解しなければならない。生育歴や療育歴などについては、細部にわたってすべての情報を収集するのではなく、指導が必要な情報のみ集めるようになる。同時に、本人の思い、保護者の子どもにもに対する思いや学校に対する期待も聞きとつておくことが大切である（また、個人情報の収集・利用・保管については、個人情報保護の観点から十分留意すること）。

② 発達の様子の把握

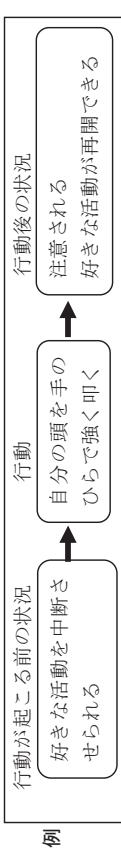
子どもの発達の様子について、普段の学習の状況や、場合によっては認知・発達検査等を用いてしっかりと把握しておくことが重要である。その目的は、他者との比較ではなく、個人の中での把握（個人内差）を理解することにある。

③ それぞれの活動場面での子どもの様子の分析

子どもは、大人と一対一での場面と同年齢の子どもの集団での場面とでは、まったく違った側面を見せることがある。また、子どもを取り巻く物理的環境（教室での座席は注意を集中しやすいか、黒板に書かれていることや掲示物はわかりやすく整理されているか等）や人的環境（ちよついをかけたり、話しかけに反応してしまいややすい仲間との距離が近すぎないか、一日の活動の見通しが子どもに伝わっているか等）によって子どもの行動は変わってくる。自傷・他傷等の行動が現れるのはどのような場面においてなのか、日常的に様々な場面で、幅広くその状況を把握しておく必要がある。

④ 自傷行為や他傷行為等の行動にいたる状況とその行動の結果がもたらす状況の分析

子どもの行動を分析すると、「パニック」や「自傷行為」等の抽象的なことばであらわすではなく、誰が見てもその状況が分かることが具体的に記録する必要がある。どのような行動が、どれくらいの頻度で、どれくらいの時間、どのような程度で、どこで、誰に対して起こるのかといったことをできるだけ具体的に記録する。また、その行動に対して、行動にのみ注目するのではなく、行動が起る前の状況、行動が起った後の状況を記録する。



このように、行動が起る前の状況と行動後の状況を記録した後、その行動がどのような意味を持つかを分析する。例の場合では、好きな活動を中断させられたときに、「自分の頭を叩く」という行動で示しているといえる。好きな活動を中断させられたときに、自分の頭を叩いて自傷行為を行うことにより、注意されたあげく「しようがないな」ということで、好きな活動をさせてもらえていた。何を学習してしまったのか、どうすることを振り返る必要がある。この事例では、頭を叩くと好きなことができており、それがエスカレートしていったと分析できる。様々な行動が持つ主な意味としては、注目、ものや活動の要求、感覚刺激の欲求、逃避・回避などがある。このようにそれぞれの行動の持つ意味を考えることがますます必要である。

2. 校内委員会等による情報の共有と支援体制づくり

子どもの実態把握をした後、その情報は子どもにかかわるすべての教職員や保護者などの関係者間で共有する。チームで支援するような場合はチームのメンバーすべてが子どもの実態を把握しておく必要がある。また、指導者によって指導方法が変わると子どもは混乱するので、実態把握と同様に指導方法の情報も共有する。その際、チームで指導方法を探り、お互いの知恵を出し合うという観点が大切である。また、保護者とも指導目標や指導方法について共通理解しておくことが大切である。

また、子どもの対応には一貫性がないと望ましい行動に導くことはできず、さらに行動をエスカレートさせる可能性もある。したがって、学校にとどまらず、家庭の協力のもと、福祉・保健・医療機関とも連携して対応できるような支援体制づくりを追求することも大切である。そのために個別の教育支援計画を効果的に活用することが大切である。

(2) 指導事例1（自傷行為のある生徒）

対象者

高等部3年生の男子。療育手帳A、身体障がい者手帳1級。

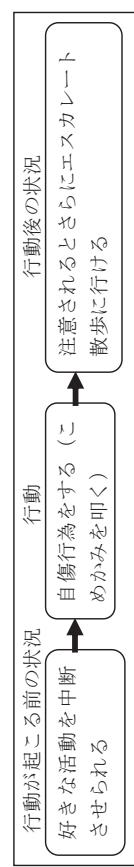
子どもの状況

気に入らないことがあるとかんしゃくを起こし、自分のこめかみを強く叩く。

概要

自分の気に入っている活動（音楽を聴く、音楽に合わせて体を動かす）を中断せられるとき、かんしゃくを起こして物を投げる、口頭で叱られるとき、こめかみを強く叩くという自傷行動が見られ、教職員が自傷行動を止めさせようと制止すると、近くにある物を投げつける、教職員を強く押しのけるという行動をとる。

1. 行動の分析



行動を分析した結果、好きな活動を予告なく中断されると自傷行為を行い、「やめなさい！」と口頭で注意されると余計に自傷行為をエスカレートさせ、近くにある物を投げ、注意した教職員を突き飛ばす等の行動に発展していた。そこで教職員は散歩に連れて行っていた。

2. 対応

問題となる自傷行為を防止し、好きな活動で使っているカセットテッキを自分で片付け、次の授業に気持ちはよく参加することを目標とした。
好きな活動に熱中すると、終わりの見通しがもてないので、好きな活動をする前に約束カード（時計の図入り）を示して終わりの見通しを持たせ、終わりの5分前にタイマーを鳴らし、終了を予告するようにした。また、事後の対応としては、好きな活動を止めないことを叱るよりも、活動を止めようとしたとき、止めたときにたくさんほめるようにした（手を握つて左右に振る）。
かんしゃくを起こすことなく活動を止めることができたときには、約束カードに大好きなキャラクターシールを貼るようにした。望ましい行動が起こらなかつたときには、何度も繰り返して中止の指示をするのではなく、できるだけ望ましい行動の生起を待つた。それでも自傷行為に移行したときには、口頭で注意を与えるのではなく、静かに手を握り、自傷を制止した。片づけができないときには、教職員がつづつに片付けをした。

3. 展開

一応の効果が認められたものの、まだしばしば自傷行為が見られたので、望ましい行動ができたときのほめ方を変えた。スロープアコースターを実施するようにした。その結果、自傷行為はほぼなくなつた。

(3) 指導事例2（他傷行為のある児児）

対象者

ASD（自閉スペクトラム症）と診断された4歳3ヶ月の男児

子どもの状況

自分の思いが通らないと、友だちを突き飛ばしたり、噛み付いたりする

生育歴

首がすわる-2ヶ月、おすわり-5ヶ月、はいはい-6ヶ月、つかまり立ち-7ヶ月、一人歩き-10ヶ月というように、かなり早い発達のプロフィールを示していたが、乳児期に人見知りをせず、3歳まで言葉の遅れがあり、エコラリア（反響言語）があった。3歳健診では知的発達に遅れはないが、発音の不明瞭さと社会性の遅れを指摘されていた。

幼稚園での様子

先生とは遊ぶことはできるが、友だちのかわいさのかわいさのほかほとんどなく、常に一人で行動していた。扇風機や換気扇など、回るものに極端に興味を示し、10分程度その場で見ているという状態が続いた。その状態のときに、友だちに後ろから突然声をかけられると噛み付いたり、突き飛ばしたりするなどの他傷行為が起こった。

1. 本児の実態把握から

保護者との面談の中で子どもの認知能力にはかなりのアンバランスがあることが予想されたので、K-ABCという個別式の心理検査を実施した。その結果、物事を観察的に瞬時に捉えて統合する能力に比べ、言語的に直感良く考える力がまだ弱いことがわかった。また、面接での様子から、場面を切り替えることの難しさがみられた。語彙の数は多いものの、具体的に知識として定着していない様子が見られた。感情を表す言葉についての知識量が少なく、自分の感情を言葉で表現することができず、他傷という行動で自分の感情を表現してしまうということが仮説としてあげられた。

2. 対応

子どもの大好きな遊びである、トランプを利用して、家庭では保護者と、幼稚園では先生と一緒にトランプのゲームを行いうちでルールを理解したり、順番を守ったりすることで、かんしゃくを起こして他児へ他傷行為を行うことを減らすというアプローチを考えた。
具体的には、大好きな大へとのゲームの中でルールを学ぶことで子どもの自信を高め、その段階で同年齢の子どもを一人ずつ増やしながら、かんしゃくを起こして他傷行為を起こさずにゲームを楽しむということを目標に実施した。

3. 展開

ゲームの中で、自分の思い通りにならないときには友だちの手を噛んだり突き飛ばしたりという行動が見られたが、そのためには「このままでは、このままでは、このままでは」というように、そのときには「こうするのだよ」というように具体的に対処法を指示するようにした。
ゲームをした後、友だちに負けているときには、「〇〇だから～なんだね」とそのときの感情を言語化するようにした。また、園と家庭でこのようないいな対応を共通して行つた。その結果、自分の気持ちを言葉で表現できるようになり、他児への他傷行為は減少した。

(4) 指導事例3 (他傷行為のある児童)

対象者	男子 6年 (12歳) 知的障がい、痉性痙攣・言語障がい、療育手帳 A 身体障がい者手帳 1級
子どもの状況	不意に噛みついたりつねたりする。急に大泣きする。
生育歴等	発達検査では、項目によつて発達の状況にやや差があり、11ヶ月から3歳にわたつてゐる。
学校での様子	立位、歩行は困難であるが、這つて移動ができる。手でつかむ・握る・離す動作ができる。いくつかの玩具から好きなものを選んで短時間遊ぶことができる。キーがードや音の鳴る玩具を特に好み、音楽は大好きである。調子が悪いときは、急に大泣きをしたり、近くにいる人をつねつたり歯んだりすることがある。興奮したときは教職員に向かつてくることもあります。状況の把握や感情のコントロールが十分できないことがある。

1. 行動の分析

噛む・つねる行為について、次のような記録をとつた。

記録表	
行動が起くる前	行動
次の活動に移るため、玩具を教職員が片付ける。	・泣く (12分) ・教職員を噛む

記録表	
行動が起くる前	行動
教職員の話を聞いていると き、隣の児童が手を動かす。	・隣にいた児童の手を噛む ・教職員の腕をつねる。 (9分)

記録を取つていくと、3時間めに他傷行為を起こすことが多く、朝食を食べていないときが特に多いことがわかつた。また興奮しているとき、目の前で動くものがあれば、つねつたり噛んだりする行為が多発することがわかつた。

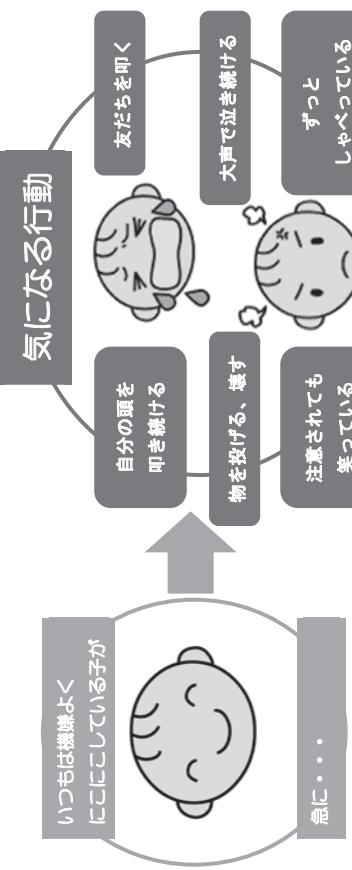
2. 対応

噛む・つねるという行動を減らすため、叱ることから、静かな所へ移動して興奮が収まるまでそつとしておくことに切り替えた。また、朝食を食べていないときは、補食を摂らせるごと、3時間めには、音楽等の好きな活動を取り入れることで噛む・つねるといった行動は減少しつつある。しかししながら、気温の変化・体調・きょううだいげんなど他の要因で不意にパニックを起こすことがある。家庭との連携の中、子どもとの噛む・つねるといった行動が起こる先行条件がある程度予測できるので、そのような行動が起つた場合、ゆとりをもつて、複数の教職員で、丁寧に対応していくことができている。

力でおさえつける指導は絶対にしない！！

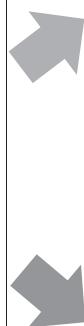
～一人ひとりを大切にする指導・支援のために～

あなたが指導している子どもが
急に他傷行為や器物破損、パニックなど“気になる行動”をとったとき……



あなたはどうのように対応していますか？

- ・本人、周りの子どもがけがをする可能性がある。
- ・全体の学習活動の明らかに妨げになる。
- ・そのような場面で、冷静に「気になる行動」に対応できますか？



「なんで、こうなったんだろうか！
きっと何か原因があるはず」
「強い指導ががえって気になる行動を
助長させることもあるし」



「なめられたらダメだ！
ガツンと言ってきかせなければ！」
「問題行動は、その場ですぐにやめさせ
なければ！周りへの影響もあるし」



一人で抱え込まずに、チームで指導・支援することが大事です。

- ・「気になる行動」への対応を一人で抱え込むと、教員側の気持ちの余裕がなくな
り、周りが見えなくなります。
- ・余裕のなさが、「感情に任せた指導」「体罰」などにつながります。
- ・余裕のなさが、「感情に任せた指導」「体罰」などにつながります。
- ・幼児児生徒の指導・支援について、チームで指導や体罰の防止につながります。

カッとなつたときは、次の3つを思い出しましょう！

①怒りを感じたら、深呼吸をして10まで数える *

②障がいのある幼児児生徒の状況をふまえた指導であることを思い返す

③指導者が自分だけのときは、誰か他の教員を呼ぶ

* 「この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル」(大阪府教育委員会 平成19(2007)年11月改訂) 34ページ19

日ごろからチェックしておきましょう！

- 1. 体罰が人権を傷つける行為であり、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識していますか？
- 2. “これくらい”なら大丈夫だと思つていませんか？
- 3. 必要以上に強い口調、大きな声での指導になつていませんか？
(身体への直接的な指導でなければ体罰にならないと思つていませんか？)
- 4. “愛の鞭”という身體手な思いを持つていませんか？
- 5. 少々強い指導でないと、わからせることができないと思つていませんか？
- 6. 気になる行動に対して、1対1で指導していませんか？
- 7. 指導の難しい幼児児生徒について、日頃から学年・学部で指導方法等の共通理解ができるですか？
- 8. 指導について悩んでるときだけではなく、普段から相談できる環境(教員間の
人間関係)を築いていますか。

- 9. 他の教員が強い指導をしているのを、黙つて見過ごしていませんか。
- 10. 少しでも体罰だと感じる場面を見たら、速やかに管理制度に報告・相談することができますか？

障がい理解のためには(参考資料)

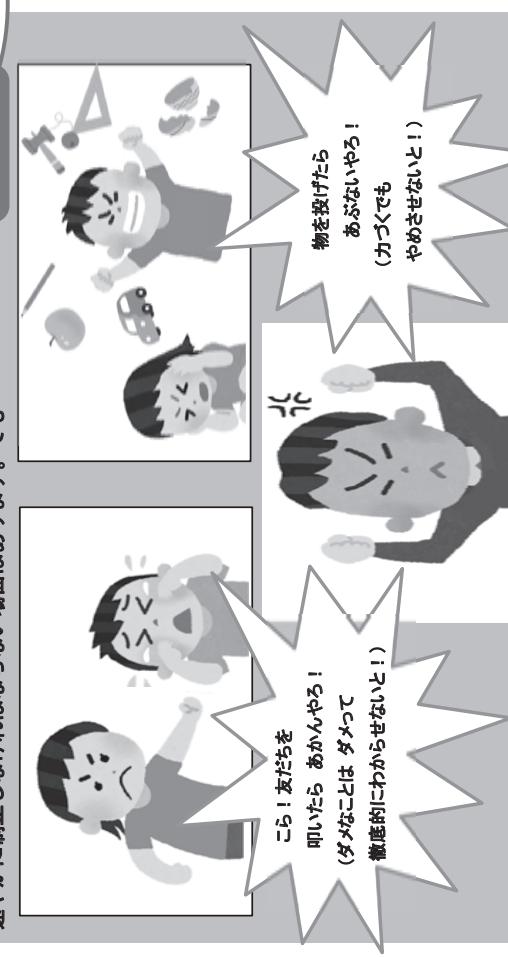
- ① 「この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル」(大阪府教育委員会 平成19(2007)年11月改訂)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html>
- ② 「みつめよう一人一人を」(大阪府教育センター令和6(2024)年3月改訂)
https://www.osaka.c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html
- ③ 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会平成25(2013)年3月)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>
- ④ 「子ども自身が目標の達成を実感できる授業づくり～支援を必要とする子どもたちが輝ける授業をめざして～」(大阪府教育センター 平成30(2018)年2月)
https://www.osaka.c.ed.jp/matters/specialneeds_files/jyugyou/guide.pdf

あなたが持っている指導・支援の方法は、本当に正しいでしょうか？

本人、周りの子どもがけがをしてしまう、物をこわしてしまうなどの可能性がある行動など、速やかに制止しなければなりません。でも……



たとえば……



- ・冷静さを欠く指導は、体罰につながりかねません。
- ・その場の感情だけで怒ることで本人の気持ちがますます不安定になるなど、かえって新たな混乱を引き起こしたり、より深刻な問題に発展することもあります。

気になる行動の強化 フラッシュバック



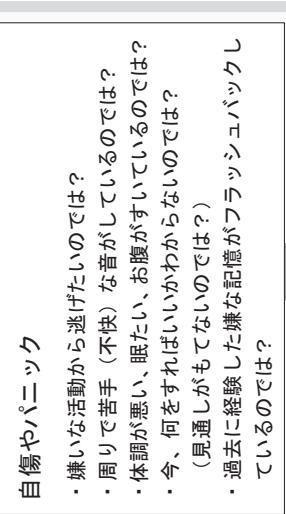
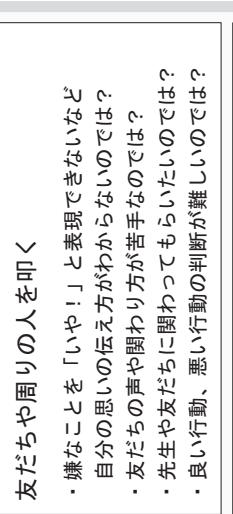
教員不信、学校不信



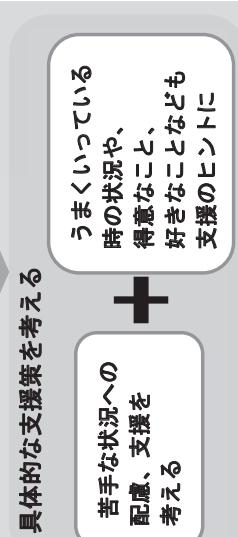
「気になる行動」への対応は、子どもたちの障がいについての丁寧な実態把握と計画的な指導方針が必要です。



集めた情報をもとに「気になる行動」の背景について仮説を立てる



具体的な支援策を考える



うまくいっている時の状況や、得意なこと、好きなことなども支援のヒントに

* フラッシュバック：大きな声で叱られたたりしたことが心的外傷として残り、あとになって突然かづ非常に鮮明に思い出されたりすること。フラッシュバックが原因で、ハニックにならざるもいる。

リーフレット「力でおさえつける指導は絶対にしない！」（作成：平成27年3月 大阪府教育委員会支援教育課 平成31年4月一部改訂）

4 児童・生徒に対するいじめ防止の取組み

いじめ対応プログラムより抜粋

いじめの基本認識

はじめに

大阪府では、これまで、「いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考え方のもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」、「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方策プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」を取りまとめ、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

平成26年4月には、「いじめ防止対策推進法」に基づき定められた国の基本方針を受け「大阪府いじめ防止基本方針」を策定し、これをもとにした対策を講じたところですが、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府いじめ防止基本方針の改定を平成30年3月に行いました。

大阪府いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法をふまえ、学校の設置者である教育委員会や学校法人等及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめ防止のための総合的な方針です。

令和4年4月の改訂では、教職員がいじめの問題を抱え込みます、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。

大阪府では、この基本方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ、府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

はじめに

大阪府では、これまで、「いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考え方のもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」、「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方策プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」を取りまとめ、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

平成26年4月には、「いじめ防止対策推進法」に基づき定められた国の基本方針を受け「大阪府いじめ防止基本方針」を策定し、これをもとにした対策を講じたところですが、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府いじめ防止基本方針の改定を平成30年3月に行いました。

大阪府いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法をふまえ、学校の設置者である教育委員会や学校法人等及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめ防止のための総合的な方針です。

令和4年4月の改訂では、教職員がいじめの問題を抱え込みます、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。

大阪府では、この基本方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ、府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

- (1) いじめ防止対策推進法による定義
- (2) 留意点と具体例

2 基本理念

- (1) いじめは絶対に許されない
- (2) 対等で豊かな人間関係を築く
- (3) 地域社会全体で取り組む
- (4) いじめ解消の定義

III 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校いじめ防止基本方針の内容
- (2) 学校基本方針の運用

2 いじめ防止等の対策のための組織

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

(4) いじめ解消の定義

IV 重大事態への対応

1 重大事態の意味について

2 重大事態の報告

3 調査の主体と組織

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

(2) 学校の設置者（府教育局及び学校法人等）が主体となる場合

4 調査結果の報告及び提供

5 知事による再調査等

(1) 再調査の方法

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

V 関連資料

大阪府いじめ防止基本方針

はじめに

大阪府では、はやしたてる「観衆」がいたり、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在もあります。学校は、加害の子どもが被害の子どもにも謝罪するだけが、いじめの解決と考えず、子どもへのエンパワメントの視点を大切にしながら、事後指導も含め、自分たちで解決する力の育成や、学校や学年・クラス単位での中長期的な人間関係の修復に努めます。

はじめに

大阪府では、これまで、「いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考え方のもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」、「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方策プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」を取り組んできました。

平成26年4月には、「いじめ防止対策推進法」に基づき定められた国の基本方針を受け「大阪府いじめ防止基本方針」を策定し、これをもとにした対策を講じたところですが、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府いじめ防止基本方針の改定を平成30年3月に行いました。

大阪府いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法をふまえ、学校の設置者である教育委員会や学校法人等及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめ防止のための総合的な方針です。

令和4年4月の改訂では、教職員がいじめの問題を抱え込みます、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。

大阪府では、この基本方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ、府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

いじめとは、「学校の内外を問わず、児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるもの」で、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つ必要があります。

まずは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分に認識しておくことが重要です。

各学校においては、以下の点に留意して取り組むことが求められます。

■ 教職員は、子どもが発する小さなサインを見逃さないことです。

いじめは、いじめを受けている子どもに精神的な苦痛を感じさせ、その人格を否定し、

自尊心をことごとく奪うとともに、身近な人にさえその思いをななかなか訴えにく�行

為です。さらに、大人の前で頑張化することは少なく、発覚しにくいものです。また

発覚しても、被害を過小評価する傾向にあります。どんな小さなサインも見逃さず、

子どもたちの立場に立ち、子どもの言葉や気持ちをしっかりと受け止めることが大切です。

■ 全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもとに対応すること。

いじめは、子ども同士が加害・被害の関係に固定されず、その立場が入れかわること

があります。また、いじめによってもたらされる直接の被害ばかりでなく、教職員、

友だちや保護者の対応によってさらに、子どもが傷つく場合があります。いじめの解

決には、学校全体で共通認識をもって、働きかけることが大切です。

3 障がいのある子どもの状況把握と対応

各学校においては、日頃から教職員が、子ども一人ひとりの障がいの状況等に応じた適切な指導と支援に努めることが重要です。普段と少しでも異なる様子が見られた時は、前日の下校後の様子や当日の学校での様子等について、保護者等との連携を密にし、教職員間で情報を共有するとともに、的確な状況把握のもと、迅速に対応できるような校内体制を整えておく必要があります。

1) 障がいのある子どもへのいじめについて

■ 障がいのある子どもがいじめを受けている時、その子ども自身が「抵抗する」「いじめの状況を適切に周囲の者に伝える」など、自分から助けを求める行動を起こすことが難しい場合が多く見られます。

■ いじめの発生場所についても、学校内だけではなく、子どもたちの下校時や帰宅後、休日等に居住地域でも起こる場合が考えられます。このようなことから、障がいのある子どもに対するいじめは、隠匿性が高く、陰湿化しやすい傾向にあります。発見の遅れによって、より深刻な人権侵害事象となる可能性があります。

2) 障がいのある子どもへの対応について

■ 学校のすべての教職員が、いち早く子どもの変化に気づくことが大切です。

■ 子どもの日々のかかわりの中で、「理由のはつきりしないあざやけがある」「「原因はわからぬが怯えているように見える」「決まった場所に行きたがらぬい」等、少しでも普段と異なる様子が見られた時、教職員間で連絡を密にし、情報共有することが必要です。状況によって、迅速に対応する必要があります。

3) 家庭との連携

■ 保護者の気づきや訴えからいじめが発覚する場合もあるので、学校と家庭で子ども様子を交流し合うなど、普段から保護者との連携を密にし、信頼関係を築く努力が必要です。

■ 学校は、求められてから情報を提供するのではなく、保護者に対して積極的に情報提供しよう。たとえば、連絡帳などを通して、毎日の学校での活動内容やそのときの子ども様子を具体的に伝えましょう。

■ 課題となる行動や学習内容などに対して、家庭でできることがらにすることも大切です。

■ このような学校からの積極的な働きかけが、保護者から学校に気軽に話ができる雰囲気をつくることがあります。

4) 地域との連携

■ 支援学校（特別支援学校）に通う子どもも、小・中学校に通う子どもも、高等学校に通う子どもすべてが、地域で「ともに学び、ともに育つ」よう、地域ぐるみの見守り体制の整備が必要です。

■ PTAや地域の方々から寄せられる情報により、学校では見えにくく地域における障がいのある子どもへのいじめの発見につながる可能性もあります。

POINT 障がいのある子どもに対するいじめについて

障がいのある子どもたちの中には、いじめを受けていても、そのことをすぐに訴えたり、自分の気持ちをうまく表現できない場合があります。そのことから、いじめ事象が見過ごされ、長期間にわたっていじめを受けるなど、深刻な事態に陥ってしまうことがあります。教職員は、普段から、アンテナを高くして、些細な子どもたちの変化や、周りの子どもたちの言動等にも十分注意を払って見ていくこと、また、教職員同士、保護者との連絡・情報共有に、心がけておくことが大切です。

障がいのある子どもに対するいじめ防止のための参考資料

* 「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」
(令和6年8月 文部科学省)
* 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事案の実態の調査に関するガイドライン」の策定について
(平成29年3月 文部科学省)

* 「大阪府いじめ防止基本方針」
(令和4年4月 大阪府)

* 「『ともに学び、ともに育つ』～支援教育のさらなる充実のため～」
(平成25年3月 大阪府教育委員会)
* 「いじめ対応プログラム I・II」
(平成19年6月・8月 大阪府教育委員会)

5 支援教育関係主要事項年表

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和22以前	<ul style="list-style-type: none"> ○明治12年大阪模範盲啞学校開校(翌年6月廃止) ○明治33年私立大阪盲啞院開校(明治40年大阪市に移管、現、府立大阪北視覚支援学校、府立中央聴覚支援学校) ○大正3年私立大阪訓盲院開校(昭和3年府に移管、府立盲学校と改称) ○大正15年私立大阪聾口話学校開校(昭和8年府に移管、府立聾啞学校と改称、同年6月府立聾口話学校と改称、現、府立生野聴覚支援学校) ○昭和15年大阪市立思斎学校開校(全国最初の精神薄弱校、現、府立思斎支援学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ○大正12年盲学校及び聾啞学校令公布
昭和22		<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法制定
昭和23	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市立少年保養所附設貝塚学園(大阪市立大宝小学校、同南中学校分校)設置(前、大阪市立貝塚養護学校) ○北河内郡住道町四条村学校組合立讚良中学校(現、大東市立四条中学校)に府内最初の特殊学級設置 ○府立聾口話学校を府立聾学校と改称し、幼稚部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○盲・聾学校の就学義務・設置義務施行(政令第79号)ただし、31年度に中学部までの義務就学実施完了
昭和24		
昭和25		<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育研究集会開催
昭和26	<ul style="list-style-type: none"> ○府教育委員会に全国最初の特殊教育専任指導主事1名配置 	
昭和27	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育研究集会開催 ○府立盲学校に肢体不自由児の実験学級(希望学級)設置(現、府立堺支援学校) ○府立聾学校幼稚部3歳児保育開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育室新設
昭和28	<ul style="list-style-type: none"> ○府立盲学校に弱視学級設置 ○府立大阪整肢学院に府立盲学校(希望学級)分教室設置(現、府立中津支援学校) ○精神薄弱教育該当者出現率調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育上特別の取扱いを要する児童・生徒の判別基準」作成 ○文部省精神薄弱児実態調査 ○精神薄弱児対策基本要綱決定
昭和29	<ul style="list-style-type: none"> ○府立堺聾学校開校 ○府立聾学校を府立生野聾学校に改称し、鶴橋分校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○中教審「特殊教育、へき地教育の振興について」答申
昭和30		
昭和31	<ul style="list-style-type: none"> ○府立養護学校開校(現、府立堺支援学校) <ul style="list-style-type: none"> …全国最初の公立肢体不自由養護学校 同中津分校設置 ○「特殊学級の手引ーその設置と経営ー」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立養護学校整備特別措置法(6月公布翌年4月1日全面施行) ○盲学校及び聾学校について、小学部・中学部の学習指導要領一般編通達(昭和32.3.15)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和32	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市立養護学校開校(現、堺市立百舌鳥支援学校) ○大阪市教育委員会に特殊教育係設置 ○大阪市立盲学校に分校設置 ○大阪市立貝塚養護学校開校 ○大阪市立思斎小学校、中学校を統合して大阪市立思斎養護学校と改称 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育主任官室設置 ○学校教育法一部改正－養護学校への就学を就学義務の履行とみなすことを規定 ○養護学校に就学奨励法適用
昭和33	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊学級設置第1次5ヵ年計画開始 (目標 必要学級の20%) ○大阪府立少年保養所(枚方学園)に教員派遣 ○府立堺聾学校に幼稚部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健法公布(就学時健康診断規定)
昭和34	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪公立小学校、中学校特殊学級(精神薄弱)設置要項」作成(以後2~3年ごとに改訂) ○大阪市立難波養護学校開校 	<ul style="list-style-type: none"> ○中教審「特殊教育の振興について」答申 ○盲学校及び聾学校、高等部学習指導要領一般編を通達(昭和35.2.6)
昭和35	<ul style="list-style-type: none"> ○養護学校教員養成課程(京都教大)留学生派遣制度の発足 ○大阪市立助松養護学校開校 ○堺市立養護学校分校(精神薄弱対象、本校は病弱・虚弱児対象)設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神薄弱者福祉法施行 ○養護学校教員臨時養成課程設置
昭和36	<ul style="list-style-type: none"> ○「特殊学級教育課程実施要領の届出要領」作成 ○特殊教育担当指導主事1人増員(府) ○府立生野聾学校鶴橋分校を本校に、本校を桃谷分校(前、生野高等聾学校)とする ○府立養護学校に高等部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊学級設置5ヵ年計画開始
昭和37	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育課程審議会に「特殊教育の充実振興策」を諮問、同答申 ○大阪市特殊教育審議会設置(大阪市条例による) ○大阪市特殊教育振興会発足 ○大阪市立光陽養護学校開校 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育課設置 ○「学校教育法施行令の一部改正」(22条の2の規定) ○「教育上の特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置」通達(判別基準失効)
昭和38	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊学級設置第2次5ヵ年計画開始(目標必要学級数の小35% 中50%) ○指導第二課に特殊教育係設置(4人)(府) ○特殊教育に関する総合計画立案 ○府立堺聾学校に高等部設置 ○「大阪公立小学校・中学校特殊学級(精神薄弱)教育課程要項」作成(以後適宜改訂) ○大阪市立盲学校分校廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ○「養護学校学習指導要領(小中学部精神薄弱教育編小学校部肢体不自由教育編及び小学校部病弱教育編)」通達
昭和39	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府公立養護学校教育課程要項(肢体不自由)」作成 ○特殊教育振興委員会「精神薄弱教育施設計画に関する意見書」作成 ○大阪市立思斎養護学校、同難波養護学校に高等部別科設置 ○府立盲学校高等部専攻科にリハビリテーション科設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「養護学校学習指導要領(中学部肢体不自由教育編及び病弱教育編)」通達 ○「盲学校学習指導要領(小学部編)」告示 ○「聾学校学習指導要領(小学部編)」を告示 ○「養護学校及び精薄特殊学級設置計画(10年計画)」発表

年度	大 阪 府・市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和40	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府公立養護学校教育課程要項(病弱)」作成 ○「大阪府心身障害者対策要綱」作成(民生・衛生・労働・教育の各部による心身障害者対策協議会) ○特殊教育振興委員会「肢体不自由教育施設設計画」に関する調査研究(1年次) ○大阪市立光陽養護学校に高等部別科設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校学習指導要領(中学部編)」告示 ○「聾学校学習指導要領(中学部編)」告示 ○「理学療法士及び作業療法士法」の制定(厚生省)
昭和41	<ul style="list-style-type: none"> ○府立高槻養護学校開校 ○府立堺聾学校高等部に専攻科(歯科技士科)設置 ○大阪市立助松養護学校廃止(貝塚養護学校に統合) ○特殊教育振興委員会「肢体不自由教育施設設計画」および「病弱教育施設設計画」に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校学習指導要領(高等部編)」告示 ○「聾学校学習指導要領(高等部編)」告示 ○「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」制定 ○大阪教育大学教育学部附属養護学校開校
昭和42	<ul style="list-style-type: none"> ○府立八尾養護学校、大阪市立生野養護学校開校 ○府立堺養護学校大手前分校設置 ○特殊教育担当指導主事1人増員(府) ○特殊教育振興委員会「病弱教育施設設計画に関する意見書」「肢体不自由教育施設に関する意見書」報告 ○府立生野聾学校に聴能学級設置 ○堺市立養護学校分校廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育の基本に関する協力者会議 ○心身障害児総合実態調査 ○特殊教育推進地区の設置(吹田市他7市) ○就学猶予・免除の事務は市町村教委専決となる。(昭和42.8.1から) ○中学校卒業程度認定試験始まる。
昭和43	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市立百舌鳥養護学校開校 ○堺市立養護学校を堺市立浅香山養護学校に校名変更 ○特殊学級調整設置3ヵ年計画開始 ○大阪府学校教育審議会特殊教育分科会設置(府条例による) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育総合研究調査会議報告
昭和44	<ul style="list-style-type: none"> ○府立高槻養護学校に高等部設置 ○大阪府学校教育審議会特殊教育分科会により答申(特殊教育の振興について) 	
昭和45	<ul style="list-style-type: none"> ○心身障害児訪問教育指導制度実施 ○府立茨木養護学校、富田林養護学校開校 ○府立八尾養護学校に高等部設置 ○大阪市立光陽養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 ○大阪市立生野養護学校に高等部本科設置 ○特殊教育担当指導主事1名増員(府) ○「大阪府心身障害者対策協議会」設置 ○大阪府学校教育審議会特殊教育分科会へ諮問(聴覚障害教育のあり方について) ○盲・聾・養護学校教員の内地留学制度実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校小学部・中学部学習指導要領」「聾学校小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(病弱教育)小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(精神薄弱教育)小学部・中学部学習指導要領」告示(昭和46.3.13) ○「心身障害者対策基本法」公布(厚生省)
昭和46	<ul style="list-style-type: none"> ○府立茨木養護学校に高等部設置 ○特殊学級増設第3次5ヵ年計画開始 ○大阪市立思斎養護学校分校設置(児童福祉施設すみれ愛育館内) ○大阪市立思斎養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 ○大阪市立難波養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 ○大阪府学校教育審議会特殊教育分科会により答申(聴覚障害教育のあり方について) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記指導要領小学部実施 ○国立特殊教育総合研究所設置 ○中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申 ○盲学校・聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録並びに中学部生徒指導要録の改訂(昭和47.2.23)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和47	<ul style="list-style-type: none"> ○府立茨木養護学校刀根山分校設置(国立療養所刀根山病院 内筋ジストロフィー病棟、現、刀根山支援学校) ○府立堺養護学校太子分教室設置 ○特殊教育担当主幹1人増員(府) ○国立特殊教育総合研究所へ研究生の派遣制度発足(長期・短期) ○大阪府学校教育審議会特殊教育分科会へ諮問(心身障害児の就学対策について) ○「特殊教育」を「養護教育」に変更(市) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記指導要領中学部実施 ○特殊教育拡充整備計画策定 養護学校設置 7年計画 特殊学級設置 10年計画 幼稚部設置 10年計画 ○「盲学校学習指導要領高等部編」および「聾学校学習指導要領高等部編」の改正並びに「養護学校(精神薄弱教育)高等部学習指導要領」「養護学校(肢体不自由教育)高等部学習指導要領」および「養護学校(病弱教育)高等部学習指導要領」告示
昭和48	<ul style="list-style-type: none"> ○府立佐野養護学校開校 ○府立佐野養護学校砂川分教室設置 ○府立富田林養護学校羽曳野分教室設置 ○府立富田林養護学校に高等部設置 ○府立盲学校に幼稚部設置 ○大阪市立生野養護学校に小学部設置 ○高槻市立養護学校開校 ○八尾市立養護学校開校 ○「特殊教育」を「養護教育」に変更(府) ○養護教育担当指導主事1人増員(府) ○大阪市立教育委員会事務局に養護教育課の設置 ○大阪府科学教育センターに養護教育研究室設置 ○府立生野聾学校桃谷分校を勝山分校に校名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記高等部指導要領実施 ○盲・聾・養護学校高等部生徒指導要録の改訂(昭和48.5.10) ○「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」の公布(昭和48.11.20政令第339号) ○学校教育法施行規則の一部改正(昭和49.2.9文部省令第2号) 就学義務猶予又は免除の取り消し等に伴う編入学 ○「国立久里浜養護学校」開校
昭和49	<ul style="list-style-type: none"> ○府立豊中養護学校開校 ○府立佐野養護学校に高等部設置 ○養護教育担当主幹を廃し、養護教育担当参事を配置(府) ○養護教育担当指導主事及び事務職員各1人増員(府) ○大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申(心身障害児の就学対策について) ○同上諮問 (大阪府における養護教育の今後の方向と施策について) (昭和49.7) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法の一部改正(49法律第70号)第73条に2及び3を追加「寄宿舎の設置及び寮母について」(規定) ○精神薄弱児通園施設に関する通知の改正に伴い、「精神薄弱の学齢児童生徒に関する就学について」 (昭和32.7.2初中局長通達)の廃止 (昭和49.4.4初中局長通達) ○標準法一部改正－特殊学級1学級定員12人(昭和49.6.22法律第90号) ○特殊教育改善調査研究会より報告 (重度・重複障害児に対する学校教育のあり方について)(昭和50.3.31)
昭和50	<ul style="list-style-type: none"> ○府立寝屋川養護学校開校 ○府立泉北養護学校開校 ○府立富田林養護学校羽曳野分教室を、府立泉北養護学校に所管替え ○堺市浅香山養護学校病院内学級(堺病院、労災病院、泉北病院)を府に移管、府立泉北養護学校病院内学級として設置 ○高槻市教育委員会事務局に養護教育課の設置 ○府立堺聾学校新築移転 ○大阪府障害児就学指導委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連障害者の権利宣言

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和 51	○府立東大阪養護学校開校 ○府立泉北養護学校に寄宿舎開設 本校校舎での授業開始	
昭和 52	○守口市立養護学校開校	
昭和 53	○府立和泉養護学校開校 ○大阪市立住之江養護学校開校 ○養護教育担当指導主事1人増員 ○養護教育就学指導員の配置(8人)(府) ○大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申(大阪府における養護教育養護教育の今後の方向と施策について)(昭和53.6.29) ○大阪市立思齊養護学校分校(すみれ愛育館内)廃止	○特殊教育100年 ○養護学校義務制に伴う学校教育法施行令及び同法施行規制の改正(昭和53.8.18) ○教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について(通達)(昭和53.10.6)
昭和 54	○府立岸和田養護学校開校 ○大阪市立西淀川養護学校開校 ○養護教育諸学校訪問教育実施	○養護学校義務制実施 ○養護教育諸学校学習指導要領の改訂(昭和54.7.2) ○養護教育諸学校の小・中学部生徒指導要録改訂(昭和55.3.31)
昭和 55	○府立藤井寺養護学校開校 ○府立堺養護学校太子分教室を府立藤井寺養護学校の分教室に所管替え ○堺市立浅香山養護学校廃止	○標準法の一部を改正(昭和55.5.22)
昭和 56	○府立交野養護学校開校 ○学校教育審議会養護教育分科会設置(昭和56.7.1)	○国際障害者年 ○心身障害児就学相談事例集(昭和57.3) ○養護教育諸学校高等部生徒指導要録改訂(昭和57.3.5)
昭和 57	○学校教育審議会養護教育分科会より答申(養護教育諸学校の今後の整備について)(昭和57.6.29) ○学校教育審議会養護教育分科会設置(昭和57.8.21) ○府立藤井寺養護学校太子分教室を廃止	○心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方(昭和57.10.7)
昭和 58	○大阪市立平野養護学校開校 ○共に生きる社会をめざして一障害者対策に関する大阪府長期計画(国障年) ○肢体不自由養護学校(交野・東大阪)高等部に精神薄弱児を対象とする生活課程を設置	
昭和 59	○府立生野聾学校勝山分校を府立生野高等聾学校として独立 ○府立茨木養護学校刀根山分校を府立刀根山養護学校として独立 ○大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申(府立養護教育諸学校における教育の充実について)(昭和59.7)	○心身障害児の就学指導資料 —心身の障害の特性と就学指導—(昭和59.10)
昭和 60	○府立箕面養護学校開校(高等部に精神薄弱児を対象とする生活課程を併置)	

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
昭和61		
昭和62	○府立堺養護学校中津分校を府立中津養護学校として独立	○心身障害児交流活動地域推進研究校実施
昭和63	○大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申(病弱・身体虚弱教育の充実について)	○「心身障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う「精神薄弱者」の取扱いについて(昭和63.4)(労働省) ○教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(昭和63.5)(文部省) ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正及び柔道整復師の一部を改正(昭和63.5)(厚生省) ○学校教育法施行令の一部を改正(昭和63.8) ○教育職員免許法の一部を改正(昭和63.12) ○教育課程審議会答申(昭和63.12) 盲学校・聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について ○教育職員免許法施行規則の一部を改正(平成元.3、公布)
平成元	○府立泉北養護学校羽曳野分教室を府立泉北養護学校羽曳野分校とする。 ○府立佐野養護学校砂川分教室を廃止(平成元.3) ○肢体不自由養護学校(堺・茨木)高等部に精神薄弱児を対象とする生活課程を設置	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)(平成元.10) ○学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令の一部を改正する省令の制定並びに盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領を定める告示、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について(通達)(平成元.10)
平成2	○府立和泉養護学校分教室を堺市立百舌鳥養護学校内に設置(高等部) ○府立及び大阪市立盲学校高等部専攻科に保健理療科を設置し、別科保健理療科を募集停止とする。 ○今後の養護教育のあり方に関する調査(委託) ○医療との連携のあり方に関する検討委員会及び職業教育の充実のための調査研究委員会の設置 ○指導第二課養護教育係を課内室として独立させ、指導班と企画推進班からなる養護教育室(室員……養護教育室長1人、首席指導主事1人、主任指導主事3人(うち班長2人)、指導主事5人)を設置、養護教育室長1人、養護教育担当指導主事1人増員(府)	○盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領の施行 ○盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂(平成3.3.20)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成3	<ul style="list-style-type: none"> ○府立寝屋川養護学校分教室を守口市立養護学校内に設置(高等部) ○養護教育室に行政職員2人(主査1人、主事1人)増員、主任指導主事1人を廃し、指導主事1人を配置(府) ○大阪府学校教育審議会養護教育分科会設置(平成3.9.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○標準法の実施 ○社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議のまとめを発表(平成4.2.20 文部省) ○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成4.3.23 文部省令第4号公布) ○「学校5日制について」(平成4.3.23通知) ○青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議のまとめを発表(平成4.2.26 文部省) ○通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)(平成4.3.30 通級学級に関する調査研究協力者会議)
平成4	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校週5日制大阪府推進会議」設置(平成4.2.20) ○府立和泉養護学校分教室を移転 ○府立高槻養護学校分教室を設置 ○堺市立百舌鳥養護学校分校(肢)開校 ○府立盲学校高等部専攻科に「情報処理科」設置 ○「学校週5日制大阪府推進会議」に第3分科会(養護教育諸学校)設置(平成4.5.18) ○養護教育室の首席指導主事を廃し、参事を配置するとともに行政職員1人(主幹)を増員 ○大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申(今後の養護教育のあり方について)(平成4.12.18) ○通級による指導を実施する場合の事務取扱い等について(通知)(平成5.3.25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校、聾学校及び養護学校小学部学習指導要領」の施行 ○学校週5日制の実施(平成4.9.1) ○「学校教育法施行規則の一部改正等」(平成5.1.28公布、平成5.4.1施行)(73条に21、22を加える) ○通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒について(通達)(平成5.1.28)
平成5	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教育室を調整班、指導班、推進班と再編成し、首席指導主事を増員(府) ○大阪府科学教育センターを廃し、大阪府教育センターを設置、同センター内に養護教育室を設置 ○「新大阪府障害者計画(愛称:ふれあい おおさか障害者計画)」の策定(平成6.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○盲学校、聾学校及び養護学校中学部学習指導要領」の施行 ○通級による指導の実施(制度化) ○盲学校、聾学校及び養護学校の高等部生徒指導要録の改訂(平成5.7.29) ○心身障害者対策基本法の一部改正「障害者基本法」に改める(平成5.12.3)
平成6	<ul style="list-style-type: none"> ○指導第二課養護教育室を課として独立させ、振興係・指導係・推進係からなる養護教育課(課長1人、参事1人、首席指導主事1人、課長代理1人、係長3人、指導主事7人、主事2人、計16人)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○サラマンカ声明と行動大綱 ○「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」の施行 ○児童の権利に関する条約(発効)(平成6.5.22) ○病気療養児の教育について(通知)(平成6.12.12) ○就学指導資料(発行)(平成7.1) ○学習障害児等に対する指導について(中間報告)(平成7.3.27)

年度	大 阪 府・市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児理解推進校による研究を終え、新たに障害児理解推進事業として、全府立養護教育諸学校で実施 ○養護教育課指導係に指導主事1人を増員 ○守口市立養護学校廃止(平成8・3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第15期中央教育審議会発足(平成7.4.26) ○障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略～(総理府障害者施策本部決定)(平成7.12) ○盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等のあり方について(報告)(平成8.3.18)
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ○府立守口養護学校開校 ○養護教育課指導主事1人を指導係から減員、推進係に増員 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育改革プログラム策定(文部省)(平成9.1.24) ○特殊教育の改善・充実について(第1次報告)(平成9.1.24) ○学校図書館司書教諭講習規定の一部改正(平成9.3.26)
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ○府立富田林養護学校新築移転 ○養護教育振興係に主事1人を増員 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律(平成9.6.18) ○特殊教育の改善・充実について(第2次報告)(平成9.9.19)
平成 10	<ul style="list-style-type: none"> ○府立吹田養護学校開校 ○府立羽曳野養護学校開校 ○府立守口養護学校全面開校 ○介護体験実習開始 ○大阪府学校教育審議会第3分科会より中間答申(平成10.5.21)(ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育の在り方について)答申(平成11.1.22) ○府立和泉養護学校神石分教室を府立泉北養護学校内に移転(平成10.7.22) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育改革プログラム(改訂)(文部省)(平成10.4.28) ○教育課程審議会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準改善について(答申)(平成10.7.29) ○幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の告示(平成10.12.14) ○盲学校・聾学校及び養護学校、高等学校学習指導要領の告示(平成11.3.29)
平成 11	<ul style="list-style-type: none"> ○府立泉北養護学校を知的障害養護学校(高等部)に改編(平成11.4.1) ○早期教育相談の在り方に関する実践研究(平成11・12) ○教育改革プログラム策定(平成11.4) ○ふれあいおおさか障害者計画後期行動計画策定(平成11.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「精神薄弱」の用語「知的障害」とする関係法律の改正(平成11.4.1) ○学習障害児に対する指導について(最終報告)(平成11.7.2)
平成 12	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会組織再編により、養護教育課を、教育振興室障害教育課(調整グループ、養護教育諸学校・養護学級グループ)とする。調整グループにケースワーカー職を配置(平成12.4.13) ○障害保健福祉室に就労支援課が新たに設置され、障害教育課職員が併任する。(平成12.4.13) ○大阪府学校教育審議会専門部会を設置(平成12.7.21)、「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」提言(平成12.11.8) ○学校における医療的ケア対策検討委員会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」の施行 ○省庁再編により、文部省特殊教育課が文部科学省特別支援教育課となる。 ○「21世紀の特殊教育の在り方」に関する調査研究協力者会議最終報告(平成13.1.15)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成13	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究を開始(平成13.4.1) ○大阪府教育センター養護教育室を障害教育室とし、大阪府教育委員会教育振興室障害教育課養護教育諸学校・養護学級グループを盲聾養護学校・養護学級グループとする。(平成13.4) ○盲・聾・養護学校高等部生活・職業自立支援事業「情報チャレンジコース」「生活自立支援コース」をモデル設置 ○医療的ケア巡回相談事業 学校における医療的ケア支援推進チーム設置 ○障害者ケアマネジメント充実事業を健康福祉部障害保健福祉室と共に開始 ○府立養護学校教員と府立障害者施設の福祉職との人事交流を開始 ○聾学校(堺・大阪市立)に通級指導担当教員の配置 ○大阪府学校教育審議会より答申(平成14.3.26) 「知的障害養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援教育の在り方」に関する調査研究協力者会議発足(平成13.10.9～)
平成14	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害のある生徒の就業促進支援事業を実施 (平成14.15.16) ○府立刀根山養護学校関西医科大学附属病院分教室及び、大阪市立平野養護学校南大阪療育園分教室を開設(平成14.4.1) ○小・中学校の通常の学級に在籍する障害等のある児童生徒に対する教育の在り方に関する検討会設置 ○大阪府教育センター障害教育室を教育課題研究室障害教育グループとする。(平成14.4) ○文部科学省委嘱「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」実施(平成14.15) ○障害教育IT活用支援事業(平成14.15.16) ○府立生野聾学校の改築が完了(平成15.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」の施行 ○「学校教育法施行令の一部改正について」 (平成14.4.24通知 平成14.9.1施行) (就学基準・手続の改正) ○「障害のある児童生徒の就学について」 (平成14.5.27通知) ○「今後の特別支援教育の在り方について」 中間まとめ(平成14.10) ○「今後の特別支援教育の在り方について」 最終報告(平成15.3)
平成15	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育委員会教育振興室障害教育課調整グループを調整・養護学級グループとする。(平成15.4) ○大阪府教育センター教育課題研究室障害教育グループを人権・教育課題研究室障害教育グループとする。(平成15.4) ○肢体不自由養護学校高等部訪問教育を本格実施(平成15.4.1) ○知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究を府立園芸高校において開始(平成15.4.1) ○障害教育IT活用支援事業による教材CDを作成 (平成15.5) ○茨木支援学校高等部に情報コース、守口支援学校高等部に職業コースを設置 	
平成16	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育委員会教育振興室障害教育課内に新たに新校整備推進グループを発足する。(平成16.4) ○大阪府教育センター人権・教育課題研究室障害教育グループを特別支援教育研究室とする。(平成16.4) ○高槻市立養護学校閉校(平成17.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援教育を推進するための制度のあり方について(中間報告)」(平成16.12) ○盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて(通知)(平成16.10.22)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成17	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育委員会教育振興室障害教育課調整・養護学級グループを調整グループ、養護学級グループとする。 (平成17.4) ○文部科学省委嘱「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」実施(平成17) ○大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障害のある生徒の受け入れ方策について」(平成17.8) ○府立生野高等聾学校閉校(平成18.3.31) ○府立堺聾学校高等部閉部(平成18.3.31) ○新校整備推進グループを廃止する。(平成18.3.31) ○八尾支援学校高等部にフロンティアコースを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援法の施行(平成17.4.1) ○発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)(平成17.4.1) ○中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を答申 (平成17.12.8)
平成18	<ul style="list-style-type: none"> ○府立たまがわ高等支援学校開校(平成18.4.1) ○府立高校9校、大阪市立高校2校に知的障害生徒自立支援コースを設置(平成18.4.1) ○府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立枚岡樟風高等学校内に設置(平成18.4.1) ○府立だいせん高等聾学校開校(平成18.4.1) ○府立刀根山養護学校関西医科大学附属枚方病院分教室開設(平成18.4.1) ○障害教育地域支援整備事業実施 ○大阪府特別支援教育連携協議会発足(平成18.4.1) ○障害教育専門性育成事業実施 ○市町村医療的ケア体制整備推進事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法施行規則の一部改正により、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒の通級指導が制度化(平成18.4.1施行) ○学校教育法一部改正(平成18.6.21)により、特別支援教育が制度化(平成19.4.1施行)。 ○教育職員免許法の一部改正(平成18.6)により特別支援学校教員免許状創設(平成19.4.1施行) ○障害者自立支援法の施行(平成18.10.1)
平成19	<ul style="list-style-type: none"> ○府立盲学校、府立八尾養護、富田林養護、佐野養護、寝屋川養護学校に副校长を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正学校教育法施行(平成19.4.1) ○学校教育法施行令一部改正(平成19.4.1施行)(障害のある児童生徒の就学先決定における保護者からの意見聴取の義務付け) ○「特別支援教育の推進について」(通知) (平成19.4.1)
平成20	<ul style="list-style-type: none"> ○障害教育課から支援教育課へ課名変更 支援教育課のグループ名変更 盲・聾・養護学校グループから支援学校グループへ 養護学級グループから支援学級グループへ ○府立盲学校、聾学校及び養護学校(府立たまがわ高等支援学校を除く)の校名を変更 ○公立小中学校の養護学級を支援学級と名称変更 ○副校长の名称を准校長に変更 新たに、高槻支援学校、堺支援学校、茨木支援学校、交野支援学校に准校長を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の告示(平成20.3.28) ○「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について(平成21.2.3) 「自閉症・情緒障害特別支援学級」に変更 ○「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～」(平成21.2.12) ○特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領の告示(平成21.3.9)
平成21	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育委員会教育振興室支援教育課内に新たに学校整備グループを発足する。(平成21.4) ○堺市立上神谷支援学校開校(平成21.4) ○「大阪府支援教育専門家チーム」の設置(平成21.10) ○府立知的障がい支援学校「職業コース」設置方針(平成22.1) 	

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成22	<ul style="list-style-type: none"> ○府立支援学校の分校を開校(平成22.4.1) <ul style="list-style-type: none"> ・吹田支援学校 鳥飼校 (高等部) ・交野支援学校 四條畷校 (中学部・高等部) ・八尾支援学校 東校 (高等部) ・佐野支援学校 砂川校 (高等部) ○府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立千里青雲高等学校、府立芦間高等学校、府立久米田高等学校内に設置(平成22.4.1) ○大阪府教育センター 教育企画部支援教育研究室を教育課程開発部支援教育研究室とする。(平成22.4) ○高等学校における支援教育推進会議を設置(平成22.7) 	
平成23	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに、吹田支援学校に准校長を配置 ○佐野支援学校、佐野支援学校砂川校、泉北高等支援学校、堺支援学校の高等部に職業コースを設置 ○冊子「障がいのある生徒のための就労支援のすすめ」を緊急雇用創出基金事業「障がいのある生徒の雇用実現マッチング事業」により作成、配付 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正(平成23.4.1施行、2及び3に関する事項は、平成24.4.1施行) (1.学級編制の標準の改定 2.学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し 3.教職員定数の標準の基礎となる学級数の見直し) ○障害者基本法一部改正(インクルーシブ教育システムの構築・障害者[定義]にICFの考え方・社会的障壁の除去[合理的配慮]の位置づけ) ○「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査」協力者会議を設置(H23.12.1～H25.3.31) ○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正(平成23.6.22公布) ○特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について(通知)(平成23.12.20)
平成24	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの新制度において、大阪府教育委員会が登録研修機関となり、認定特定行為業務従事者養成を開始 ○豊中支援学校、和泉支援学校、吹田支援学校、箕面支援学校の高等部に職業コースを設置 ○府立羽曳野支援学校に阪南病院分教室を設置 ○大阪市立光陽特別支援学校に、市立大学医学部附属病院分教室及び市立総合医療センター分教室を設置 ○発達障がいのある生徒支援連絡会議を高等学校における支援教育推進会議に統合 ○高等学校支援教育力充実事業のサポート校として、柴島、枚方なぎさ、松原、堺東の府立高校4校を指定 ○府立吹田支援学校鳥飼校閉校(平成25.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正(平成24.4.1施行) ○中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方にに関する特別委員会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 ○文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(平成24.12.5)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
平成25	<ul style="list-style-type: none"> ○府立摂津支援学校、府立とりかい高等支援学校開校 (平成25.4.1) ○とりかい高等支援学校の共生推進教室を府立北摂つばさ高等学校に設置(平成25.4.1) ○府立千里青雲高等学校に設置している共生推進教室の本校を府立たまがわ高等支援学校から府立とりかい高等支援学校に変更(平成25年度入学生より) ○府立佐野支援学校砂川校を旧府立砂川高等学校跡に移転し、同校に中学部を設置(平成25.4.1) ○高槻支援学校、富田林支援学校、寝屋川支援学校、東大阪支援学校、交野支援学校四條畷校の高等部に職業コースを設置 ○大阪市立東住吉特別支援学校開校(平成25.4.1) ○大阪発達総合療育センター内に設置されている平野特別支援学校南大阪療育園分教室を廃止し、東住吉特別支援学校訪問学級に移行(平成25.4.1) ○府立佐野支援学校砂川校閉校(平成26.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について (平成25.4.26) ○文部科学省初等中等教育局長通知(平成25.6.28)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について(通知)」 ○学校教育法一部改正(平成25.9.1施行) (障害のある児童生徒の就学先を決定する仕組みの改正) ○文部科学省初等中等教育局長通知(平成25.10.4)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 ○「障害者の権利に関する条約」日本で発効(平成26.2.19)
平成26	<ul style="list-style-type: none"> ○府立泉南支援学校、府立すながわ高等支援学校開校 (平成26.4.1) ○府立すながわ高等支援学校の共生推進教室を府立信太高等学校に設置(平成26.4.1) ○府立久米田高等学校に設置している共生推進教室の本校を府立たまがわ高等支援学校から府立すながわ高等支援学校に変更(平成26年度入学生より) ○大阪市会 大阪市立学校設置条例一部改正を可決 (平成26.9.19) 平成28年4月に府移管するため、市立特別支援学校を廃止 ○大阪府議会 大阪府立学校条例一部改正を可決 (平成26.10.27) 大阪市立特別支援学校を府立支援学校として設置(規則により、平成28年1月1日に設置) ○府立八尾支援学校東校閉校(平成27.3.31) 	
平成27	<ul style="list-style-type: none"> ○府立枚方支援学校、府立むらの高等支援学校開校 (平成27.4.1) ○府立西浦支援学校開校(平成27.4.1) ○大阪市立東淀川特別支援学校開校(平成27.4.1) ○大阪市立なにわ高等特別支援学校開校(平成27.4.1) ○大阪市立難波特別支援学校を移転・拡充(移転にあわせ大阪市立なにわ高等特別支援学校と併設) (平成27.4.1) ○大阪市立難波特別支援学校小学部を新設(平成27.4.1) ○大阪府教育委員会教育振興室支援教育課内の学校整備グループを廃止し、新たに学校移管グループを発足する (平成27.4.1) ○大阪府教育センター 教育課程開発部支援教育研究室をカリキュラム開発部支援教育推進室とする(平成27.4.1) ○府立むらの高等支援学校の共生推進教室を府立緑風冠高等学校に設置(平成27.4.1) ○府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立金剛高等学校に設置(平成27.4.1) ○府立芦間高等学校に設置している共生推進教室の本校を府立たまがわ高等支援学校から府立むらの高等支援学校に変更(平成27年度入学生より) 	

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
	○冊子「障がいのある生徒の職場定着をめざして～職場定着支援事例集～」を雇用創出基金事業 地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」により作成、配付	○高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(平成28.3.31)
平成28	○大阪府教育委員会事務局を大阪府教育庁とする。(平成28.4.1) ○大阪府教育庁教育振興室支援教育課内の学校移管グループを廃止し、支援学校グループを生徒支援グループと学事・教務グループの2グループとして新たに編成。また、調整グループを企画調整グループに名称変更。(平成28.4.1) ○大阪市立特別支援学校を大阪府に移管(平成28.4.1) ○生野支援学校高等部、東淀川支援学校高等部に職業コースを設置	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)施行(平成28.4.1) ○「発達障害者支援法」の改正(平成28.5.25) ○「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28.6.3) ○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布」(「高等学校における通級による指導の制度化」)(平成28.12.9) ○幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の告示(平成29.3.31)
平成29	○難波支援学校高等部、東住吉支援学校高等部に職業コースを設置 ○新たに、西浦支援学校に准校長を配置	○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正(平成29.4.1施行) (通級による指導担当教員について配置基準を新設) ○特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示(平成29.4.28) ○小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知) (平成29.7.7) ○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知) (平成29.12.27) ○高等学校学習指導要領の告示 (平成30.3.30)
平成30	○府立柴島高等学校、府立松原高等学校に通級指導教室を設置 ○思斎支援学校高等部、住之江支援学校高等部に職業コースを設置	○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行」(「高等学校における通級による指導の制度化」)(平成30.4.1) ○文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(平成30.5.24) ○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行」(「個別の教育支援計画による関係機関等との情報共有」)(平成30.8.27) ○文部科学省初等中等教育局長通知「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成30.9.20)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
		<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について(通知)(平成31.2.4) ○文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31.3.20) ○「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(平成31.3.29) ○文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31.3.29)
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ○府立大手前高等学校(全日制の課程)、府立岬高等学校に通級指導教室を設置 ○新たに、枚方支援学校に准校長を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「医療的ケアが必要な児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」(令和元.5.21) ○「人工呼吸器等の医療機器を使用する児童生徒が在籍する学校における災害時の対応について」(令和元.11.11) ○文部科学省初等中等教育局長「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について(通知)」(令和元.11.26) ○文部科学省初等中等教育局長「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について(通知)」(令和2.3.16)
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ○府立なにわ高等支援学校の共生推進教室を府立東住吉高等学校、府立今宮高等学校に設置(令和2.4.1) ○大阪府学校教育審議会に諮問(令和3.1.25) 「今後の府立高校のあり方等について」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和2.5.15) (高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育の要件緩和) ○「人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用について」(令和2.7.10) ○「平成31年度『電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等』報告書について」(令和2.8.6) ○「『医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)』の活用について」(令和2.8.7) ○中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3.1.26)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育庁教育振興室支援教育課内の学事・教務グループと生徒支援グループの2グループを廃止し、学事・教務・支援グループと制度推進グループの2グループとして新たに編成。(令和3.4.1) ○大阪府学校教育審議会より中間報告(令和3.8.27) 「今後の府立高校のあり方等について」 ○大阪府学校教育審議会答申(令和4.1.11) 「今後の府立高校のあり方等について」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正」(令和3.4.1施行) ○内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省医政局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児及びその家族に対する支援関法律の公布について」(令和3.6.18) ○文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心安全に受け入れるために～」(令和3.6) ○文部科学省初等中等教育局長「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～について(通知)」(令和3.6.30) ○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和3.8.23) (医療的ケア看護職員等について、名称及び職務内容を規定) ○「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(令和3.9.24)
令和4	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育庁教育振興室に新たに高校教育改革課を設置。 (高校における自立支援コース、共生推進教室、通級指導教室の担当を支援教育課から高校教育改革課へ移管) ○教育センター附属高等学校、府立野崎高等学校、府立布施高等学校(全日制の課程)、府立富田林高等学校、府立箕面東高等学校、府立和泉総合高等学校(全日制の課程)に通級指導教室を設置(令和4.4.1) ○大阪市立高等学校の大阪府への移管に伴い、府立桜宮高等学校、府立東淀工業高等学校に知的障がい生徒自立支援コースを引き続き設置(令和4.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(令和4.4.27) ○「学校保健安全法施行規則の一部改正について(通知)」(令和4.12.28) ○「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)」(令和5.3.13) ○「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5.3.30) ○「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(通知)」(令和5.3.30)
令和5	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府教育庁教育振興室支援教育課内に新たに学校整備グループを発足。また、学事・教務・支援グループと制度推進グループを廃止し、学事・教務グループと生徒支援グループの2グループとして新たに編成。(令和5.4.1) ○府立中央高等学校に通級指導教室を設置(令和5.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)」(令和6.2.13) ○「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)」(令和6.3.29)
令和6	<ul style="list-style-type: none"> ○府立出来島支援学校開校(令和6.4.1) ○大阪府教育庁教育振興室の高校教育改革課と高校再編整備課を統合し、新たに高校改革課を設置。(令和6.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(通知)」(令和6.8.30)

年度	大 阪 府 ・ 市 関 係	文 部 科 学 省 関 係
令和7	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに、豊中支援学校に准校長を配置 ○大阪府教育庁教育振興室高校改革課内の教育DX・共生グループを共生・魅力発信グループに名称変更。(令和7.4.1) ○大阪府学校教育審議会に諮問(令和7.7.3) 「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」 	



教育厅 教育振興室 支援教育課
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6941)0351
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagisu/shienkyoiku/>

令和7年11月発行